点検・評価報告書

（令和 6 年度認証評価申請用）

白百合女子大学

目次

序章 1

第 1 章 理念・目的 3

第 2 章 内部質保証 11

第 3 章 教育研究組織.....21

第 4 章 教育課程・学習成果.....27

第 5 章 学生の受け入れ.....53

第 6 章 教員・教員組織.....66

第 7 章 学生支援.....74

第 8 章 教育研究等環境.....82

第 9 章 社会連携・社会貢献.....90

第 10 章 大学運営・財務..... 99

第 1 節 大学運営 98

第 2 節 財務.....107

終章.....110

序章

白百合女子大学の開学は、「カトリシズムの世界観による人格形成」「知性と感性との調和のとれた女性の育成」という建学の精神に基づいて、1965 年の開学以来、幅広い分野で活躍し、広く社会に貢献する自立した女性の育成に努めてきた。

大学を取り巻く環境は、デジタル化・ＡＩ化が加速する等、技術革新が進み、予測不能な時代を迎えている。このような急激な変化の中で、社会が大学に求めるニーズも時代とともに変わり、また多様化している。本学が伝統を守りながらも社会ニーズに応えるためには、教育研究、学生支援、社会連携、大学運営等のあらゆる面において、自己点検・評価活動と、その結果に基づいた大学改革への取り組みを、主体的に継続しなければならないと考える。

白百合女子大学では 2017 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、協会の大学基準に適合していると認定された。その際、白百合女子大学に対する大学評価結果として、「努力課題」７項目、「改善勧告」１項目の指摘を受けた。「努力課題」として、①教員の資質向上を図るため、ＦＤ活動を活性化し、教員の資質向上に向けて務めること。②文学研究科発達心理学専攻及び児童文学専攻の修士課程と博士課程において、同一の学位授与方針が定められているため、課程ごとに策定すること。③文学研究科において、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻及び英語英文学専攻の修士課程では「特定の課題についての研究の成果」の審査基準について論文審査基準に準ずるとしているため、それぞれ個別の審査基準を設定すること。④人間総合学部児童文化学科の入学定員に対する入学者比率が高いため改善すること。⑤研究活動における不正行為への対応を担う体制を整備し、すべての専任教員及び大学院学生に研究倫理を涵養すること。⑥「学長補佐会議」「大学院専門員会」「教務委員会」等、意思決定に係る重要な委員会の規程が十分に整備されていないため改善すること。⑦「自己点検・評価委員会」を設置し「白百合女子大学ＰＤＣＡ推進体制」を構築しているものの、方針に従った点検・評価及び改善活動を行っているとはいいがたいため、実質的な取り組みとして機能させること。「改善勧告」として、文学研究科にて研究指導計画が策定されていないことの指摘があった。

これらの指摘事項については、全学的な課題として共有され、自己点検・評価委員会にて改善のための検討が重点的に行われた。その結果として、2020 年度に、内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証委員会が新たに設置され、自己点検・評価委員会については、点検・評価の役割に特化させる等、実質的な改善活動が行えるよう組織の整備が行われた。そして 2020 年度以降はそれ以前から着手していた「努力課題」「改善勧告」への対応について実効性を持って内部質保証委員会が取り組み、それぞれの改善状況については 2021 年度に大学基準協会へ「改善報告書」として提出している。

大学の中期計画については 2021 年度末に発表した「学長ビジョン（2021～2025 年度）」が、2022 年度末に「学長ビジョン（アクションプラン）」と改名され、「アクションプラン推進計画書」と合わせて全学に共有された。並行して内部質保証委員会では、2022 年度から内部質保証委員会規程を改訂し、委員会規程と独立する形で内部質保証方針を定め、内部質保証体制図・運用プロセス図を策定することで、中期計画と内部質保証組織の関係や、

内部質保証の全学的な方針・体制・手続きについて明確にすることができた。

今回「点検・評価報告書」を作成するにあたり、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会をはじめ、学内各組織等であらためて議論を重ね、正確に現状を把握し点検・評価をおこなうよう努めた。点検・評価結果に基づき、内部質保証システムを通した大学改善への取り組みをすることが使命であると考える。

第１章　理念・目的

（１）現状説明

点検・評価項目①
大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点１：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する 人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点２：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

白百合女子大学は、学校法人白百合学園が設置する学校の一つとして、その理念・目的を、学校法人白百合学園が行う事業の目的に基づき、以下に説明するように適切に設定している。

すなわち、学校法人白百合学園が行う事業の目的は、寄附行為（資料 1-1）第３条に定められているとおりであって、「教育基本法及び学校教育法に従」う限りにおいて「カトリック精神に基づいて女子に学校教育を施すこと」である。白百合女子大学の理念・目的は、これに基づき、白百合女子大学学則（資料 1-2）第１条第１項において「建学の精神」及び「教育目標」として明文化されている。

学則第１条の「建学の精神」においては、寄附行為第３条の「カトリック精神に基づいて女子に学校教育を施すこと」が、まず、①「カトリック精神」に基づく教育に関して、本学の「教育の基本理念」が「キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成にある」に反映され、さらに、②それが女子教育として行われることについては、「本学の母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす」こととして示されている。そして、そのような教育が「学校教育」として施されるということについては、本学の教育が、そこに言及するまでもなく「教育基本法及び学校教育法に従」う限りで遂行されることによって具体化されている。

以上によって、大学の特徴としての「カトリック精神」が、またその上に、カトリック大学の中での個性となりうる「シャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神」が打ち出されている。

そして、「カトリシズムの世界観による人格形成」という理念のもと、設立母体の修道女会創立の精神に則ることによって「知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす」という基本姿勢は、「教育目標」に適切に反映されている。

教育目標として掲げられているのは、女性が知性と感性を調和的に養い働かせつつ「真・善・美」（「真理」・「徳性」・「美」）を追求すること、あるいは見出すことを通じて一なる人格を形成するという目標である。その目標に関してはさらに、それが単なる専門知識の獲得ではなく、「豊かな人間性」と「広い視野」を持った上で「専門的な知識」を身につけた

者になること、また、それによって品格をそなえた「自立的」な女性としての在り方を確立することを含意することが示され、教育課程ないしは教育活動への反映の勘所が押さえられている。同時にまた、その目標が、大学教育に相応しい全人的・総合的な目標であることが示されている。

本学には、上記の理念・目的のもとに文学部及び人間総合学部の二学部が設置されていて、学部ごとの目的が学則に定められている。

文学部の目的は、学則第３条の２第１項のとおりである。その目的設定は、学士課程のうち文学部に固有の部分のねらいを示すものとなっている。そこでは、「専攻する言語・文学・文化の研究を通して、高いコミュニケーション能力を身につけ」るという「専門的な知識」の修得にとどまらず、「広い視野」を形づくる「自文化と他文化にわたる豊かな教養」を持った「多様な場面で他者と対話し、協働できる人材の育成」をめざすという点において、大学の理念・目的に適合している。

学則第３条の２第２項から第４項までには学科ごとの目的も定められているが、そこでも各学科の専門性に応じた学修とともに、「豊かな教養と柔軟な発想」「異文化理解に立脚した教養」「海外だけでなく自国の文化をも再評価できる広い視野」という、それぞれの文言で専門知識の獲得にとどまらない要素を目的に含めている。

大学の理念・目的に含まれる、専門知識の獲得を超える要素に関しては、教育課程上、全学共通の宗教学科目及び共通科目に委ねられている部分があるが、文学部では専門科目を通じてもかなりの程度修得されうるほか、正課外の行事や活動でも涵養の機会が提供されている（点検・評価項目②参照）。

人間総合学部の目的は、学則第３条の３第１項のとおりである。その目的設定は、文学部同様、学士課程のうち人間総合学部に固有の部分のねらいを示すものとなっている。そこでは、「児童自身が享受し参加する文化に対する深い理解」を「基礎」として共有した上で、「（児童の）心身の発達を生涯に渡って支える視野と高度な専門性」を持つこと、そしてそれを活かして「広く社会に貢献する」という、やはりここでも「専門的な知識」の修得にとどまらず、「広い視野」をもち、「人々への誠実な愛と奉仕の姿勢」を持つことにもなりうる目的を掲げ、その点において大学の理念・目的に適合させている。

学則第３条の３第２項から第４項までには学科ごとの目的も定められている。そこでは、文学部の場合とは異なり、各学科の専門性に応じた学修のみが目的として掲げられているが、その一方で、人間総合学部には、文学部にはない「学部共通科目」が設置されている（第４章参照）。

大学の理念・目的に含まれる、専門知識の獲得を超える要素に関しては、教育課程上、全学共通の宗教学科目及び共通科目に委ねられている部分があるが、人間総合学部では学部共通科目を通じても一部修得されうる仕組みになっているほか、正課外の行事や活動でも涵養の機会が提供されている（点検・評価項目②参照）。

大学院の目的については、白百合女子大学大学院学則（資料 1-3）第１条に定められている。その目的設定においては、大学の教育の基本理念として掲げられた「キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成」に相当する文言として「キリスト教精神に基づく人格形成」が用いられるとともに、「深い学識と高い研究能力」を養うことについて、それを以て「文化の向上と人類の福祉とに寄与する」ことまでを含めることによって、「人々

への誠実な愛と奉仕の姿勢」を持つこととの関係を示唆し、その点において大学の理念・目的に適合している。

点検・評価項目②
大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点１：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点２：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念・目的は、白百合女子大学学則第１条第１項に、「建学の精神」及び「教育目標」として明示されている。

教職員・学生への周知及び社会への公表については、文書の形では主に次のようにして行われている。①学校法人白百合学園寄附行為・白百合女子大学学則を含む「白百合女子大学規程集」の配付（教職員）、②「大学基本事項」として建学の精神と教育目標を掲載した「学生生活 GUIDEBOOK」（資料 1-4）の配布（学生、教職員）、③建学の精神及び教育目標に関する解説を含む「カトリック教育センターガイダンス資料」（資料 1-5）の配布（編入学者を含む学部新入生）、④本学ウェブサイト内「建学の精神・教育目標」と題するページ（資料 1-6）への「建学の精神」及び「教育目標」の掲載並びに解説（社会一般）、⑤「白百合女子大学 CAMPUS GUIDEBOOK」（大学案内）（資料 1-7）における「教育目標」の解説並びに「白百合女子大学大学院 Guidebook」（大学院案内）（資料 1-8）における「建学の精神」及び「教育目標」の掲載（入学検討者を主とした社会一般）。

学生の場合、学部・大学院の新入生はいずれも、入学式における学長式辞、入学記念ミサにおける説教等において建学の精神の理解に資する話を聴く機会がある。学部新入生はさらに、授業期間開始前に開催される「カトリック教育センターガイダンス」において、前段に言及したガイダンス資料の関係ページを参照しつつ、建学の精神及び教育目標について教員の導入的解説を聴くことになっている。

学部の教育課程においては、全学部全学科１年次前期必修の宗教学科目「キリスト教学ＩＡ」、同じく１年次必修の共通科目「パブリック・リテラシー」（初年次教育科目）のそれぞれで、建学の精神及び教育目標並びに本学設立母体について解説する授業回が設けられている。それに加えて、１・２年次を通して宗教学科目が必修として課され（1 年次前期「キリスト教学ＩＡ」・後期「キリスト教学ＩＢ」、２年次前期「キリスト教学ⅡＡ」・後期「キリスト教学ⅡＢ」）、その授業時間内に「コミュニオン」の時間を設けて学生どうしが人格的にかかわりあうきっかけをつくり、あるいはまたそのかかわりを深めていくことによって、建学の精神及び教育目標の意味するところを体験的に知るための一助としている。以上については、各科目のシラバス（資料 1-9）に明記されている。

教職員に関しては、ＦＤ・ＳＤ研修会も建学の精神について理解を深め、それぞれの職

務にそれを反映させることを促す有効な機会として位置づけられ、中間目標達成のための「アクションプラン推進計画書」ＡＩ１１に従って実施されている（資料 1-10)。2022 年度には「建学の精神に基づく白百合女子大学の教育活動」をテーマにＦＤ研修会が開催された（資料 1-11)。

折ごとに開催される「アセンブリー」(集会）も、学生・教職員に対して、またその一部は地域住民に対して、本学の教育の基本理念を成すカトリック精神及びそれに基づいて掲げられている教育目標について、ある場合には理解を促し、またある場合には感じとる場を提供している。「アセンブリー」の「趣旨」は、「学生生活 GUIDEBOOK」9 ページに掲載されているとおりである。「真・善・美に向かって努力する精神を養い、育てること」を目的とし、おおむね次のような行事がそれにあたるとされている。㋐ミサ聖祭（入学記念、創立記念、死者祈念、クリスマス、卒業感謝のミサ)、㋑講演会、㋒チャリティーイベント、㋓修養会、㋔学生総会、㋕学生会ガイダンス、㋖各学科の学会活動、㋗学内スポーツ大会、㋘その他催し物。

これらのうち一部は、(コロナ禍の間は学内者限定又はオンライン開催としたものもあるが）基本的に、地域住民、卒業生、及び一般の人たちに開かれた形で開催されている。たとえば、アドヴェントの集い (待降節を迎えての中庭のクリスマスツリーの点灯式)、クリスマス・ミサ、キリスト教文化研究所講演会、宗教講座「創造への道」(「本学の建学の理念を支えるキリスト教的人間観・霊性を学び直す場」としてカトリック教育センターが講座内容を企画し社会連携センターが運営する講座)、チャペルコンサート (キリスト教文化研究所主催）等である。これらについては、大学サイト、CampusSquare（学内)、同窓会報、パンフレット、ポスター、チラシ等で学内外に案内している（資料 1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22、1-23)。

修養会は、「キリスト教学ＩＢ」及び「キリスト教学ⅡＢ」の履修者全員（主に１、２年次生）を対象として、カトリック教育センターの企画により開催している。司祭や修道者の講話に耳を傾け、日常生活から距離を置くようにして自己を見つめ直す時間としている（資料 1-23)。修養会については、カトリック教育センター報「ぶどうの木」(年２回発行）の 12 月 1 日発行分（資料 1-24）に実施概要と学生数名のレポートを掲載し、全学生に配布すると同時に１年生保護者に送付している。

カトリック教育センター内には「セントポール・コイノニアルーム」が設置されていて、火曜お昼のミサ、セントポール・クワイア、コイノニアクラス（宗教学科目の授業での学びに加えて学習を希望する学生対象)、２Ｓ交流会（白百合女子大学セントポール・コイノニアルームと清泉女子大学ラファエラ・マリアセンターの交流会)、コイノニア巡礼遠足、クリスマス・チャリティ・バザー、フィリピン・チャリティ in 白百合（湘南白百合学園との連携)、高齢者福祉施設クリスマス聖歌奉仕訪問等を行っていて、これらもカトリック精神を体験し本学の教育目標に向かう学生・教職員の活動の重要な一部を成している。セントポール・コイノニアルームの活動の周知方法は、活動によって異なるが、大学サイト、CampusSquare、学内放送、同窓会報、ポスター、チラシ等を適宜利用して案内している（資料 1-25、1-26、1-27、1-28、1-29、1-30、1-31、1-32、1-33、1-34)。また、年度末には、コイノニアルームの案内と過去１年間の活動実績を写真入りで掲載した「St.PAUL KOINONIA LETTER（コイノニアだより)」(資料 1-35）を発行し、全学生に配布し、また、1

年生の保護者に送付している。

さらに、ピアサポート団体（他者を思いやる心とその実践を目的として学生と職員が協働する団体）の活動も、カトリック精神を発揮し、教育目標に近づいていこうとする上で重要な役割を果たしている。たとえば、「Cosmopolite（コスモポリット）」は留学生との交流が主な活動であるが、その中で国際交流オフィスの職員とともに国際的な問題・課題とそれに対処する取り組みについて啓発する活動等を行っている（資料 1-36）。ピアサポート団体は他にもりぼんネット、マスールハローキティーボランティア、図書館ピアサポーターLiLiA、学生エコサポーター、（前出の「アドヴェントの集い」ではたくさんのエコキャンドルが灯されるが、それらは学生エコサポーターが制作している）がある。

2022 年 6 月 29 日の本学創立記念日より、授業の開始・修了時のチャイム音が「校歌」をアレンジしたメロディーへ変更された。本学の校歌は国内９地域に１０校ある姉妹校（幼・小・中・高・大）に共通するもので、聖母マリアを象徴する白百合の花について歌われている。「校歌」に慣れ親しむ機会を増やし、建学の精神への理解、愛校心の醸成を図ることを目的としている。

2023 年度には、「アクションプラン推進計画書」ＡＩ１３に記載された計画の一部として、学長のもとに新たに「ルイ・ショーヴェセンター」準備室が設置された（資料 1-37）。今後、当面は同準備室において試行的に、そして 2024 年度以降は正式設置予定の「ルイ・ショーヴェセンター」において、学内各所で行われている建学の精神を反映した活動に関する情報を集約し、学内外に発信し、活動の実績や計画を見えやすくしていくことになった。また、同センターでは、本学でやや手薄になっているボランティア活動の拠点としての機能ももたせること等が検討されている。（資料 1-38）

学部の目的の学則への明示に関しては、文学部の目的が白百合女子大学学則第３条の２第１項に、文学部各学科の目的が同第３条の２第２項から第４項に、人間総合学部の目的が同第３条の３第１項に、人間総合学部各学科の目的が同第３条の３第２項から第４項に、それぞれ明示されている。また、大学院の目的に関しては、白百合女子大学大学院学則第１条第１項に、大学院文学研究科各専攻の目的は同第３条の２に課程別に、それぞれ明示されている。

学部・研究科の目的の教職員・学生への周知及び社会への公表については、文書の形では主に次のようにして行われている。①白百合女子大学学則・白百合女子大学大学院学則を含む「白百合女子大学規程集」の配付（教職員）、②白百合女子大学学則・白百合女子大学大学院学則を掲載した「学生生活 GUIDEBOOK」の配布（学生、教職員）、③本学ウェブサイト内「学びの内容」の中の「大学院文学研究科」と題するページ（資料 1-27）への大学院の目的の掲載（社会一般）等。

点検・評価項目③

大学の理念・目的、各学部･研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点１：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

大学の理念・目的実現のための中・長期の計画その他の諸施策に関しては、「学長ビジョン（アクションプラン）」（資料 1-39）に２６の「目標」と４６の「中間目標」が掲げられた上で、各中間目標に目標達成度評価のための「中間指標」が示されるとともに、責任体制の明確化のため「推進責任者」が指定されている。

掲げられた目標は、Ａ～Ｅの５つに分類され、さらに全体で９区分されている（Ⅰ～Ⅸ）が、そのうち分類項目Ａが「教育理念の実質化と評価検証体制の確立」、その下位区分Ⅰが「建学の精神を実質化するための教育の質の向上」である。区分Ⅰには５つの目標が掲げられていて、その中の目標１「建学の精神に基づく教育の具現化及び体系化とその周知・共有」が、本質的な部分において点検項目③に関係する部分となっている。目標１の下には三つの中間目標とそれぞれの中間指標が設定されている。次のとおりである。

Ⅰ 建学の精神を実質化するための教育の質の向上
目標 １．建学の精神に基づく教育の具現化及び体系化とその周知・共有
中間目標 1）建学の精神に基づく教育理念の具現化及び学内外への周知・共有
中間指標 ①建学の精神に基づく教育理念の教育活動への反映の促進
②学内外への周知・共有方法の策定及び実施
③建学の精神に関するＦＤ・ＳＤの実施
中間目標 2）設立母体及び大学についての資料の収集、分析及びアーカイビング
中間指標 ①アーカイブ計画の策定及び実施
②卒業生等関係者への聞き取り計画の策定及び実施
中間目標 3）建学の精神に基づく教育の具現化・体系化を全学的に支えるために必要な組織の設置
中間指標 ①建学の精神に基づく教育の具現化・体系化を全学的に支えるための検討組織の活動計画の策定及び稼働
以上の推進責任者： 学長、全学教養教育連絡会議主事

目標達成へと着実に進むことができるよう、中間指標ごとに「アクションプラン推進計画書」が策定され、それに従って計画的な取り組みが行われている。そして、実際にその取り組みを進める過程で、直面する問題や進捗状況に応じて、中間目標、中間指標、アクションプラン推進計画の微調整ないし見直しを行っている。本報告書で引用するのは 2023 年度開始時点の内容である。

区分Ⅰ「建学の精神を実質化するための教育の質の向上」の範囲には、上記のほかにも、点検項目③にかかわる次のような目標が掲げられ、これについてもアクションプラン推進計画書に従って目標達成のための取り組みがなされているが、その際、「教育理念に基づく」という部分に関しては、現実的な条件の制約の中でどのような形で具体化するかという課題にも取り組む必要がある。

目標 ４．教育理念に基づく国際交流の促進
中間目標 1）教育理念に基づく国際交流方針の明確化及び全学的共有
中間指標 ①教育理念に基づく国際交流方針案の策定

以上の推進責任者： 副学長（教務)、教務部長

また、分類C「大学の社会的責任」の区分V「社会貢献・地域連携の促進」にも、大学の理念・目的を実現していく上で外すことのできない、次のような中間目標及び中間指標が掲げられている。これらについてもアクションプラン推進計画書に従って目標達成のための取り組みがなされている。

C 大学の社会的責任
V 社会貢献・地域連携の促進
目標 4．多様な社会貢献
中間目標 1）カトリック大学としての社会· 地域貢献の促進
中間指標 ①カトリック大学としての特色を活かした社会・地域貢献の促進
・現在の実施状況及び他のカトリック大学の事例を収集し、本学として実施可能なものを検討
②クリスマス・ミサやチャペルコンサート等の地域に開かれた催しの促進継続
③ボランティア活動の活性化
④ＳＤＧｓ等、社会課題学習にかかわる地域との協力体制の構築
以上の推進責任者： 副学長（大学運営)、事務局長

各学部・研究科の目的等実現のための中・長期の計画その他の諸施策に関しては、各学部・研究科の目的を各学部ないし各学科のアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに反映させることによって、「学長ビジョン（アクションプラン」及び「アクションプラン推進計画書」に従った計画的な実現が進められている。すなわち、「学長ビジョン（アクションプラン)」ＡのＩの２「質の向上・成果の根拠を示すことのできる教育体制の構築」において、「３つのポリシーに基づく教育目標の具現化」を中間指標に含む中間目標が掲げられている。

（２）長所・特色

大学の特徴としての「カトリック精神」を学生及び教職員に周知し、また近隣住民をはじめ社会一般に発信する活動は、点検項目②に記したように豊富である。

また、「学長ビジョン（アクションプラン)」及び「アクションプラン推進計画書」によって、大学の理念・目的の実現に向けて、課題を明確化し、計画的な取り組みを行っている。

（３）問題点

点検・評価項目①に関しては、大学の理念と目的（建学の精神及び教育目標）を各学士課程にどこまで、どのように反映させるかについて、なお検討されるべき課題を残している。専ら宗教学科目に委ねるのか、共通科目（全学共通科目）に関しても、その一部であれ、建学の精神及び教育目標の反映を意図した科目設定をするのか、さらに、各学科の専門科目においても何らかの仕方で反映させることを目指すのか。以上のことは、ディプロ

マ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーをどのように立てるかにも関係する。方針を明確にすることが求められる。

点検・評価項目②に関しては、建学の精神及び教育目標の意味をどのように理解し、どのように説明するのが適切であるかについて教職員間の理解の共有に向けてなお努力を必要としている。

同項目に関してはまた、本学の大学案内書である『白百合女子大学 CAMPUS GUIDEBOOK』に、建学の精神が現状では掲載されていないので、改める必要がある。さらに、本学ウェブサイトにおいては、「大学院文学研究科」のページには「大学院の目的」が明記されているが、「文学部」のページと「人間総合学部」のページには、いずれも「学部の目的」が掲載されていない。何らかの形で掲載することを検討する必要がある。各学部の目的、各学科の目的については、本学ウェブサイト以外においても周知のために効果的な方策が講じられていない。周知の必要性に関する吟味とその結果に応じた対応が求められるところである。

点検・評価項目③に関しては、「学長ビジョン（アクションプラン)」のＡのＩの目標１に含まれる中間目標 3）にある「建学の精神に基づく教育の具現化・体系化を全学的に支える組織」について規程制定のための準備を進めている。学校法人白百合学園法人本部との連携の在り方及びルイ・ショーヴェセンターとの関係を含む大学組織図における位置づけ等に関して詳細を詰めることが課題である。

（４）全体のまとめ

大学の理念・目的の設定は適切である。大学の特徴としてのカトリック精神を学内外に知らせる活動は豊富である。今後はその内容と意義を確認・吟味しつつ継承していくことが課題となるであろう。建学の精神及び教育目標の意味理解と説明に関しては、教職員間で共有するためにはまだ課題を残している。学部の目的、学科の目的への建学の精神及び教育目標の反映という点でも課題を残している。それらの課題と併せて、「学長ビジョン（アクションプラン)」によって明示された、本章の点検項目に関係する目標を達成するための諸課題に、真摯かつ計画的に取り組み、着実に成果を上げていくことが本学の務めであると認識される。

第２章　内部質保証

（１）現状説明

点検・評価項目①
内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点１：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学の内部質保証の基本方針は、2022 年４月から施行している「白百合女子大学内部質保証方針」（資料 2-1）で、以下のように定められている。

> 建学の精神と教育目標の実現に向けて、本学の教育研究活動・教育研究支援活動について自らの責任において常に点検・評価を行い、その結果に基づいて継続的に教育研究活動・教育研究支援活動の向上・充実を推し進めていくことによって、高等教育機関としての社会的使命・責任を果たしていくよう努める。
> ３つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を設定、明示し、これらをもとに設計された教育課程における PDCA サイクルを適切に機能させることによって､内部質保証の継続的な取り組みを推進する。自己点検･評価結果は公開し、社会に対する説明責任を果たす。

内部質保証の推進に責任を負う組織としては、学長を委員長とする内部質保証委員会が置かれている。内部質保証委員会は、全学の教育、研究、管理運営に関する中期の計画に基づいて、教育プログラムを運営する各教育研究組織（学部・学科、全学教養教育部門、大学院、附属施設）の教育研究活動及び事務組織の教育研究支援活動の PDCA サイクルが適切に機能するよう全学的に統括し、改善指示等を行っている（資料 2-2)。さらに学長が指名する副学長を委員長として、自己点検・評価委員会を置き、各組織で行われた自己点検・評価報告について、各組織の活動状況を検証し、フィードバックを行うとともに、内部質保証委員会に報告している（資料 2-3)。 各組織においては、所属長を中心にそれぞれの教育研究活動・教育研究支援活動について自己点検・評価を行っている。

全学レベル、各組織レベル、それぞれで有効な改善を行うため、以下のとおり PDCA サイクルを運用することとしている。内部質保証委員会は、大学の中期計画に基づき、内部質保証のための全学的な方針を策定し（全学Ｐ)、 教育研究運営会議と連携して改善指示等を行う（全学Ｄ)。各組織は、内部質保証委員会から示された方針に基づき、組織毎の年次計画を策定し（各組織Ｐ)、年次ごとの教育研究活動・教育研究支援活動を実施する（各組織Ｄ)。そして、実施結果の検証〈自己点検・評価報告書作成〉（各組織Ｃ)、及び次年度に向けて改善した計画策定を行う（各組織Ａ)。自己点検・評価委員会は、各組織の自己点検・評価報告書に基づき、全学の自己点検・評価を行う。自己点検・評価委員会がまとめた全学の自己点検・評価報告書は、改善に関する提言とともに内部質保証委員会に報告する。

内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会からの報告を精査した上で（全学C）、結果に対する所見を明示し、各種の計画等の改善を図るとともに、各組織に対する改善の指示を行う（全学A）。内部質保証委員会が担う、各組織における PDCA サイクルのマネジメントについて、定期的に学外者による検証を受けることで、適正な運用の維持に努める。

以上の方針、体制、運用プロセスは、「白百合女子大学内部質保証方針」（資料 2-1）に明記され、内部質保証体制図・運用プロセス図も含めて、大学ホームページにて広く学外に公開している。（下図は内部質保証体制図）

白百合女子大学　内部質保証体制図

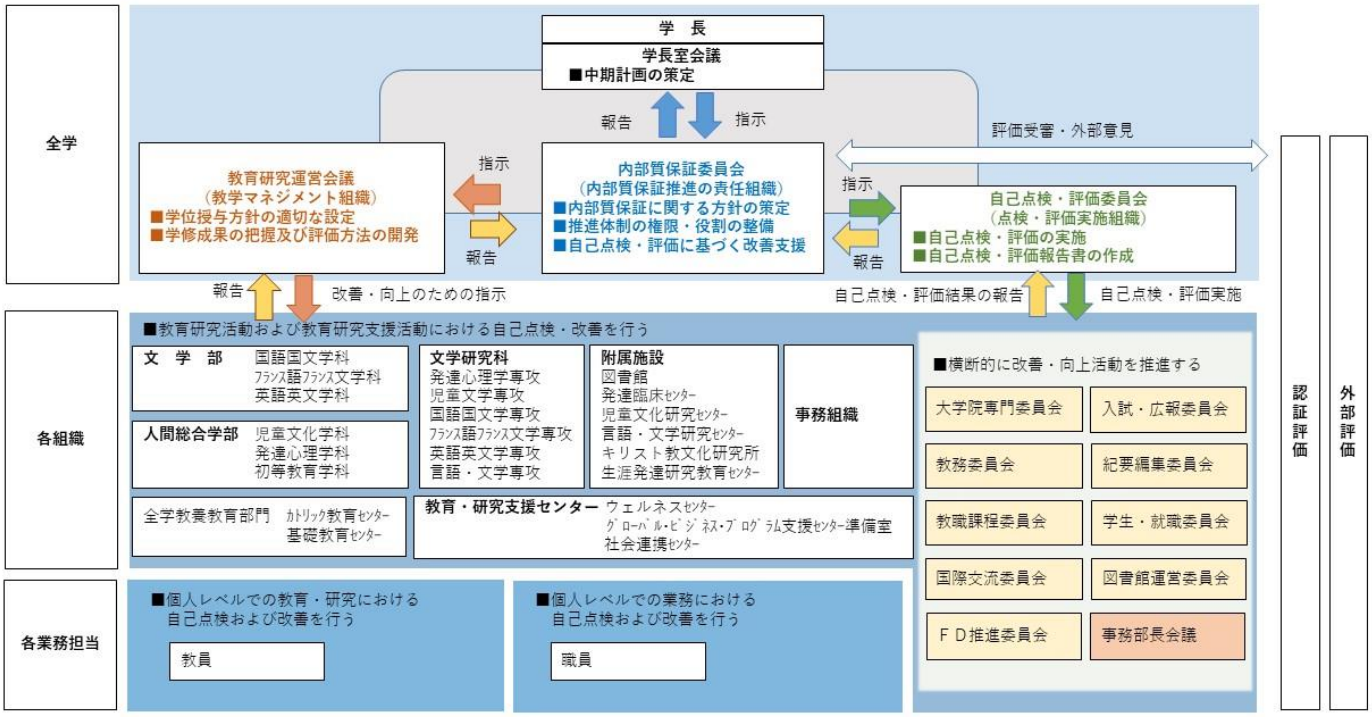

「白百合女子大学内部質保証方針」は、2021 年度第 20 回教育研究運営会議で審議・承認され、同年度第 14 回全学教授会にて報告されたが、その際に資料として教授会を構成する全教員に配布し、その後は規程集に収録し全教職員で共有している（資料 2-4、2-5）。同教授会では大学の中期計画が「学長ビジョン（2021～2025 年度）」として併せて配布・説明され、内部質保証の方針が同ビジョンに立脚することが通知された。2022 年度には、「学長ビジョン（2021～2025 年度）」に一部修正を加え、「学長ビジョン（アクションプラン）」（資料 1-38）と改名した上で、推進のための行程を定めた「アクションプラン推進計画書」（資料 1-10）が新たに作成され、教育研究運営会議並びに事務責任者連絡会を通じて全教職員に共有された（資料 2-6、2-7）。2023 年現在、本学の内部質保証は、「内部質保証方針」に則り、各組織の教育研究活動並びに教育研究支援活動について、この中期計画を基準にした改善を目指して行われている。

点検・評価項目②
内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点１：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
評価の視点２：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、前項目で記したとおり内部質保証委員会だが、同委員会が設置されたのは 2020 年４月である。2017 年度に受審した第２期認証評価において、７項目の努力課題と１項目の改善勧告の指摘を受けたが、この改善にあたっては内部質保証のための PDCA サイクルを機能させて対応に着手することが求められた。当時適用していた「白百合女子大学 PDCA 推進体制」（資料 2-8）は、特にプラン策定の部分において PDCA サイクルをまわす全学的な仕組みが実質化できていなかったため、これを機能させる体制づくりを自己点検・評価委員会で重点的に検討し、認証評価受審から 2 年程をかけ、自己点検・評価委員会で、従来の「PDCA 推進体制」にかわる本学の内部質保証体制と自己点検・評価方法について規程案等をまとめ、2019 年度第 15 回全学教授会（資料 2-9）で承認した。そして 2020 年度以降は、それ以前から着手していた努力課題・改善勧告への対応に、より実効性を持って取り組んできた。

内部質保証委員会発足当初は、大学の中期計画と内部質保証推進組織との関係がやや曖昧で、また教学マネジメント体制を整える途上にもあったため、委員会での取り扱い議題に多少の混乱も見られた。しかし 2022 年度から委員会規程をさらに改訂して、規程と独立する形で「内部質保証方針」を定め、内部質保証体制図・運用プロセス図を策定することで、内部質保証の全学的な方針・体制・手続が明確になり、現在にいたっている。

現行の内部質保証委員会は学長を委員長、事務局長を副委員長とし、すべての副学長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、文学研究科長をメンバーとするが、ここに学長が指名する若干名を加えることができる。委員会の任務としては、「内部質保証委員会規程」（資料 2-2）第２条に定めるとおり、内部質保証に関する方針、手続、推進体制、自己点検・評価の方針並びに点検結果に基づく改善や向上の支援、外部評価及び認証評価への対応等を扱うこととしている。

なお、2020 年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、教学はもちろんのこと、クラブやサークル等の課外活動、諸々の学生支援等、大学のすべての活動が大きな影響を受けることとなった。本学は平時の内部質保証体制の枠組みでこれに対応する代わりに、学長を議長とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議を立ち上げ、すべての副学長、事務局長、事務局次長、学長特別補佐、研究科長、すべての学部長、全学教養教育連絡会議主事、図書館長、教務部長、学生支援部長、ウェルネス事務部長が参加して、情報共有と対応方針の策定を行う体制を構築した。この会議は 2020 年 5 月 14 日に第１回の会議が招集され、同６月８日の第２回会議から実質的な議論のための体制が整った（資料 2-10）。その後、効率的に対応を進めるために一部メンバーを追加あるいは入れ替えながら、2022 年 3 月まで月に１回程度の開催を続けた。「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための白百合女子大学の活動指針」を策定し、政府の方針や社会の感染状況に応じて適用レベルを調整すると同時に（資料 2-11）、教職員並びに学生に向けた「白百合女子大学における

新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を決定・公開・更新する等（資料 2-12）、この感染症への大学全体の対応の基本方針は本会議主導で策定・修正されてきた。そのうえで、感染者が発生した場合の学生対応並びに学内連絡手順、緊急事態宣言を受けての授業のオンラインへの移行並びにその解除、入構管理や入試の運営、課外活動や学園祭等の実施判断等におけるその都度の方針決定を担うとともに、各教育組織や事務組織から現場レベルでの課題や要望を報告し、それを大学全体で共有・解決する場としても有効に機能した。

2022 年度からは感染が比較的落ち着きを見せている時期は開催頻度を減らし、新型コロナウイルス感染症が５類に変更されて以降は定期開催をやめて、「活動指針」や「ガイドライン」の更新や変更等、必要が生じた際に学長が招集することとしている。

点検・評価項目③
方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点１：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点２：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点３：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組み
評価の視点４：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点５：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点６：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点７：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会創立の精神に則った、キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成を教育の基本理念とした上で、学部、学科、各課程の専攻ごとの「教育研究上の目的」（資料 2-13、2－14、2-15）を学則並びに大学院学則に明記するとともに、ホームページを通じて広く学外に周知している。３ポリシーはこの目的を達成することを目指して策定されている。またそれぞれのポリシーに問題が認められたり、有効に機能していないことが自己点検・評価で明らかになったり、内部質保証委員会から指摘を受けた場合は、所定の手続きにしたがってポリシーを変更することとしている（資料 2-16）。

３ポリシーの適切性については、2020 年度の自己点検評価報告書において、「学習成果の評価にあたっての客観性・妥当性」の検討が課題に挙げられたことも受け、2021 年度より学習成果のアセスメントの実質化の議論を内部質保証委員会で継続的に行う中で、大きな論点となった。2022 年度第１回教育研究運営会議において、主にアセスメントの観点から、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて全学的な見直し方針を伝える一方（資料 2-17）、同年度第２回並びに第６回内部質保証委員会で、効果的な点検・評

価活動のための論点整理を行った（資料 2-18、2-19)。内部質保証委員会では、効果的なアセスメントのためには、そもそもディプロマ・ポリシーが測定できる形で提示される必要があることを確認し、それを前提に自己点検・評価委員会に各教育組織で実質化した点検・評価を実施するよう指示を出すとともに、各組織はカリキュラム・ポリシーとのつながりを含めてディプロマ・ポリシーを検討し、2022 年度第 11 回教育研究運営会議にて、各組織の現行のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが、教学マネジメント議題として審議・承認されている（資料 2-20)。

自己点検・評価活動は、毎年度、自己点検・評価委員会によって、各教育組織（学科・教育センター・専攻）の他、附属施設や教育支援センター、各事務組織を対象に実施している（資料 2-21、2-22)。自己点検・評価は、大学基準協会が定める基準を準用して、学科・専攻・研究施設・教育支援センター・事務組織それぞれの観点で行い、全学的観点からの横断的な点検・評価は、教育課程・学習成果に関しては教務委員会、学生受け入れに関しては入試・広報委員会、学生支援に関しては学生・就職委員会、社会連携・社会貢献に関しては社会連携センター等、適切な組織を定めて行っている。すべての基準に関して毎年度実施するものではなく、教育課程・学習成果のような重点項目は毎年点検・評価の対象とするが、改善スピードが性質上比較的緩やかな項目については選別を行い、数年をかけて全項目を適切にチェックしている。

各組織における点検・評価結果の報告には、本学の作成する２種類の「自己点検・評価報告シート」を用いている。「シート B」は点検項目ごとに当該年度の状況を点検・評価するもので、根拠資料に基づいて確認を行い、有意な成果が見られる事項と今後の向上・改善策を合わせて記すことを求めている（資料 2-23、2-24）。「シート A」は「シート B」の点検・評価内容を踏まえて、また「学長ビジョン（アクションプラン)」や各種方針の各組織における計画履行状況等に基づきながら、次年度の改善並びに活動計画を達成度指標とともに記すものである（資料 2-25、2-26）。ただし項目あるいは組織によっては、いずれかのシートのみで点検・評価が可能なケースもあり、提出書類に関しては自己点検・評価委員会で、その都度判断している。教育研究組織や教員組織等、教育研究活動の前提条件を形作る項目については、学部や全学教養教育部門、研究科レベルで点検・評価を行い、より具体的な教育課程並びに教育実践については、カリキュラム・ポリシーに対応して、学科や教育センター、専攻ごとの丁寧な点検・評価を実施している。ただし学科、教育センター、専攻の「評価シート」も、自己点検・評価委員会への提出に先立って、学部長、全学教養教育連絡会議主事、研究科長が目をとおし、必要に応じて上位組織の視点・枠組みを反映させることとしている。

「シート A」並びに「シート B」は自己点検・評価委員の担当者が精査し、前年度に指摘された課題の改善や当該年度の計画の達成度を含め、各組織の点検・評価が適切に行われているかを確認した上で、伸ばすべき長所、改善すべき課題を指摘する「シート C」を作成する（資料 2-27）。「シート C」は自己点検・評価委員会にて共有・検討してから各組織に回付することで、次回の自己点検・評価までの自律的改善を促すとともに、これをもとに委員会として「自己点検・評価報告書」を作成し、全般的な評価と順調に取り組めている点、改善すべき課題を記述している（資料 2-28）。全学レベルでの対応が特に求められる課題については、さらに「自己点検・評価結果に基づく教育改善のための提言」にま

とめ、「報告書」とともに内部質保証委員会に提出する（資料 2-29）。内部質保証委員会は、ＦＤ・ＳＤ推進委員会の行う学生懇話会や授業改善のための学生アンケート、教職課程や教育プログラムが独自に行う自己点検・評価報告書、卒業時アンケートや外部評価の結果等と併せて「自己点検・評価報告書」と特に「教育改善のための提言」を検討し、適切と思われる対応組織を定めて検討あるいは改善の指示を出すことになっている。

2022 年度までは、個別の組織に固有の問題意識による点検・評価としては成果を挙げていた一方、中期計画を基準にしての全学的視点からの点検・評価という点では形式的であった面が否めず、内部質保証委員会による検討・改善指示のプロセスも仕組みとして未熟なところがあったが、2022 年度末にアクションプラン推進計画書が作成され、目指すべき行程がより具体的に示されたことにより、2023 年度からは「内部質保証方針」を実質化する形で、内部質保証委員会が「各種提言・課題への対応」として必要な検討や改善の指示を、教育研究運営会議、全学教授会での確認を経て、適切な組織に出す仕組みが確立された（資料 2-30）。

認証評価機関等からの指摘事項に対する対応については、上述したとおり、現行の内部質保証体制の確立と大学基準協会第２期認証評価における７項目の努力課題と１項目の改善勧告への対応を同時並行的に進めてきた。すなわち内部質保証委員会発足以前には自己点検・評価委員会が、2020 年４月以降は内部質保証委員会が対応組織を定め、改善を指示した上で、毎年の自己点検・評価の改善状況を継続的に確認し、2021 年度に大学基準協会に「努力課題」と「改善勧告」に対する「改善報告書」を提出した（資料 2-31)。

改善は概ね適切に行われたものの、修士課程と博士課程とでディプロマ・ポリシーがほぼ同一である点について、さらなる改善の必要が指摘され、また「改善勧告」であった文学研究科の研究指導計画に関しては対応がなされていないとして、次回認証評価受審時に改善状況の報告が求められることとなった（資料 2-32)。ただし、後者については内部質保証委員会の指示により大学院専門委員会で検討した結果、専攻ごとに行っていた研究指導プロセスに研究科共通の枠組みを設定し、予備審査の導入等審査の厳格性や客観性を担保する仕組みを強化する等、各種規程の精査・修正・制定を伴う大がかりな作業が必要と判断されたことによる作業の遅れが原因であって、2021 年度に第４回と第７回の２回の文学研究科委員会で新たな研究指導プロセスとそれに必要な規程の修正や制定を承認し、第 11 回大学院専門委員会にて「履修要覧」に記載する「研究指導計画」の表を決定した上で、2022 年度より運用が開始されていることが 2022 年度第１回内部質保証委員会で確認されている（資料 2-33)。前者のディプロマ・ポリシーについては、同じく 2022 年度第１回内部質保証委員会で大学院専門委員会にあらためて検討を求めることを決定した。この指示に基づいて、大学院専門委員会で文学研究科全課程・専攻のディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーを再点検し修正案を作成、2022 年度第 11 回教育研究運営会議（資料 2-20）でこれを承認した。スケジュールに遅滞が見られたことと、一度の「改善報告書」で解決しなかったことは反省材料ではあるものの、内部質保証体制が適切に機能して、最終的に改善が行われたと判断できよう。なお、法令や行政機関からの通知等にはすべて適切に対応している。

点検・評価の客観性や妥当性の確保に関しては、学長を委員長とする内部質保証委員会の設置に伴い、自己点検・評価委員会の委員長を学長から学長が指名する副学長に変更し

た。自己点検・評価を実施しその結果をまとめる自己点検・評価委員会と、点検・評価結果を精査した上で、各種の計画等や各組織の取り組みに対して改善の指示を行う内部質保証委員会とは役割が異なるので、相互に緊密に協力しつつも、一定の独立性を確保することが重要との判断によるものである。また 2022 年度より、調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課に依頼し、本学の諸活動に対して、自己点検・評価に掲げる項目ごとに、意見・提言を受けることにより、本学における点検・評価の客観性を高めることとしている（資料 2-34)。受け取った意見・提言は、自己点検・評価委員会の報告書並びに提言と合わせて、内部質保証委員会で検討したのち、上述した「各種提言・課題への対応」に反映させている。一方、各組織における自己点検・評価や、それに基づく内部質保証委員会での改善の検討の過程で、各種データを適切かつ効率的に利用して客観性を高める仕組みは、十分に構築されているとはいえない。

2022 年度の自己点検・評価では、上述のとおり、第６回内部質保証委員会での検討を受けて、第５回自己点検・評価委員会にて、各教育組織において、学習成果の検証をはじめとする共通の指標に基づく点検・評価の指針を確認したが（資料 2-35）、それが十分に浸透し客観的裏付けを伴った点検・評価となったかについては課題も多かった。2023 年度にはアセスメント・ポリシーが策定され、各教育組織で検討に用いる指標並びにデータをどう有効に使うか、自己点検・評価委員会において継続的に議論している。アセスメントの実質化による３ポリシーの妥当性の検証は今後、より精度を高めていかなければならない。これと関連して、2023 年度より施行している「白百合女子大学 IR 規程」で IR 担当を設置し、データの収集や分析に関して基本的体制を整え運用を開始しているが（資料 2-36）、それを内部質保証にどう有効に活用していくかについても、さらなる体制整備が必要であろう。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価 結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点１：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点２：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点３：公表する情報の適切な更新

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に公表すべきものとして掲げられている教育研究活動状況は、大学ホームページの情報公開ページで公表している。公表に際しては、第 172 条の２の各号ごとに分類整理してホームページに掲載しており、必要な情報へのアクセスのしやすさや分かりやすさに配慮している。また本学では教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第 22 条の６に基づく「教員の養成の状況についての情報」も同じく公表している。

自己点検・評価結果については、2009 年度以降、毎年の自己点検・評価報告書をホームページにて公開し、受審した認証評価結果も「白百合女子大学に対する大学評価（認証評

価）結果」として公表している。

事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、賃貸対照表、財産目録、予算といった財務情報もすべてホームページにて参照可能であり、法人本部との二重の確認を経る等、正確な情報公表に努めている。

その他、情報公開ページには、設置認可申請書・届出書及び履行状況報告書や、修学の支援に関わる法律の確認に係る申請書といった法令対応情報、研究活動や公的研究費を適正に使用するための試み、ＦＤ活動の情報、各種調査やアンケートの結果等が掲載されている（資料 2-37）。

更新については、文部科学省学校基本調査の基準日である 5 月 1 日を目安に、情報を取り扱う各事務組織が適宜情報更新を行っている。

点検・評価項目⑤

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：全学的なＰＤＣＡサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点２：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証は、内部質保証委員会が主体となり、PDCA サイクルを適切に機能させることによって教育研究活動・教育研究支援活動を、継続的に改善していくことを目指している。毎年の自己点検・評価はこの内部質保証システム自体も点検・評価の対象としており、システムに責任を持つ内部質保証委員会自身が「自己点検・評価報告シート」を用いて、根拠資料に基づいて現状の確認を行い、有意な成果が見られる事項と今後の向上・改善策を併せて記している。ついで独立した会議体でありメンバーも異なる自己点検・評価委員会の担当者がそれを精査し、前年度に指摘された課題点が改善しているかを確かめた上で、長所と課題を指摘する「シート C」を作成する。「シート C」は自己点検・評価委員会にて共有・検討されたのち、内部質保証委員会に回付される。自己点検・評価委員会は、さらに「自己点検・評価報告書」において、内部質保証に関する全般的な評価と順調に取り組めている点、改善すべき課題を記述し、重要なものは「自己点検・評価結果に基づく教育改善のための提言」に含めて内部質保証委員会に提出している。また外部の視点として、前出の調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課による評価には、「内部質保証」の項目を独立して必ず設けている。それらをもとに、内部質保証委員会が内部質保証に関する改善方針を策定する流れとなる。

たとえば上述したとおり、2020 年度の自己点検・評価では「学習成果の評価にあたっての客観性・妥当性」が課題として挙げられ、2021 年度の自己点検・評価では「アセスメント・ポリシーの策定、及び客観性・妥当性が確保されたアセスメントテストの導入」が目指すべき方向性として示された。これらはいずれも内部質保証委員会自身が課題として認識してはいたものだが、その整備の遅れが客観的にも指摘されたことで、委員会ではアセスメントの前提となる３ポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・

ポリシーの見直しを各組織に指示するとともに、実質的かつ多角的観点からアセスメントを実施するために、2022 年度にアセスメントテストの導入とアセスメント・ポリシーの策定の検討を加速し、前者については 2022 年９月に、後者については 2023 年４月に実現させることとなった。2022 年度までは自己点検・評価の結果から内部質保証委員会の対応への連動は仕組みとしては弱い部分もあったが、点検・評価項目③で記したとおり、2023 年度以降は内部質保証委員会で「各種提言・課題への対応」の方針を策定することとなり、その対象に内部質保証自体を組み込むことで、点検・評価に基づく向上・改善プロセスはより実質化されている。加えて 2023 年度点検・報告書についても全専任教職員に対して事前に配布し、意見等を求め、本学の現状等についての共通認識をはかった。

（２）長所・特色

本学の内部質保証体制は、内部質保証委員会の設置が 2020 年度、委員会規程と独立した形での「内部質保証方針」の制定が 2022 年度と、整備が遅れてきた面は否めない。特にそれ以前は、内部質保証の役割を自己点検・評価委員会が担っていたため、内部質保証委員会と自己点検・評価委員会の関係も未整理な面が残る。それでも 2023 年度は、2021 年度末に策定され、2022 年度末に名称と一部内容の変更を伴い明示された「学長ビジョン（アクションプラン）」に対して、詳細な行程を記した「アクションプラン推進計画書」が作成され、これに沿って内部質保証のシステムをまわしていくことで、中期計画の実現につなげる仕組みが確立しつつあることは、全体として遅れがちであるものの着実な体制整備に向けて進んでいることの反映であり、積極的に評価できる。

（３）問題点

「学長ビジョン（アクションプラン）」を基準とした内部質保証システムは整いつつあるものの、実際の自己点検・評価の方針を立てる上で、それを有効に機能させる仕組みの開発にはなお課題が多い。中期計画と自己点検・評価の関わりをより明確化して、点検・評価をとおして改善を加速させる方途には工夫の余地がある。教育課程・学習成果を客観的に測定し、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの３ポリシーの適切性を検討するために、アセスメント・ポリシーを制定したことは大きな進展であるが、アセスメント・ポリシーを具体的にどう実質化していくかについては、まだ運用をはじめたばかりであり、さらなる検討が不可欠である。このことも含め、設置したばかりの IR 担当がデータの収集や分析の実績を積み重ね、内部質保証に効果的に関与する体制を早急に確立させる必要がある。また、外部評価に関しては、教育関係等の専門家を加える等、制度をさらに充実させる必要がある。

（４）全体のまとめ

本学の内部質保証は、2022 年４月から施行している、現行の「内部質保証基本方針」にしたがい、全学的な統括組織である内部質保証委員会の責任のもとに、全学の教育、研究、管理運営に関する中期の計画に基づいて、教育プログラムを運営する各教育研究組織（学部・学科、全学教養教育部門、大学院、附属施設）の教育研究活動及び事務組織の教育研究支援活動の PDCA サイクルをまわす形で実施している。各組織は定期的に自己点検・評価

を行い、それを自己点検・評価委員会が全学的な視点から点検・評価し、自己点検・評価報告書と改善に関する提言を内部質保証委員会に提出する。そして内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会からの報告を精査した上で、結果に対する所見を明示し、各種の計画等の改善を図るとともに、各組織に対する改善の指示を行うことになる。内部質保証の基準となる中期計画としては、2021 年度末に発表された「学長ビジョン（2021～2025 年度)」があり、これは 2022 年度末に「学長ビジョン（アクションプラン)」と改名され、「アクションプラン推進計画書」と併せて全学に共有された。2023 年現在、本学の内部質保証は、各組織の教育研究活動並びに教育研究支援活動について、この中期計画に沿って改善することを目的としている。内部質保証体制については、「内部質保証方針」に併せて体制図と運用プロセス図を定め、ホームページ等で学内外に広く公開している。「内部質保証委員会」の構成と権限、機能は「内部質保証委員会規程」に示されている。

定期的な自己点検・評価は着実に実施されており、また本学の状況を知るために必要な情報公開も適切に行われている。今後の大きな課題は内部質保証体制の実質化をさらに進めることであろう。具体的には、内部質保証や自己点検・評価を、中期計画との関わりで遂行していくための体制強化、また教育課程・学習成果のアセスメント方針の具体的運用の中で、データの収集・分析をより効果的に行う方策について、特に検討・改善を加速化させる必要がある。

第３章　教育研究組織

（１）現状説明

点検・評価項目①
大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点１：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点２：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点３：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点４：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、「白百合女子大学学則」第１条に示された建学の精神や教育目標に基づいて、教育研究組織を設置・運営してきた。当初は、国文学科・仏文学科・英文学科の3 学科からなる文学部の単科大学として設立された。1985（昭和60）年には児童文化学科を増設し、同学科は1997（平成9）年に専門性の深化により児童文学・文化専攻と発達心理学専攻の２つの専攻に分けられた。1999（平成11）年には発達心理学専攻における人間発達の科学的理解を基礎として保育士養成課程が、2005（平成17）年には児童文学・文化専攻における児童文化財の研究・学修を基礎に、小学校・幼稚園教諭の養成を主たる目的として、初等教職課程が開設された。2016(平成28)年には、児童文化学科（児童文学・文化専攻と発達心理学専攻）を新設の初等教育学科とともに人間総合学部に改組、分離し、大学としては文学部、人間総合学部２学部６学科となり、現在に至っている。

初等教育学科には、従来２専攻に分置されていた幼稚園・小学校教諭免許課程と保育士養成課程小学校・幼稚園教諭の養成を主たる目的とした初等教職課程が開設された。学内の他学科には中学校・高等学校の教職課程（国語・フランス語・英語）も設けられており、本学は各学校種にわたって教員養成に取り組んできた。

学科の他に資格取得のための専門教育に関わる「資格課程」である教職課程、司書・司書教諭課程、日本語教育副専攻が置かれている。

本学は、学生が入学時より志望する学科に分かれて所属し、１年次から専門教育を開始し、基礎から始め学年に応じて学習内容とレベルを段階的に高め、無理なく習得可能とするカリキュラムとなっている。

全学共通の科目に関わる組織として、全学教養教育連絡部門が置かれている。本学の母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に基づき「知性と感性との調和のとれた女性の育成」を目指し、「キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成」を教育の基本理念としている。「キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成」については、宗教学科目や関連行事の実施、運営を通じてカトリック教育センターが担う。ま

た、「真理の探求という知性の絶えざる研磨に加え、人格的自己完成という単独では獲得しえない徳性を、人々への誠実な愛と奉仕の姿勢を身につけることによって可能な限り追求し、自己と自己をとりかこむ一切のものの中に美を見出し、また謙虚さに根ざした畏敬の念を感受してゆく」という教育目標は、自己を取り巻くものに美を見出す中から、自己と他者との関わりを見つめ、さらには社会の中に存在する自己を自覚することで実現されるが、これには大学教育の基礎を成す初年次教育、そしてその延長上で社会人として必要とされる基礎力を身に付けるための教養教育科目を担当する基礎教育センターが大きな役割を担う。両センターはともに本学の理念、目的を具体的に授業の中で示すことになるが、高校から大学での学びへと円滑に移行するために必要な学力を養成すると同時に、複雑化、多様化する社会で人生を築いていけるような、人間としてのたしかな成長を支援している。各学科・専攻のディプロマ・ポリシーを社会に向けて還元していくという概念を具現化していく組織である（資料 1-2、1-6）。

文学部は、「学則」第３条で示すように「言語・文学・文化の研究を通して、高いコミュニケーション能力を身につけ、自文化と他文化にわたる豊かな教養をもとに、多様な場面で他者と対話し、協働できる人材の育成」を目的としている。

国語国文学科は、「日本の言葉や文学を見つめ直し、調査・研究する力を身につけることを通して、豊かな教養と柔軟な発想をもった人材の育成」、フランス語フランス文学科は、「フランス語圏の言語・文化・文学の総合的な学習を通して、高度な言語運用能力と異文化理解に立脚した教養を身につけた人材の育成」、英語英文学科は、「英語圏の言語・文化・文学の研究を通して、海外だけでなく自国の文化をも再評価できる広い視野を培い、国際的に活躍できる人材の育成」をそれぞれ目的とする。各言語についての学びを通じて、自他それぞれの文化への理解を深め、多様な文化的背景を持つ人々によって構成されている現代社会で活躍する人材の育成を目指す（資料 1-2）。

人間総合学部は、「学則」第３条で示すように、「児童自身が享受し参加する文化に対する深い理解を基礎に、その心身の発達を生涯に渡って支える視野と高度な専門性をもって、広く社会に貢献する人材の育成を目的」とする。

児童文化学科は、「児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究と絵本・童話等の創作を通して、想像力と創造力をもった人材」、発達心理学科は、「人間の生涯発達とその臨床的な対応について、発達心理学の立場から研究・教育を行い、幅広い分野で専門的な発達支援を行う人材」、初等教育学科は、乳幼児期・児童期の子どもの発達とその環境となる児童文化の理解に基づき、子どもの成長を支える熱意と豊かな学びを導く力量を備えた教師・保育者の育成」をそれぞれ目的とする（資料1-2）。

大学院文学研究科は、より高度な教育研究の実施を目的に、1990（平成2）年に設置された。発達心理学専攻と児童文学専攻という２つの修士課程から出発したが、1992（平成4）年に発達心理学専攻（博士課程）を設置し、さらに1994（平成6）年に国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻の修士課程を、翌1995年に児童文学専攻（博士課程）、英語英文学専攻（修士課程）を、1997（平成13）年に言語・文学専攻（博士課程）を増設し、現在と同じ修士課程（博士課程前期）５専攻（国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻、発達心理学専攻、児童文学専攻）及び博士課程（博士課程後期）３専攻（言語・文学専攻、発達心理学専攻、児童文学専攻）の形が整えられた。2001年（平

成13）年には、発達心理学専攻の修士課程を「発達心理学コース」と「発達臨床心理学コース」の２つのコースに分けている。大学院は男女を問わず受け入れる体制をとっており、他大学の卒業生も積極的に受け入れている。

「白百合女子大学大学院学則」第１条で「キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学部における学術研究の基礎の上に、更に深い学識と高い研究能力とを養い、以て文化の向上と人類の福祉とに寄与すること」という目的をうたい、人文科学分野の高度な研究・教育を行い、高度の専門的知識・能力をもつ人材を育成することを目指している(資料1-3)。

国語国文学専攻（修士課程）は、「国語及び国語を用いて表現されたもの全般に関する研究をとおして体系的な専門知識を身につけ、研究者、教育者をはじめ、わが国の文化の発展に積極的に寄与しうる人材の養成」を目的としている。

フランス語フランス文学専攻（修士課程）は、「フランス語、フランス文学・文化及びフランス語教育の研究において体系的に学識を深め、幅広い専門知識と研究能力、言語運用能力を持ち、教育・研究機関のみならず多様な分野において、文化の進展に寄与しうる人材の養成」を目的としている。

英語英文学専攻（修士課程）は、「イギリス文学・文化、アメリカ文学・文化、英語学・英語教育学、国際社会・文化の領域において、体系的に学識を深め、高い専門性と幅広い教養を学び、修得した専門知識や研究能力を基盤に、将来、研究職や英語教育の場で活躍できる人材、並びに高い英語運用力を活用して、国際社会にも寄与しうる人材の養成」を目的としている。

言語・文学専攻（博士課程（後期））は、「日本語、フランス語、英語及びそれらの言語を用いて表現されたもの全般に関する学術研究の方法を身につけ、国際的・学際的な視野にたつ深い学識と高度な専門的研究能力を磨き、専門分野に新たな知見を加えて、その発展に寄与し、また学識を広く社会に還元できる研究者、教育者の養成」を目的としている。

発達心理学専攻は、博士課程（前期）・博士課程（後期）ともに、「人間の生涯にわたる心と行動の発達とその臨床的な対応について、発達心理学及び発達臨床心理学の立場から専門的に研究・教育を行い、専門的な知識、理論及び技能を備え、他の領域の専門家とも連携しつつ幅広い分野で発達支援を行うことのできる人材の養成」を目指し、博士課程（後期）においては、それに加えて「この領域に関する理論と知識の創生に寄与しうる人材の養成」も目的に掲げている。

児童文学専攻は、「児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究を通して、想像力と創造力に基づいた専門的知識をもった人材の養成」を目的とし、博士課程（後期）ではさらに「高度な研究能力をもった人材の養成」も目指している。

加えて、本学には、１つの研究所と、教学に関わる４つのセンター、教育・研究支援に関わる２つのセンターが存在する。

キリスト教文化研究所は、キリスト教とその文化・思想・教育及び隣接する諸領域を研究し、本学の建学の精神、教育の理念を学内外に広めることを目的に発足した。各種研究会の開催や、研究成果としての紀要（「キリスト教文化研究所紀要」）の発行、学内でのキリスト教関係の行事の企画運営に関与し、学内におけるキリスト教関係の研究拠点として

の役割を担っている。チャペルコンサートは学生や教職員のみならず、近隣の住民をはじめとする学外の方々がキリスト教に触れるための貴重な機会として定着している。所員は本学専任及び兼任教員のうちから同研究所運営委員会で承認され、所長が任命する。準所員は本学大学院卒業生、研究所の目的に沿った研究活動を行っている本学卒業生・大学院終了者のうちから、所員の推薦により所員と同様の手続きにより任命される（資料 3-1)。

本学には存在する６つのセンターのうち、教育研究に直接的な関わりが深いのは、発達臨床センター、児童文化研究センター、言語・文学研究センター、生涯発達研究教育センターである。

発達臨床センターは、発達に関する相談・心理査定及び治療教育等の臨床業務を通じて地域社会に貢献するとともに、臨床心理学領域における研究の発展と、臨床心理学に携わる人材育成に寄与するために、乳幼児から成人までの本人及び保護者・家族の相談・心理査定、調査・研究、本学大学院文学研究科発達心理学専攻学生の実習、教育・訓練の場となっている。地域においては信頼される相談機関としての地位を固めており、また本学大学院生の臨床教育においても重要な役割を果たしている（資料 3-2)。

児童文化研究センターは、児童文学・児童文化研究者相互の研鑽と、同分野の研究の発展に寄与することを目的とする。この分野の研究者が必要とする研究資料の収集、整理を行い、定期的に講演会、研究会を開催している。留学生をサポートするために、日本語の学習や日本語による執筆を支援するチューター制度を活用している（資料 3-3)。

言語・文学研究センターは、大学院文学研究科設立の趣旨、目的に基づいて、国語国文学、フランス語フランス文学、英語英文学の各専門分野の研究者相互の研鑽をはかり、当該分野での研究の発展に寄与することを目的としている。講演会や文化講座を定期的に企画、開催し、研究者間の交流促進、研究に関する情報収集に役立つ機会を提供している（資料 3-4)。

生涯発達研究教育センターは、生涯発達心理学の基礎的研究と教育を通じて地域・国際社会に貢献し、この領域における基礎研究・理論構築の発展を担う人材育成、及び生涯発達を支援する保育・教育・福祉実践に関わる人材の育成に寄与するために発足した。調査・研究、教育、保育・教育相談に関しての事業を展開し、研究会や研究の成果をまとめた紀要の発行により、活動とその成果が蓄積されている（資料 3-5)。

教育研究支援センターとして、ウェルネスセンター、社会連携センターが置かれている（資料3-6）。

ウェルネスセンターは、精神的・身体的な問題に関する相談、健康管理、学生寮、障害を有する学生等への支援やボランティアの手配を通して、本学の学生、教職員等の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。センター事務室を中心に健康相談室、学生相談室、学生寮が相互に緊密な連携をとりながら、相談のを受け付けや各種支援を行っている（資料3-7）。

社会連携センターは、本学での教育・研究の成果をもとにして社会貢献、地域貢献を行っていくために、対外的な窓口として機能するとともに、学内的には各部署と連携をとりながら連携事業に取り組み、それを通じて本学の教育研究活動の成果を社会に還元することを目的としている。学内各組織が積極的に近隣の公的機関等と連携した教育活動、研究活動を社会連携センター事業として企画、展開している（資料3-8）。

プログラム支援センター（準備室）は、2023年度に設置されたばかりで、まだ正式な規程は存在せず､年度ごとに活動方針を策定して､それを学長室会議において承認している。本学の建学の精神や教育目標をもとに、他者やさらには社会へ貢献する心を育成するという観点から置かれたプログラムである「キャリアデザインプログラム」（「グローバルビジネスプログラム」、「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」）に関して登録等の学生支援、プログラム科目の運営、プログラムに関わる研修やインターンシップ、関連の企業や自治体等との連携による催しの立案・運営、広報、関連学科との連携を担う（資料3-9）。

教職課程等の資格取得に関係する課程を置く場合には、当該資格課程の教育に関わる専任教員、及び関係の各学科、担当事務職員が中心となり、カリキュラムの編成、担当教員、運営体制についての検討を行っている。教職課程における各種の検討課題は、各学科を代表する委員と担当事務職員によって構成される学内委員会、教職課程委員会において検討され、関係学科と連携し、教育研究運営会議で審議する手続きをとっている。

各教育研究組織は、修得した専門的知識、あるいは実際的な技術を活かして、各学科の教員と共同研究が盛んである、また広く社会に貢献する女性を育成する観点から、各分野の研究動向に応じて国内外における人的交流を促進してきている。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

各教育組織の定期的な点検・評価は、大学全体としては内部質保証委員会が置かれ、委員会では教育研究組織の教育研究活動の PDCA サイクルが適切に機能するよう、全学的に統括、改善指示を行っている。自己点検・評価委員会において、各組織で行われる自己点検・評価報告について、点検・評価し、その結果をフィードバックするとともに、内部質保証委員会に報告している。

大学基準協会の大学基準に基づき、自己点検・評価を行っている。ただし、点検・評価を行う基準は重点基準項目の基準２と基準４については毎年行い、これに該当しない基準については評価年度を決めて行うことにしている。それをもとに自己点検・評価委員会が確認、評価し、大学全体としての評価点、課題を検討したものを自己点検・評価報告書として作成し、内部質保証委員会に提出、報告している。各教育組織においては、組織別に点検・評価報告シート２種（「シートA」、「シートB」）の作成を通して点検作業を行っている。点検項目ごとの当該年度の状況を点検、評価し、教育研究活動の基盤を形作る項目は学部、全学教養教育部門、研究科で点検・評価を行い、より具体的な教育課程並びに教育実践については、カリキュラム・ポリシーに応じて、学科、教育研究センター、専攻ごとに点検、評価を実施している。「シートB」ではカリキュラム・ポリシーに基づいた体系的

な科目編成、学習の活性化や教育の効果をはかる措置について等について根拠資料をもとに確認し、「シートA」では「シートB」での点検・評価をもとに、また中期計画や各種方針の履行状況も考慮した上で次年度の改善と活動計画を記す。

学部においては点検・評価は実施されているが、点検を実施するためのより明確な指針の策定が継続的な課題である。文学部においては、社会が求める専門教育のあり方についての検討を続けており、「舞台芸術プログラム」を設置し、学びに広がりと奥行きを持たせる取り組みを行った。全学教養教育部門では、入学初年次に、全学的に展開される科目を取り扱う教育組織であることから、建学の精神、教育目標にもとづいた組織としての再整備は必要である。

「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」については、個別の自己点検・評価報告書を作成している（資料3-10、3-11）。また、教職課程についても法令に従って、作成されている（資料3-12）。

2023年度より組織として立ち上がったIRの活動を本格化し、これまでの点検・評価の仕組みを再検討し、さらに整備していこうとしているところである。

プログラム支援センター（準備室）は、まだ規程が整備されておらず、今後自己点検・評価の対象となる。

（２）長所・特色

各教育研究組織はそれぞれ学びの展開を行うために、より効果的な学習が展開されるように、授業やカリキュラム運営において努力を重ねている。教員と各学科、専攻の研究室、各センターによって学習支援を行っている。

（３）問題点

教育研究組織において実施されている自己点検では、現況の確認と改善方法の報告が行われているが、検討に際して必要となるデータ資料を確定し、教育研究組織としての適切性を判断可能とするための項目の策定、資料の蓄積、活用の体制の整備が必要である。

特に文学部においては、社会の要請に応じた教育内容の見直しが必要である。

学生への対応、支援全般については、昨今見られる学生の実態に即して、更なる知見の集積と対応の工夫が課題である。

研究所、センターの活動については、情報の共有によって、さらに周知を進め、活動を活発化させることに努める。

（４）全体のまとめ

学部、大学院それぞれが設立の趣旨、学びの目的を完遂するために取り組んでいるが、全学教養教育、学部・研究科、附属施設、センターその他の組織を俯瞰し、連携の強化をはかることが求められる。さらに学長ビジョン（アクションプラン）により、地域に開かれた大学となることが期待されているところである。

第４章　教育課程・学習成果

（１）現状説明

点検・評価項目①
授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点１：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会創立の精神に則った、キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成を教育の基本理念とし、学則第１条にて「真理の探求という知性の絶えざる研磨に加え、人格的自己完成という単独では獲得しえない徳性を、人々への誠実な愛と奉仕の姿勢を身につけることによって可能な限り追求し、自己と自己をとりかこむ一切のものの中に美を見出し、また謙虚さに根ざした畏敬の念を感受してゆくこと」とその教育目標を定めている。さらに大学院学則第１条では、「キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学部における学術研究の基礎の上に、更に深い学識と高い研究能力とを養い、以て文化の向上と人類の福祉とに寄与することを目的とする」ことをうたっている（資料 1-2、1-3)。

学部では授与する学士号の名称に応じて、文学部（国語国文学科・フランス語フランス文学科・英語英文学科 : 学士（文学))、 人間総合学部児童文化学科（学士（児童文化学))、同発達心理学科（学士（心理学))、同初等教育学科（学士（教育学））という単位でディプロマ・ポリシーを定めている（学則第 39 条)。ただし全学部学科のディプロマ・ポリシーにおいて、以下の３項目は共通項目として設定され、上述した教育理念・目標に基づく、大学全体としてのディプロマ・ポリシーを明示している。

- 建学の精神の根幹にあるキリスト教、特にカトリシズムの人間観と世界観を理解するとともに、その今日的な意義と課題について自己及び人間の在り方を省みつつ論じることができる。あわせて、他者との関わりを通して自己の生きる意義を探求する態度、他者のために自発的に行動し協働する意欲をもっている。
- 時代を超えて普遍的に求められる深い教養と知性、大学生としての基礎的なスキルやリテラシーを身につけている。
- 現代社会に求められる外国語学習を通じ、異文化への深い理解のために必須な能力を身につけている。

これ以外の項目は、文学部においては「専攻する言語と文学、文化」こそ学科により異なるものの、専門的な知識・技能、専攻領域に関する調査力・研究力、専門性を基盤とした対話力等、学位授与の基準となる能力は共通であるため、一括した設定となっている。

- 専攻する言語と文学、文化に関して、専門的な知識と技能を身につけている。

・ 専攻する言語と文学、文化について、特定の問題を掘り下げ、自ら調査、研究して考えをまとめることができる。
・ 専攻する言語と文学、文化に関する教養をもとに、多様な人々と協働し、対話する能力を身につけている。

人間総合学部においては、以下の３項目を学部共通で設定することで、学部としてのディプロマ・ポリシーを明らかにしている。

・ 本学の教養教育を基礎としながら、人間総合学部の「学部共通科目」を設定している。その学修をつうじて、人間存在について客観的・科学的な理解にもとづき共感的な人間観を身につけている。
・ 子どもを起点としつつ生涯にわたる発達過程と発達像について学ぶことで、人間のもつ多様性と可能性について理解している。
・ それらの知識を実践するための、社会や文化、教育や保育活動の現状及び可能性についての知識を獲得している。

その上で、たとえば児童文化学科では、「子どもの頃親しみ今も関心をもっている児童文化・児童文学について、自身の興味を活かし、自ら問いをたて、主体的に探究することができる」、「子どもと大人が共有する文化の多様性を把握し、現代社会が求める文化の創造にかかわる知識・発想力・思考力・表現力を身につけている」、「人間の原点である「子ども」の視点に立って文化を見直し、子どもを通して伝承されてきた文化や次世代を担う子どもの視点を活かした文化に関与しうる知識やコミュニケーション力を身につけている。」の３項目を追加している。人間総合学部では授与する学位名称が異なることからわかるように、学科ごとに求める専門知識・能力に違いがあるため、学部共通のディプロマ・ポリシーと学科独自のディプロマ・ポリシーを２本立てで設定している。

学部のディプロマ･ポリシーは､「履修要覧」の記載により学生並びに教職員に周知され、ホームページを通じて広く学外にも公表されている｡ホームページにおいては､「情報公開」のページに他の基本情報と並んで提示しているが、各学部紹介のページにも併せて掲載することで、学部・学科の学びとの具体的な結びつきがより理解しやすくなっている（資料 4-1 p. 16～22、p. 174～182、4-2)。

大学院に関しては、修士課程３専攻（国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻)、博士課程（前期）２専攻（児童文学専攻、発達心理学専攻)、博士課程（後期）３専攻（児童文学専攻、発達心理学専攻、言語・文学専攻）の計８専攻から成るが、専攻ごとにディプロマ・ポリシーと論文審査基準を定めている。修士課程並びに博士課程（前期）と博士課程（後期）との間での、ディプロマ・ポリシーの違いが分かりにくいところがあったが、2018 年度と 2022 年度にこれを見直し、それぞれの課程で必要となる知識・能力をより明確に記している。また修士課程３専攻においては、「修士論文」にかわり、「特定の課題についての研究」を選択することができるが、これについても 2018 年度に検討を行い、「修士論文」との違いを明確にした審査基準が策定された。

たとえば、発達心理学専攻のディプロマ・ポリシーは、博士課程（前期）が以下の３項目、

・ 発達心理学及び発達臨床心理学に関する専門的な理論や知識、技能を修得し、自らの研究関心に応じて必要なデータを収集・分析するための方法を身につけ、そこから得られた知見を専門的な論文によって発表する能力。
・ 発達支援に関する社会的な要請を理解し、臨床実践の場において、又は研究の場において、専門的に貢献する能力。
・ 発達心理学及び発達臨床心理学、さらには隣接する諸領域の研究動向に関心を持ち、これを総合的にまとめ、現実的問題に柔軟に対応する能力。

博士課程（後期）が以下の３項目、

・ 発達心理学及び発達臨床心理学に関する広範かつ高度な専門的な理論や知識、技能を修得し、専門的かつ詳細なデータ分析を行い、そこから得られた知見を専門的な論文に発表し、その領域での研究者としての基盤を作る能力。
・ 発達支援に関する社会的な要請を理解し、臨床実践の場において、又は研究の場において、専門家として貢献し、時に指導的な立場を担う能力。
・ 発達心理学及び発達臨床心理学、さらには隣接する諸領域の研究動向に細心の注意を払い、それらをまとめて独自の理論を創造的・学問的に考える能力。

となっており、両課程が保証する専門的・学問的水準が明示されている。

大学院のディプロマ・ポリシー並びに修士論文、博士論文、特定の課題についての研究の成果の審査基準は、「履修要覧」の記載により学生並びに教職員に周知され、ホームページを通じて広く学外にも公表されている。ホームページにおいては、「情報公開」のページに他の基本情報と並んで提示しているが、各専攻紹介のページにも併せて掲載することで、専攻の学びとの具体的な結びつきがより理解しやすくなっている（資料 4-1　p. 338～354、4-3）。

点検・評価項目②
授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点１：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
・教育課程の体系、教育内容
・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点２：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学学部の卒業要件単位は 124 単位であるが、その内訳は学部・学科ごとに異なる。文学部では全学共通の科目を 36 単位、学科専門科目を 82 単位、科目区分を指定しない自由選択単位を６単位以上修得しなければならない。全学共通の科目の内訳は、宗教学科目が

８単位、共通科目が 20 単位、外国語科目が８単位である。人間総合学部では、全学共通の科目を 28 単位修得しなければならないのは３学科共通だが、学科専門科目は児童文化学科で 80 単位、発達心理学科で 78 単位、初等教育学科で 88 単位となっている。さらに３学科とも学部共通科目を８単位修得することを義務付けている。科目区分を指定しない自由選択単位は、児童文化学科で８単位、発達心理学科で 10 単位以上を修得するが、初等教育学科では修得の必要はない。全学共通の科目の内訳は、宗教学科目８単位、共通科目 12 単位、外国語科目 8 単位となっている。以上は学則第 26 条に定められている。

全学共通の科目を構成する３つの科目区分（宗教学科目、共通科目、外国語科目）は、大学共通のディプロマ・ポリシーの３項目に対応しており、科目区分ごとにカリキュラム・ポリシーを定めることで、ディプロマ・ポリシーでうたわれた知識や能力が、確実に身につくよう科目を配置している。

文学部では、３学科すべてで１・２年次に「基礎科目」を、３・４年次で「ゼミ」を置き、他に科目の目的に応じて「演習科目」と「講義科目」を設置することをカリキュラム・ポリシーとして定め、専門的な知識・技能、専攻領域に関する調査力、専門性を基盤とした対話力というディプロマ・ポリシーに掲げられた力を育む教育課程を編成している。また学部共通の原則に基づきながら、専攻する学びの特性に応じて具体的に科目を配置するために、さらに学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、具体的な科目が教育課程において持つ意味が理解できるようにしている。

人間総合学部では、授与する学士号の名称が異なることからディプロマ・ポリシーが学科ごとに定められているのに対応して、領域横断的な「学部共通科目」を独自に設定する他は、カリキュラム・ポリシーも学科ごとに示されている。いずれの学科においても、ディプロマ・ポリシーに立脚した教育課程という観点から、カリキュラム編成の基本的な方針が、科目の授業形態とカリキュラム上の位置づけを明らかにしながら記述されている。たとえば、発達心理学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「心理学の基礎的領域」、「発達心理学及び発達臨床心理学に特化した専門領域」、「発達心理学の応用領域」の３つの領域ごとに、年次ごとの科目の目的とその授業形態を明示している（資料 4-1 p. 16～22、p. 174～182、4-4）。

大学院の修了要件は、学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査に合格することに加え、学生が属する専攻の授業科目を修士課程並びに博士課程（前期）で 30 単位（「修士論文指導」又は「特定の課題についての研究指導」２単位を含む）、博士課程（後期）で 10 単位（「研究指導」６単位を含む）修得することとなっている。学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に関しては、「大学院学位規則」の第６条から第 23 条に、修了要件単位に関しては、「大学院学則」の第 18 条に定められている（資料 4-5、1-2）。

修士課程、博士課程（前期）、博士課程（後期）ともに、専攻ごとに定められたディプロマ・ポリシーにしたがってカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げられた各能力を、教育課程を通じてどのように身につけるのかを、専攻ごとに具体的に記述している。

たとえば国語国文学専攻の修士課程のディプロマ・ポリシーでは、学位授与の条件とし

て、

・自らの研究関心によって必要なデータを収集・分析するための方法を身につけ、得られた知見を専門的な論文等によって発表する能力。
・ 国語学、国文学、また、国語教育、日本語教育等に関する専門的な理論や幅広い知識、技能を修得し、日本の言語文化に関する社会的な要請を理解することで、専門的な貢献をする能力。
・国語国文学、さらには隣接する諸領域の研究動向に関心を持ち、新たな学問的あるいは現実的問題に対応する能力。

の３つの能力を提示しているが、これらの能力育成は、カリキュラム・ポリシーの明示する以下の３項目に対応している。

・学生自身の関心と課題に基づく修士論文作成を目的として、「修士論文指導」科目を設置する。また、修士論文に代わる、特定の課題についての研究を希望する学生に対しては「特定の課題に関する研究指導」科目を設置し、複数の教員による指導を行う。これらの科目は「課程修了及び学位取得スケジュール」、国語国文学専攻 の「論文審査基準」に従う。
・国語学、国文学、また国語教育、日本語教育等、国語及び国語を用いて表現されるもの全般に関する専門的な理論・教養・知識・技能を身につけることで、広く社会に貢献しうることを目的として、専攻に関わる各時代・各分野の演習科目を設置する。
・言語文学に対して、より深く幅広い教養・知識を身につけることを目的として、他言語他文化を含めた講義「オムニバス」科目を履修することができる。また、専攻内での隣接分野にも広く接することを目的として、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を執筆する年度には、年に一度開催される「研究発表会」で発表の機会を設け、専攻全体で指導を行う機会を持つ。

学部・大学院ともにカリキュラム・ポリシーは、「履修要覧」の記載により学生並びに教職員に周知され、ホームページを通じて広く学外にも公表されている。ホームページにおいては、「情報公開」のページに他の基本情報と並んで提示しているが、各学科・専攻紹介のページからも併せてリンクを張ることで、学科・専攻の学びとの具体的な結びつきがより理解しやすくなっている（資料 4-1 p. 338～354、4-6)。

点検・評価項目③
教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点１：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
評価の視点２：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

前項目で記したとおり、カリキュラム・ポリシーは、全学共通の科目についてはこれを構成する３つの科目区分ごとに、文学部については学部共通ポリシーと学科ポリシーの２本立てで、人間総合学部については学部共通科目を包含しながらも学科ごとに設定されている。これらを踏まえて科目が配置されており、設置している科目は、学則第 26 条の２の別表１に一覧が掲げられている。科目ごとに付与する単位数は、学則第 27 条に定められており、開講期（半期・通年）や授業形態（講義・演習・実験・実習・実技）により異なるものの、授業内外で 45 時間の学習を必要とする内容をもって１単位としている。１回の授業時間は 90 分であり、半期で 15 回、通年で 30 回開講している。なお、卒業論文等については、学修時間にかかわらず、その成果を評価するものとし、４単位から８単位の範囲で単位を付与している。

以下では、各カリキュラム・ポリシーとの関係に留意しながら、必修・選択必修科目を中心として科目配置の概要を述べる。なお、本学には各種資格課程(教職課程・司書教諭課程・司書課程・保育士養成課程・日本語教育副専攻)が置かれているが、資格課程科目については、それぞれの資格課程に求められる要件が、ほぼそのまま各資格課程のカリキュラム・ポリシーとなるため、教諭・保育士養成が学科の主目的となっている初等教育学科を除いて、説明を割愛する。

全学共通の科目は、宗教学科目、共通科目、外国語科目の３つの科目区分からなっている。宗教学科目は、１・２年次に必修科目の「キリスト教学」を、３・４年次に多彩な科目の中から自己の関心と意欲に応じて選択する選択必修科目「宗教学」を配置している。「キリスト教学」では、建学の精神と、その根底にあるキリスト教的人間観・世界観並びにその今日的意義について、福音書を中心とした聖書の基礎的知識とともに段階的に理解を深め、「宗教学」では、キリスト教学での基礎的な学びを土台に、本学の教育目標「真・善・美」に向かって、諸学問・諸宗教との関連を視野に収めながら、人間の尊厳といのちの意味について考え、他者の苦しみや痛みに目を向け、地球規模での現代世界の諸問題と対峙する等、社会の中での具体的な生き方を探求することを、狙いとしている。

共通科目は、全学生の１年次必修科目を構成する「初年次科目群」の他は、１年次から４年次まで多彩な分野の選択必修科目を提供しているが、それらを「教養科目群（人文科学・社会科学・自然科学）」、「健康・スポーツ科目群」、「情報・データサイエンス科目群」と整理して科目を配置している。「初年次科目群」は「パブリック・リテラシー」と「情報リテラシー」の２科目から成っている。前者では、本学の建学の精神並びに教育目標について理解を深めながら、大学で学問をする上での汎用的基礎力として、自ら問題を発見し、自ら考え、それを自らの言葉で表現する「学問の作用」を身につける。後者は、情報社会を生きる学生にとって必要とされる情報リテラシー、すなわち、パソコンを用いた学びのスキルや、溢れる情報を取捨選択し吟味するための力を養成し、向上させることを目的としているが、2024 年度入学者からは「情報リテラシー」に代えて「はじめてのデータサイエンス」を必修化し、「数理・データサイエンス・AI（リテラシーレベル）モデルカリキュラム」(数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム）に準拠し、2023 年度に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)」の認定を受けた内容とすることで、AI の発達による急速な変化を遂げている社会

の変化に対応する予定である。「教養科目群」は、哲学や歴史学、政治学、経済学、数学等、人文科学・社会科学・自然科学の分野の科目をバランスよく配置することに加え、女性の生き方や未来を含め現代社会の問題点を分析的に考える科目（「現代教養演習」、「ワークライフ論」等）や、国際性や異文化理解を育む科目（「国際協力論」、「観光文化論」等）といったより実践的な科目を置くことで、ディプロマ・ポリシーのうたう「時代を超えて普遍的に求められる深い教養と知性」と現代社会との接点を意識できるよう配慮している。さらに豊かな生涯へとつながるスポーツ・身体運動実習科目を十分な数用意するとともに、現必修科目の「情報リテラシー」、2024 年度より必修化予定の「はじめてのデータサイエンス」で得られた基礎力を土台として、MOS や IT パスポート、Web デザイナー検定等の各種資格試験にも対応した多様な情報科目を開講している。

外国語科目は、１・２年次に必修あるいは選択必修科目を配置し、全学生が２年間かけて、現代社会に求められる外国語学習をとおして、異文化への深い理解力を身につけるようにしている。文学部では英語の他、フランス語、ドイツ語、中国語が選択可能であるが、英語英文学科は英語以外、フランス語フランス文学科ではフランス語以外を選択しなければならない。2024 年度からは韓国語も選択可能とする予定である。また選択必修科目以外にも、選択科目として、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語を履修可能であり、少人数クラスで文法から発音、日常会話まで基礎からバランスよく学べる体制を整えている。人間総合学部は、専攻分野の性質上、英語での論文講読が必要となる場合が多いため、選択必修科目は置かず、英語を必修科目としている。しかし文学部と同様に、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語を選択科目として履修することが可能であり、外国語学習を通して異文化への幅広い関心を深める機会を提供している。

文学部のカリキュラム・ポリシーでは、各学科とも１・２年次に基礎科目を、３・４年次にゼミ形式の科目を設置することを定めている。国語国文学科では、１年次に国語国文学科で学ぶために必要な基礎知識を広く吸収するとともに、研究活動を行うための姿勢を培うための必修科目として少人数の「基礎演習」と「基礎講読」を置き、２年次に自分が専門的に取り組みたい領域を模索するための必修科目として「総合研究」を置いている。３・４年次ではゼミ形式の「テーマ別研究」を必修として履修し、担当教員の指導を受けながらまた教室内での議論を通して、特定の問題を掘り下げて調査や研究を深めていき、「卒業論文」の提出へとつなげていく。加えて２年次からは専門性の高い演習科目やさまざまな内容の講義科目を設置し、学生一人ひとりの興味・関心に応えている。

フランス語フランス文学科では、１・２年次を通じて、未習者・既習者別の少人数語学必修科目で基礎を固め、「読む」・「書く」・「聞く」・「話す」というフランス語の４技能をバランス良く伸ばすとともに、１年次の必修科目「フランス語圏文化概論」で、フランス語圏の基礎知識を身につけながら調査や口頭発表の仕方を、２年次前期の必修科目「フランス文学概論」で、フランス文学の概略を理解しながらレポート執筆の方法を学ぶ。さらに２年次後期の「専門ゼミ準備研究」で研究テーマをしぼり、３・４年次の「専門ゼミ」で学生一人ひとりが自分の関心に沿って研究を深めて、各学年末レポートにまとめる。希望者はさらに４年次に「卒業論文」を執筆する。その他、２年次から４年次にかけて、講義科目と演習科目からなる選択必修科目を履修するが、「フランス語特別強化」、「文学社会文

化」、「歴史芸術文化」、「生活文化」のいずれかのコースに沿って学ぶことで、関心領域の能力・知識を体系的に修得することが可能となっている。

英語英文学科では、１・２年次に必修の英語科目を通して「読む」・「書く」・「聞く」・「話す」の４技能をバランスよく伸ばしながら、「イギリス」「アメリカ」「ことば」「国際」の４つの「入門セミナー」に参加し、英語や英米文化や国際社会について学んでいくための基礎知識や研究方法を身につける。「入門セミナー」は同時に、自分が専門的に研究したいテーマを考える機会でもある。３年次からは選択したコースのカリキュラムに沿って選択必修科目を履修する一方、ゼミ形式の必修科目として、３年次の「３年セミナー」で調査やプレゼンテーションのスキルを向上させ、４年次の「特別演習」で卒業論文を完成させる。４つあるコースは「ブリティッシュ・スタディーズ」、「アメリカン・スタディーズ」、「ことばとコミュニケーション」、「国際社会・文化」だが、特に「国際社会・文化」は、すべて英語で授業を運営し、日本を中心に国際社会や文化・歴史について多様な視点から学ぶとともに、国際化が進む世界について英語で議論し、発信する力を養うコースとして特徴的である。英語力に関しては、２年次以降の選択必修科目「Integrated English」で、関心のあるトピックスを軸にインプットとアウトプットの訓練を重ね、さらに選択科目としてTOEIC対策や留学準備等各自の目的に応じた実践的科目を履修できる。

人間総合学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、人間存在について客観的・科学的な理解にもとづき共感的な人間観を身につけるための領域横断的な「学部共通科目」を設置しているが、学習者の進度や興味に応じて、視野を広げることができるよう、履修の順序や対象学年の制約を設けず、１～４年次に履修できるようにしている。各学科のカリキュラムとして児童文化学科では、１年次に「児童文学入門」や「児童文化入門」等の必修科目で子どもに関わる文学と文化の基礎を学び、半期ずつ異なる領域（児童文学・児童文化・制作創作）から履修する２年次の必修科目「基礎演習」では、自らの関心を絞りこみながら、専門領域の研究の仕方やリサーチの手法、創作や制作を実践的に修得する。３年次はゼミ形式の「演習」を必修科目として、より専門的な知識を修得しつつ思考力や表現力を磨き、４年次で自らの関心を活かしたテーマを選び、分析し考察し表現する形で卒業論文・卒業制作を完成させる。自ら知的関心を持って主体的に学べるように、１年次から履修できる多様な選択科目が配置され、基軸となる必修科目において学習成果を確認しながら、集大成としての卒業論文・卒業制作にいたるように整えられている。

発達心理学科では、１年次と２年次に、心理学の基礎的理論と各種方法論（実験・調査・観察・面接・検査、文献講読）の修得を目的として、心理学全般に関する概論科目（「心理学概論」）や基本的方法論を学ぶ実習科目（「心理学実験」）を、そして生涯にわたる心理的発達の様相とそれぞれの発達段階での臨床的支援の課題の理解を目的として、発達心理学と発達臨床心理学に関する概論科目（「発達心理学概論」）や基礎的な演習科目（「発達心理学基礎演習」）を、必修科目として置いている。さらに１・２年次を通じて、「心理学統計法」で実証科学としての心理学の基礎である心理統計学について、基本的な考え方と基礎的なデータ分析法を修得する。３・４年次で発達心理学のさまざまなテーマによる講義科目や演習科目を履修しながら、研究計画の立案や具体的なデータ収集・分析の作業を通じ

て研究方法を身につけ、４年次に学修の集大成として、発達心理学的課題について実証的な検討をおこない、卒業論文を作成する。

初等教育学科は、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭の養成を学科の目標としており、学校・園の種別による教育内容・教育方法の違いに対応できるように、履修上のコースとして、「幼児教育コース」と「児童教育コース」を設定している。いずれのコースにおいても、教育職員免許状、また保育士資格が取得できるように、法令に準拠したカリキュラムが組まれている。まず、幼稚園・小学校で取り扱われる教育内容の基盤となる知識や技能を養う「領域及び保育内容の指導法に関する科目」や「教科及び教科の指導法に関する科目」、教育及び教育的指導に関する基礎的・理論的また実践的な内容を取り扱う「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修するが、「保育に関する科目」においても、保育に関する理論と知識・技能、またそれらを実践の場で生かすための内容を学ぶ。次に、学校や園において子どもとともに活動する体験を通じて学ぶ「教育体験」「保育体験」、そして「教育実習」「保育実習」で、現場の保育者・教師の指導のもとに、子どもの活動を見守り、支え、指導する経験から学ぶ。そして、総まとめとして履修する「保育実践演習」と「教職実践演習」で、幼稚園・小学校教職課程、保育士養成課程の学修を総括し、実践的な力量形成を目指す。さらに、大学での学びの集大成として４年次に置かれる必修科目「卒業研究」に向けて、２年次の「初等教育基礎演習」、３年次の「初等教育演習」を中心として、隣接領域科目としての児童文化学科、発達心理学科の科目履修も視野に入れながら、学生の関心に応じた幅広く専門的な学修に発展するよう配慮している。

各学科の学生が実際に履修計画を立てる際には、年次ごとの学修が４年間でどのように体系づけられるのか、同一系統の内容を扱う科目の場合、どのような順序で履修すべきか等、学生がカリキュラムの全体像を視野に収めて適切な科目選択を行えるよう、ガイダンスや「履修要覧」、「シラバス」等を通じて、カリキュラム全体について、個々の科目について、また、進級条件や卒業要件、履修方法等について詳細な説明を行うだけでなく、全学共通の科目の３つの科目区分（宗教学科目、共通科目、外国語科目）並びに各学科の専門科目について「履修系統図」（資料 4-7、4-8、4-9、4-10、4-11）を作成しホームページで学生に公開し、さらに科目ナンバリング（資料 4-12）を行いシラバスに明記することで、個々の授業科目が対象とするレベル（学修の段階）や学問の分類を明確にし、全体として自覚的かつ体系的な学びができるよう配慮している。

「社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育」については、全学共通の方針として、カトリックの人間観・世界観と、深い教養と知性並びに異文化への深い理解を基盤に、他者との関わりを通して自己の生きる意義を探求する態度、他者のために自発的に行動し協働する意欲を育むことをディプロマ・ポリシーに明記し、それを実現するために全学共通の科目のカリキュラム・ポリシーが設定されている。各学科の専門科目では、すべての学科で専門分野の知識や能力を順次的かつ体系的に身につけながら、３・４年次にゼミ形式の科目を履修することで、自分の関心領域について研究計画を立て、調査し、分析し、議論し、口頭並びに文章で発表する経験を積み、職業にかかわらず社会の一員として働く上で、さらには一市民としてさまざまな判断や行動をする上で不可欠な汎用的能力を修得できるようになっている。さらに２年次にすべての学生が「キャリア研究」

を履修するが、この科目を全学共通の科目としてではなく、学科の専門科目として開講するのは、自分の専門領域での学びを卒業後のキャリアにどう生かしていくかを考えるきっかけを提供する狙いによる。また 2024 年度からは大学が紹介するインターンシップを単位として認定するために、事前事後指導を含めたインターンシップ科目を選択科目として設置する予定である（資料 4-13)。

他に全学生に開かれた全学教育プログラムとして、国際就業力を養成する「グローバルビジネスプログラム」、ホスピタリティ・ツーリズム産業への就業を支援する「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」、現代社会で必須となりつつある数理・データサイエンス・AI を適切に理解し活用するための基礎的な能力を育成する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の３つの「キャリアデザインプログラム」を設置している。「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を構成する「はじめてのデータサイエンス」は 2024 年度入学者から必修化の予定である。「グローバルビジネスプログラム」は 2024 年度よりリニューアルを予定しており、一人ひとりの力を発揮できるリーダーシップの育成を目的とした科目（「リーダーシップ入門」、「リーダーシップ応用」）や国際就業力育成に SDGs の観点を導入する科目「英語で考える SDGs」を、従来からある科目「ビジネス・マーケティング」「海外企業実施研究」等に加えることになった。「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」は、「ホスピタリティ・マネジメント概論」、「ホスピタリティ・マネジメント演習」、「ホスピタリティの英語」の必修３科目からなり、専門の学修と両立させやすいコンパクトなプログラムだが、「概論」と「演習」で本学の建学の精神とも関わりの深いホスピタリティの概念的理解を基盤に、顧客に寄り添うサービスやホスピタリティを形にしていく企画力や実行力、さらにはチーム共同で企画を作り上げる協調性等を段階的に身につけられるよう設計されている。またより経験を深めるために、選択科目である「海外ホスピタリティ研修」や正課外の産官学連携プロジェクトを用意し、より実践的な能力育成の機会を提供している。

各種資格課程(教職課程・司書教諭課程・司書課程・保育士養成課程・日本語教育副専攻)を設置し、さらに発達心理学科では国家資格である公認心理師の養成カリキュラムに対応している。教職課程又は司書課程履修者は、文部科学省通知に基づいて設定され履修証明書が発行される「学校司書のモデルカリキュラム」を履修可能である。文学部英語英文学科に置かれた「児童英語指導者養成プログラム」は、小学校英語指導者認定協議会(J-SHINE)の「小学校英語指導者資格」又は「小学校英語準認定指導者資格」の申請を可能としているが、このプログラムは英語英文学科だけでなく初等教育学科の学生も履修が可能となっている。その他、民間資格として、児童文化学科では「おもちゃインストラクター」、発達心理学科では「認定心理士」の資格が取得可能である（資料 4-14)。

科目区分あるいは学科ごとの時間割の策定、個々の授業科目の内容・レベル・授業方法の設定、担当者の選定、問題が生じた際の対処等は、「宗教学科目」についてはカトリック教育センター、「共通科目」については基礎教育センター、学科専門科目については当該学科が責任を負っている。外国語科目は科目の置かれた学科が責任を持って運営しているが、2023 年度より教務委員会内に「外国語教育連絡会議」を設置し（資料 4-15)、全学的な調整をより機能的に行う体制が整えられた。資格課程や教育プログラムは、原則として、課

程やプログラムが置かれた学科又は教育センターが運営するが、教職課程については教職課程委員会が、課程を構成する科目の認定、課程運営上の連絡調整、及び改善等を行っている（資料 4-16)。また文学部３学科の専門科目から成る「舞台芸術実践プログラム」はフランス語フランス文学科が国語国文学科並びに英語英文学科の協力を得て運営し（資料 4-17)、全学教育プログラムである「グローバルビジネスプログラム」と「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」はプログラム支援センターが、プログラムを構成する科目を設置している英語英文学科と連携しながら運営する（資料 3-9)。「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の運営主体は、白百合女子大学データサイエンス教育運営会議となっている（資料 4-18)。カリキュラムや科目の実際の運営に関しては、毎年の自己点検・評価を通じて明らかになった問題点を、教務委員会や各学科や教育センターをはじめとする運営主体が自発的に改善する場合と、内部質保証委員会において全学的な視野から検討して改善を指示する場合がある。教育課程の内部質保証については点検項目⑦のところで詳しく述べる。

教務に関連する全学的な取り組みの検討や連携、連絡調整は、各学科や教育センターから選出された委員と教務部の部長・課長をメンバーとする教務委員会で行っている。たとえば転学部・転学科制度、履修系統図・科目ナンバリング、ICT 活用のルールといった教学上の方針や、科目ごとの履修者数や不成立科目等に関する情報共有とそれへの対応策、全体としての時間割等は、教務委員会での検討を経て策定される（資料 4-19)。他方、教学に関する規程の制定や改廃、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの変更、教育プログラムの設置並びに廃止等、教学の基本方針に関わる事項については、教学マネジメント議題として、学長、副学長、事務局長、図書館長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、学科長、教育センター長で構成される教育研究運営会議での審議が必要である（資料 3-6、4-20)。教育課程の編成に関して特に重要な事項は、さらに全学教授会にて適切性と妥当性を審議し、学長が決定することになっている（資料 4-21)。なお、カリキュラムに変更を加える場合の手続きとして、学科会議又はセンター会議を経て学科長、教育センター長が、まず学部長又は全学教養教育連絡会議主事に提案し、学部長又は主事は学部連絡会議等で検討を行ったのち、学長に提案する。学長は必要に応じて教務委員会の意見を聴いた上で可否を判断し、可とする場合、変更に伴う科目の改廃のための学則別表改正を、教育研究運営会議並びに全学教授会で審議・承認することとしている（資料 4-22)。

大学院では、修士課程、博士課程（前期)、博士課程（後期）ともに、専攻ごとに定めるカリキュラム・ポリシーにしたがって、科目を配置している。まず修士課程を構成する３専攻（国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻）については、コースワークとして専門的な理論・教養・知識・技能を身につける演習科目を設置した上で（フランス語フランス文学専攻のみ科目名を「演習」と「研究」に分けているが、これはフランス語の学習歴がまだ不十分な学生が多く、他専攻に比べ研究の基礎となる語学力の育成に大学院進学後も重きを置いている事情から、語学力養成科目を必修の「演習」、その他の科目を選択必修の「研究」と区別しているためで、授業形態はすべて「演習」である)、全専攻で「修士論文」か「特定の課題についての研究の成果」を提出し審査で合格することを修了要件とし、そのためのリサーチワークとして研究指導科目を２年次の選択必修と

している。また自らの研究が対象とする言語だけでなく、多言語による文学や文化について幅広い知識を獲得できるよう、さまざまな専門分野の教員による講義 / 演習科目である「オムニバス」の履修を可能としている。

博士課程（前期）を構成するのは、発達心理学専攻と児童文学専攻の２専攻である。発達心理学専攻では、コースワークとして、発達心理学・発達障害及び臨床心理学、さらには隣接諸領域に関する専門的な理論や知識、また研究方法や臨床的な技能を身につけるために、発達心理学を中心に心理学及び臨床心理学の各領域にわたる演習科目を設置しているだけでなく、公認心理師及び臨床心理士の資格試験の受験要件を満たす形で、本学附属の発達臨床センターや学外の医療機関・学校等における実習科目を開設している。児童文学専攻のコースワークは、児童文学・児童文化に関する専門的な知識や理論及び研究方法を修得する演習科目「特殊研究」である。両専攻とも「修士論文」を提出し審査で合格することを修了要件とし、そのためのリサーチワークとして研究指導科目を２年次の必修としている。

博士課程（後期）は、発達心理学専攻、児童文学専攻、言語・文学専攻の３専攻から構成されている。全専攻においてリサーチワークとして「研究指導」の３年間にわたる履修を義務づけ、後の項目で述べる「課程修了及び学位取得スケジュール」に基づき、指導教員とともに論文の内容を吟味しながら、博士論文を執筆できる体制を整備している。専攻の特性に対応したコースワークの科目としては、発達心理学専攻で将来教育職に就く可能性を見通し、学部学生を対象として心理学の方法を指導する経験を与え、指導者としての力量を形成することを期して「心理学実験指導法」を必修とし、児童文学専攻で児童文学・児童文化固有の各ジャンルに適した研究方法を身につけるために、必修科目として「児童文学研究法」を設置している。言語・文学専攻では、日本語圏、フランス語圏、英語圏の３つの領域の言語、文学、文化を扱うことから、広い視野と問題意識を涵養するために、３つの専門分野の教員が共同で担当する選択必修科目「オムニバス」を置いている。

「社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育」については、修士課程の３専攻では、中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状を取得している学生は、修士課程を修了し、所定の授業科目の単位を修得することで、本人の申請に基づいて中学校教諭及び高等学校教諭専修免許状を取得することができる（資料 4-23）。また博士課程（前期）においては、発達心理学専攻で公認心理師カリキュラム、臨床心理士カリキュラム並びに臨床発達心理士カリキュラムを履修することが可能であり、国家試験である公認心理師試験、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が実施する資格試験の受験資格を得ることができる（資料 4-1 p. 377～382）。博士課程（前期）と博士課程（後期）の全専攻で、本学附属の研究センターが主催する各種プログラム（研究会、講演会、プロジェクト等）への参加や、センターが刊行する学術誌への論文の投稿（査読あり）を推奨することで、学生に学内外の研究者との交流や研究成果発表の機会を積極的に提供し、研究者として独り立ちできるよう支援している。さらに博士課程（後期）の発達心理学専攻では、将来教育職に就く可能性を見通し、学部学生を対象として心理学の方法を指導する経験を積める「心理学実験指導法」を必修科目として開講している。

専攻ごとの時間割の策定、個々の授業科目の内容・レベル・授業方法の設定、担当者の

選定、問題が生じた際の対処等は、当該専攻が責任を負っている。学部と同様に、カリキュラムや科目の実際の運営に関しては、毎年の自己点検・評価を通じて明らかになった問題点を、大学院専門委員会や運営主体である各専攻が自発的に改善する場合と、内部質保証委員会において全学的な視野から検討して改善を指示する場合がある。教育課程の内部質保証については点検項目⑦のところで詳しく述べる。全専攻に関わる取り組みの検討や連携、連絡調整は、文学研究科長を議長とし、各専攻主任、事務局長、教務部長、入試広報部長、学生支援部長をメンバーとする大学院専門委員会で行っている（資料 4-24)。大学院における教学に関する規程の制定や改廃をはじめとする、教学の基本方針に関わる事項については、教学マネジメント議題として教育研究運営会議での審議が必要である。ただしディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー並びにアドミッション・ポリシーの変更については、発議が文学研究科長ではなく、当該専攻主任となっているため、教育研究運営会議は通常のメンバーに各専攻主任をメンバーに加えた特別編成としている（資料 4-24、2-16)。教育課程の編成に関して特に重要な事項は、さらに文学研究科委員会にて審議し、学長が決定することになっている（資料 1-3、4-25)。なお、カリキュラムに変更を加える場合の手続きとして、専攻会議を経て専攻主任がまず文学研究科長に提案し、文学研究科長は大学院専門委員会で検討を行ったのち､学長に提案する｡学長は可否を判断し、可とする場合、変更に伴う科目の改廃のための学則別表改正を、教育研究運営会議並びに文学研究科委員会で審議・承認することとしている（資料 4-22)。

学部・大学院ともに、ディプロマ・ポリシー並びにそれに基づいたカリキュラム・ポリシーを実質化する上で必要な科目を科目系統図に基づき、体系的に設置しており、また全学的な検討・改善手続きについても教育研究運営会議をはじめとした会議体が担当することを施設で明記しており、適切に整えられている。

点検・評価項目④
学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点１：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うためには、まず、単位修得に必要な学習時間を確保することが必要である｡本学では半期ごとに履修登録可能な単位数の上限を定め(通年科目は半分の単位数で計算／集中講義は対象外)、過重履修による学修の質の低下を防いでいる。全学科・学年において、履修単位を半期 24 単位以内に収めることが必要だが、資格課程並びに一部の学内プログラム（日本語教育副専攻、グローバルビジネスプログラム、児童英語指導者養成プログラム）履修者と各学科の定める成績優秀者には、さらに半期で６単位の加算を認めている。資格課程等履修者と学内プログラム履修者として、この条件を満たす学生数は 2023 年前期、全学年全学科で 427 名だった。成績優秀者については、例外適用を本人が申請する必要があるが、申請者は 2020 年度以降０名である。

学生が履修科目を選択するための情報を伝えるシラバスには、「授業のねらいと達成目標」、「授業概要」、「授業計画」、「準備学習・履修上の注意」、「教科書・参考書」、「成績評

価の方法」を記入する。「授業のねらいと達成目標」は、授業全体を通しての学習到達目標を、具体的な知識や技能として記載し、それがディプロマ・ポリシーのどの要素に対応するかを明記している。(ただしディプロマ・ポリシーとの対応については、より分かりやすくするために、2024 年度から「履修要覧」に表として一括掲載する予定としている（資料 4-14)。「授業計画」では各回の内容を記し、「準備学習・履修上の注意」では、予習・復習等、授業外の学習について、具体的な内容と必要となる時間を指示している。「成績評価の方法」は、試験・課題・レポート・発表等、何を評価の対象とするのかを示した上で、それらをどのような基準・割合で評価して評点を決するのかを明らかにしている。さらにフィードバックの方法を記すことで、学生が何を目指して学習すれば良いのかを、個人個人の課題を知る方法とともに、学生に伝えている。シラバスは科目コーディネーターか科目担当者が執筆するが、執筆依頼を行う際には記述不十分な事項が生じないよう、依頼書とともに、シラバスの目的や記述すべき内容を詳細に記した「シラバス作成の手引き」と、記入後に必要事項が記載されているかチェックするための「シラバス内容確認票」を、併せて配布している（資料 4-26)。また各学科・教育センターの教務委員が、教務委員会で確認された方針に基づいて、提出されたシラバス原稿を確認し、基準を満たしていない場合やカリキュラムとの整合性がとれていない場合に修正を求めることで、科目について必要な情報が確実に学生に届くよう配慮している。なお、次年度時間割策定後に科目の内容、曜日時限、担当者等に変更があった場合は、「履修要覧」に「正誤表」を付したり、緊急のケースでは、学習支援・管理システム CAMPUS SQUARE を用いたりして、学生への周知を行っている。またシラバスの内容については大学ホームページでも公表している。

成績は、CAMPUS SQUARE を通じて、あらかじめ決められた期日に学生に通知される他、学年末には保証人に「成績通知書」を郵送している。各科目の評価は、シラバスに明記された達成目標をどの程度満たしているかによって決定し、たとえば S の評価は「達成目標を十分に満たし、秀でている」者に与えられる等、その基準を「履修要覧」にて公開している。また学生は、学期 GPA、年度 GPA、通算 GPA とその計算方法を知ることで、自分の学習成果を客観的に把握することができる（資料 4-1 p.5～6)。GPA を実質化するために、いったん履修登録した授業であっても、所定期間内に申請すれば履修の取り消しが可能であり、本人の意思で単位の修得を行わない科目の成績が GPA の数値を下げることを防いでいる（資料 4-1 p.9)。

履修登録は、前学期まで、あるいは前年度までの成績や単位修得状況を踏まえて、また前項目で記述した履修系統図や科目ナンバリングを参考にして、所定の期間内に学生自身が手続きするが、大学での履修の仕組みや進級・卒業要件等の知識のない１年生に対しては、４月第１週に各種ガイダンスに加え、学科オリエンテーションを実施し、教員並びに上級生から、大学生活がスムーズにできるようさまざまな情報を提供すると同時に、カリキュラムの全体像や履修における注意、科目選択の指針等を丁寧に説明し、個別相談の機会も設けている。２年次以降の学生については、前年度３月末に登校して資料を配布する機会を設け、その際に履修に関する個別相談に対応しているが、国語国文学科と児童文化学科では全学年で、英語英文学科では履修に関する留意事項が多い２年生を対象として学年別ガイダンスを実施することとしている。(資料 4-27、4-28)。なお、専門必修科目等の指定科目で不合格の評価を受けた学生に対しては、学年はじめの個別履修指導を必須とし

て、不合格となった科目を再履修等によって着実に修得するよう導くとともに、どこに学習上の困難があるのかを話し合い、問題点を解消し意欲を刺激することを目指している。個別履修指導を必要とする基準は「履修要覧」で周知しているが、対象者には個別に連絡を行い、確実な実施につなげている。

個別履修指導を担当するのは、当該学生のアドヴァイザーだが、アドヴァイザーはCAMPUS SQUAREにて個々の学生の時間割や単位の修得状況、学期・年度・通算GPA、各科目の出欠状況等を把握することができ、履修指導以外にも、修学上の問題等について、メール連絡や個人面談等により日頃からさまざまな助言や指導を行っている(資料1-4 p.41)。各学科とも１・２年次は主に必修科目の担当教員、３・４年次は主にゼミや卒業論文の担当教員と、日常的に学生と接点を持ちよく様子が分かっている教員をアドヴァイザーとし、学生からの相談に迅速かつ適切に対応できるよう配慮している。またアドヴァイザー以外の専任教員も、担当する授業や専門分野に関する質問や相談に応じるため、「オフィスアワー」を設定し、面談場所やアポイントメントの取り方、メールアドレスを公表している（資料1-4　p.42～44)。本学はさらに、教育センター・学科ごとに研究室を配備し、専任並びに非常勤の職員が常駐している。履修や授業、研究に関する相談窓口となったり、学科所有の図書や雑誌、資料の閲覧・貸出、留学相談等、さまざまな学生サポートを行ったりしているが、大学院生ティーチング・アシスタントやネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタントをサポート役に配置し、学生に自習スペースを提供する研究室もあり、ラーニング・コモンズとしても活用されている（資料1-4 p.15～16)。

個々の授業を活性化するための措置として、履修人数の適切な管理がある。本学は小規模女子大学として少人数教育を実施しており、専任教員一人あたりの学生数も少なく、また非常勤講師の数も多い。たとえば2022年度は全開講クラス1581のうち、約73パーセントにあたる1161が、受講者25人以下の少人数で運営されていた。「キリスト教学」、「パブリック・リテラシー」、「情報リテラシー」といった、全学共通の必修科目は学科別の指定クラス制を採用し、適正人数での運営を保証している。３・４年次の選択必修科目「宗教学」についても、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を育成する全学共通の主要科目として、全クラスに人数制限をかけている。外国語科目は、特に選択必修科目で入学者が確定してから希望調査を行うので、１年次クラスの人数調整が難しいが、運営主体である各学科が経年傾向を踏まえてクラス編成を行うことで、2018年度の申し合わせである「１クラスあたり24名以下」を(資料4-29)、必修科目並びに選択必修科目で概ね実現している。2023年度からは、教務委員会内の「外国語教育連絡会議」で、すべての外国語の設置クラス数等を一括して管理する体制となっている。その他、全学共通の選択科目についても、演習科目並びに実技科目、履修人数が多めの外国語科目については、原則として人数制限を設け、授業の質を担保している。また講義科目であっても、過去に登録人数が極端に多かった科目には人数制限を課す場合もある。学科専門科目に関しては、各学科ともカリキュラムの中心を成す必修科目を指定クラス制として開講することで、適正人数を超えた授業形態とならない措置を講じている。選択必修科目や選択科目についても、授業形態や授業内容によって、人数制限を課すことで適正人数による授業運営を可能にしている。全学科全科目の履修人数は一覧として教務委員会で報告・共有され、不適切な人数の偏りがな

いかを確認した上で、次年度以降のクラス編成を行っている（資料 4-30、4-31)。

学習支援ツールとしては､既出の CAMPUS SQUARE と manabacourse を併用している｡CAMPUS SQUARE は､教員や学内各部署から情報を学生に発信するポータルサイトとして機能しているが､教員側からもアドヴァイザーとして担当する学生の時間割や単位の修得状況､学期・年度・通算 GPA、各科目の出欠状況等の他、本人並びに保証人の連絡先を知ることが可能で、アドヴァイザー面談等を行う際の貴重な資料となるだけでなく、成績不振の学生や欠席がちの学生を把握し、ときには保護者とのやり取りも含め、早期に連絡・相談・指導を行うことを可能にしている。manabacourse はより学習に特化した支援ツールであり、授業担当教員から履修者への指示や連絡、資料・教材の提供をスムーズに行えるだけでなく、課題の提出やそれに対するフィードバック、さらには掲示板機能やスマートフォンを用いたリアルタイムアンケート機能を通じて、授業に教員と履修者間での双方向的やり取りを多く取り入れたり、履修者間のコミュニケーションを活性化させたりすることができる。2023 年 6 月に実施したアンケートによると、専任教員の８割以上が資料・教材の提供に利用しており、４割程度が掲示板機能やリアルタイムアンケート機能を活用している（資料 4-32)。

その他、課題解決型学習（PBL)、反転授業、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク、ICT を活用した双方向型授業、ICT を活用した自主学習支援、オープンな教育リソース等、授業を活性化するさまざまな手法・手段について積極的な導入を推奨し、これらいずれかの要素を含む授業は、シラバスの「備考」欄にその旨を明記して学生が履修する上での材料を提供している（資料 4-26)。学生の主体的参加を促す特徴的な授業形態､内容､方法の例をいくつか挙げると､児童文化学科では、「出版演習」の授業において、学生によって作られる学科広報誌「開花宣言」に、学習成果としての学生の作品や研究を掲載することで、取材・編集を担当している学生だけでなく作品や研究が掲載される学生の学修意欲を高めたり､「キャラクター論」の授業において、学生のアイデアによって調布市ゴミ減量・リサイクルキャラクターを作成し、それが調布市ホームページで紹介され、市の今後の活動に活かされることになったりしている（資料 4-33)。またキャリアデザインプログラムである「グローバルビジネスプログラム」や「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」では、千葉市内に店舗を展開する豆 NAKANO と連携し、ドリップコーヒーの新商品の企画・開発・販売までのマーケティングプロセスを経験したり（「ビジネス・マーケティング」)、ホスピタリティ・ツーリング産業について、具体的な事例研究から見えてくる課題とその解決策についてディスカッションを行ったりしている（「ホスピタリティ・マネジメント演習」や「ホスピタリティ・マネジメント特講」）（資料 4-34)。フランス語フランス文学科の専門科目「フランス語実践研究」でも、時差が２時間という地理的条件を生かし､フランスの海外領土であるヌーヴェル･カレドニ（ニューカレドニア）国立大学と、同期型と非同期型を組み合わせた COIL（Collaborative Online International Learning）授業を設定し、それぞれの目標言語を用いて自文化の紹介スライドの作成やプレゼンテーション、オンライン・ディスカッション等を行っている（資料 4-35)。本学には、本学の教育理念・目的・目標の達成に資する学士課程における教育効果の高いプロジェクトで、とりわけ教育内容の可視化・多様化に資する試みを支援する制度があり､ヌーヴェル･カレドニ国立大学との COIL 授業は学内審査を経て､2023 年

度から 2024 年度にかけてこの「教育プロジェクト推進助成」を受けている（資料 4-36、4-37）。

正課外で学生の主体的な学びを刺激する仕組みとしては、まず各学科に置かれた「学会」がある。学科に所属する全学生と全専任教員がメンバーとなり、幹事学生が中心になって、新入生のための学科オリエンテーションへの参加、講演会や各種催しの企画、外国語スピーチ・コンテストの運営、機関誌の発行等を行い、学生自身で学科での学びを活性化している（資料 1-4）。その他、第９章で詳述するが、小学生を対象としたフランス語教室「プチテコ」にはフランス語を学ぶ大学院生と学部生が、子育て支援ルーム「りすぶらん・あんふぁん」や学びの特色を生かした地域交流を目的に《学び＋遊び》をコンセプトとする地域交流である「エデュテイメント大学」には発達心理学や幼児教育、児童文化を学ぶ人間総合学部の学生が中心的スタッフとして参加し、自らの専門に関する日頃の学習成果を社会に還元する実感を得る貴重な機会となっている。

大学院については、在学生の人数からして、授業あたりの履修人数は問題になり得ない。シラバスの執筆方針は学部と同様だが、履修科目を選択する上で単位数の上限は設けていない。学期ごとの履修登録に際して、指導教員（指導教員が未定の時期は専攻主任）の指導を必ず受けて登録科目を決定することで、不適切な履修が防止されるためである。課程修了までのスケジュールについては、分かりやすく策定されていないとの指摘を外部認証評価でも受けていたが、2022 年度入学者より適用する形で修士課程 / 博士課程（前期）と博士課程（後期）に分け、「課程修了及び学位取得スケジュール」として「履修要覧」に明示している。修士課程並びに博士課程（前期）では、全専攻において１年次の４月又は５月に研究倫理教育を受講し、７月までに指導教員を決定する。１年次・２年次ともに必要な単位を修得しながら、指導教員のもとで調査・分析・考察を行い、中間（構想）発表会で発表する等、共通のスケジュールに則って段階を踏み、２年次の１月に修士論文あるいは特定の課題についての研究の成果を提出、２月の口述試験を経て修了が決まることになる（２年で修了しない場合は６月提出、８月口述試験も可）。

博士課程（後期）では、１年次の４月又は５月に研究倫理教育を受講し、ほぼ同時に指導教員を決定する。１年以上在籍をすると博士学位論文提案書（プロポーザル）提出の資格が得られ、その審査に合格すると、指導教員を含む３名の教員から成る博士論文指導委員会が設置される。指導委員会の設置後１年以内に論文を執筆し、指導委員会が審査にたえる水準に達したと判断した段階で、まず予備論文審査を受け、合格の場合、必要な修正を施した上で、博士学位論文を提出する。公開審査に合格すれば課程博士の学位が授与される。この過程で修了要件単位を修得しなければならないのは言うまでもない。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、学部では履修可能な単位数の上限設定、シラバスへのねらいと達成目標の表記、履修人数の適切な管理、学修支援ツールの活用を図っている。また、大学院についても課程修了までのスケジュール設定をはじめとして効果的な教育を行うための取り組みを行っている。

なお、2020 年度には新型コロナウイルス感染症の流行を受け、授業を全面的に遠隔で行う等、さまざまな対応を迫られた。大学全体の対応指針や感染防止ガイドラインを策定す

る新型コロナウイルス感染症対策本部会議と連携しながら、教務委員会を中心に遠隔授業における教育方法の検討、授業運営状況の確認、出欠管理の方針を決め、学生や教職員に周知することで授業の質を確保した（資料 4-38、4-39、4-40、4-41)。また有志の教職員で ICT ワーキンググループを立ち上げて「遠隔授業についてのガイドライン」を作成し（資料 4-42)、ＦＤ・ＳＤ推進委員会が急遽オンライン・シンポジウム「よりよい遠隔授業の実施に向けて」を開催する等（資料 4-43、4-44)、経験が少ない教員でも円滑に遠隔授業が実施できるよう情報提供を行うと同時に、受講状況や課題等を探るための学生アンケートを実施して、実情把握にもとづいた改善に努めた（資料 4-45)。自宅における通信環境が十分でない学生に向けては、緊急事態宣言下でも大学への入構を認めて学内のパソコン使用を可能とした。また自宅用にノートパソコンや Wifi ルーターをはじめとする通信機器を貸し出す等、受講環境整備を積極的に支援した。さらにアドヴァイザーを中心にオンライン面談やメールのやり取りによって、生活や学習における相談に応じる等、学生一人ひとりに対してきめ細やかな対応を行った。本学は対面で教育を行うことの効果を重視するために、新型コロナウイルス感染症の分類が５類に引き下げられた現在、ほとんどの授業を対面で実施しているが､流行下で学生支援ツールを manabafolio から manabacourse にグレードアップし､学内の Wifi 環境を大幅に増強する等の環境整備を行った結果､遠隔授業で培ったさまざまな知見やスキルを活かし、多くの授業で ICT が積極的かつ効果的に活用されている。あわせて遠隔でしか成果が得られない授業として、どのようなものがあるかの検討を教務委員会で行い、またＦＤ・ＳＤ推進委員会主導で外部の研修への参加を推奨する等、ポストコロナの時代にふさわしい授業運営のあり方を継続的に検討している。

点検・評価項目⑤
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点１：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
評価の視点２：学位授与を適切に行うための措置

単位の認定並びに成績評価は、学部については学則第 27 条に基づいて行っている。１単位を 45 時間の学習を必要とする内容によって構成し、講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位としている。ただし卒業論文等については、学習の成果を評価するものとし、４単位から８単位の範囲で所定の単位を与えている。大学院については学則等で１単位あたりの学習時間を明記せず、大学院設置基準にならって、大学設置基準に基づく学部の規程を準用しているが、前項目で記したとおり、学部科目、大学院科目ともに、シラバスには「準備学習・履修上の注意」の欄を設け、科目コーディネーターあるいは授業担当教員に執筆を依頼する際に、予習・復習等、授業外の学習について具体的な内容と必要となる時間を指示するよう求めて、授業時間と合算して１単位あたりの学習時間が適正となる措置を取っている。

成績評価は、学部は科目ごとに 100 点満点で行い、60 点以上を合格としている。90 点以上をＳ、80 点以上 89 点以下をＡ、70 点以上 79 点以下をＢ、60 点以上 69 点以下をＣ、59 点以下をＦとし、学生には以上の５段階で通知している。学生には達成目標へのどの程度

の到達度がどの段階に相当するか、その基準を「履修要覧」にて周知している。(資料 4-1 p. 5)。大学院は科目ごとに５点法で評価を行っている。５が「達成目標を十分に満たし、秀でている」、４が「達成目標を十分満たしている」、３が「達成目標をほぼ満たしている」、２が「達成目標の最低水準を満たしている」、１が「達成目標の最低水準を満たしていない」を意味し、２以上で合格となる。

評価の公平性、客観性の担保に関して、多くの授業が少人数で行われている本学では、クラスにおける各評価の割合を一律に定めることは、かえって公正性や客観性を損ないかねない。シラバスの「成績評価の方法」欄に、「評価方法」（何をどの程度の割合で評価の対象とするか）と「評価基準」（個々の評価対象についてどのような観点で評価するか）を記載し、それに基づく評価を行うことで公平性と客観性を確保するよう、授業担当各教員に求めている（資料 4-26)。ただし複数クラスを設置している科目については、担当教員間で基準の理解にばらつきがあると不公平となるため、注意が必要である。この点では、科目を運営する学科・教育センターごとに、科目の特性に合わせてさまざまな対応を行っている。たとえばレベル別クラス編成を行っている外国語科目の英語については、クラス分けに利用したプレイスメントテストの集計結果をもとに、各担当教員が自分のクラスのレベルをよく理解して、「評価方法」と「評価基準」を運用しており、この集計結果が教務委員会でも報告され、本学学生の英語レベルや英語教育の実態が全学的に共有されている（資料 4-46)。フランス語フランス文学科の１年次必修科目「フランス語総合」では、全クラスの授業を同一時間帯に置き、中間試験や学期末試験を共通問題で実施し採点を全担当教員が合同で行うことで、共通の基準によって公平に評価する体制を整えている。卒業論文・卒業制作に関しては、各学科ともに２名の担当者による精査にくわえ、口頭試問を実施する等、厳密な評価体制が確立している。

なお、成績評価について、学生が、成績評価基準やシラバスに定める成績評価方法に照らし、具体的な根拠に基づく疑義がある場合は、「事故調査願」を提出し、評価に誤りがないかを確認することができる。事故調査の件数並びに結果については、教務委員会で報告・共有がなされ、成績評価に問題がないかの点検材料の一つとしている（資料 4-47)。

学生が入学前に修得した単位及び学生が本学以外の大学等において修得した単位については、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定できることを、大学学則第 29 条、大学院学則第 18 条と第 25 条で、その上限単位数とともに定めている。これら単位の認定にあたっては、当該科目の「シラバス」や「成績証明書」、「単位修得証明書」等、提出された各種資料に基づき、かつ実態が正確に把握できない場合は、直接当該学生へのヒアリングを行いながら、認定科目を設置している学科や教育センターの教務委員並びに専攻の専攻主任が、本学の単位認定基準を実質的に満たすことを確認している。また外国留学による単位認定に際しては、学科の担当者が帰国後に対象学生と面談を行い、留学先での時間割、授業時間、学業成績等を精査した上で、認定科目、認定単位数等について原案を作成し、学部教授会にてその妥当性を審議・承認する手続きを踏んでいる（資料 4-48)。

単位認定については、明示された基準に則って手続きを踏んで適切に行っていると評価できるが、複数クラスを設置している科目における公平性・客観性の確保等、さらに継続的な検討を行う必要がある。

卒業並びに修了認定に関しては、学部においては、学則 26 条の３に明示した卒業要件単位数を満たすことを前提に、学則第 38 条並びに 39 条に基づいて、卒業を認定している。教授会規程第６条は、卒業並びに学位の授与を決定するに際して教授会が学長に意見を述べることを定めており（資料 4-49)、これに基づいて毎年度２月に卒業判定教授会を開き審議している。特に卒業延期については、全対象学生の不合格科目の成績を報告し、判定に間違いがないかを個別に確認した上で、判定を下している。また卒業年次に限り、一定の条件のもとで再試験の実施を認めているが（資料 4-50)、これについても同教授会にて条件を満たすことを確認した上で承認している。再試験の結果は３月初頭の全学教授会で卒業の可否とともに報告される。教授会での卒業判定結果を踏まえ、「白百合女子大学学位規程」に則って、最終的に学長が学士の学位授与を決定する仕組みとなっている（資料 4-51)。なお、卒業要件単位数は「履修要覧」にて学生に対して明示している。

大学院に関しては、大学院学則第５条１項に明示した条件を満たす者に修士の学位を、第５条３項に明示した条件を満たす者に博士の学位を授与している。具体的な修了要件単位数は同学則の第 18 条、受けるべき研究指導については第 20 条に示されている。これは「履修要覧」にて学生に対して明示している。修了要件単位の修得に加えて、修士の学位を取得するためには、修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、審査に合格しなければならない。博士の学位を取得するためには、博士学院論文を提出し、審査に合格しなければならない。学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準は、専攻ごとにホームページ並びに「履修要覧」にて明らかにしている。

大学院学則第 11 条は、課程の修了並びに学位の授与を決定するに際して、文学研究科委員会が学長に意見を述べることを定めている。これに基づいて、毎年度２月に大学院在学生成績会議を開き、大学院在学生が修士課程、博士課程（前期)、博士課程（後期）の修了要件を満たしているか否かを審議・承認している。学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査手順や審査方法等は、白百合女子大学大学院学位規則に定められている（資料 4-5)。修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、文学研究科委員会が設置する、提出者が所属する専攻の教員３名から成り、研究指導教員を主査とする審査委員会が審査基準に沿って審査する。審査委員会は論文又は特定課題に関する研究の成果を評価し、口答あるいは筆答による最終試験を行った上で、論文の評価及び学位授与の可否についての意見を決定するが、最終試験は実際にはすべて口述試験の形で実施している。審査結果は文学研究科委員会に報告され、これを受けて文学研究科委員会は学位授与の可否について議決する。議決を踏まえ、学長が最終的に修士の学位の授与を決定することになる。

博士論文については、まず文学研究科委員会が、提出者の所属専攻以外の主任を委員長、研究指導教員を主査とし、博士課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を有する所属専攻等の教員３名を副査とする審査委員会を設置する。審査委員会は論文審査基準に沿って論文を評価し、口答による最終試験を行った上で、論文の評価及び学位授与の可否についての意見を決定する。ただし本学大学院を経ていない者から博士論文が提出された場合、通常の論文審査に加え、最終試験において、専攻学術に関して、課程修了者と同等かそれ以上の学識を有することを確認することとしている。審査結果は書面並びに口頭で論文の概要やその学問的意義とともに文学研究科委員会に報告され、これを受けて文学研

究科委員会は学位授与の可否について議決する。議決を踏まえ、学長が最終的に博士の学位の授与を決定することになる。

以上のとおり、卒業並びに修了は明確な手続きに沿って適切に判定されている。

点検・評価項目⑥
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点１：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点２：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
評価の視点３：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

前項目で記したように、本学の学位認定は卒業あるいは修了要件単位の修得と、大学院に関しては学位論文等の審査結果によっている。科目単位あるいは学位論文審査における評価が適正に行われていることは、既述のとおりだが、このような仕組みが、ディプロマ・ポリシーに掲げた知識や能力の修得を保証できているか、さまざまな観点・方法で測定・把握するために、学部並びに大学院でアセスメント・ポリシーを設定し、ホームページにて公開している（資料 4-52、4-53)。本学における学習成果の適切な把握・測定の体制整備に遅れが見られることは否めず、大学の中期計画にあたる「学長ビジョン（アクションプラン」のＡ Ｉ２３にて、量的・質的指標に基づくアセスメントに向けて具体的な作業行程を定めたところである（資料 1-10)。アセスメント・ポリシーも 2023 年度に制定されたものだが、ポリシーとして体系化していなかっただけで、個別には実施してきたことも多くある。ポリシーは学部、大学院ともに、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの３段階で設定しているが、科目レベルについては基本的には成績評価を通じて対応すべきことがほとんどであるため､以下では主に機関レベル､教育課程レベルでの措置を説明する。

学習成果を測定するためには、まず入学時の状況把握が必要である。入学時に全入学生を対象にアンケートを実施し、入学前、特に高校生時代の生活満足度や学修状況、大学生活や大学での学びへの期待等を把握し、さらにディプロマ・ポリシーと紐づけされ、かつ社会で求められるさまざまな汎用的能力についての自己評価を求めている。そして同時にアセスメントテストとして PROG を受験してもらい、これら汎用的能力をリテラシーとコンピテンシーの２つの観点から客観的にも測定している。PROG の導入は 2022 年度に行っているが､入学時での受験は 2023 年度より開始したものである。結果は学生一人ひとりに通知しているが、自己肯定感を損なうことなく、大学生活をつうじた向上意欲へと繋げるよう、初年次科目である「パブリック・リテラシー」の授業内で、客観的指標を自分の学びのために活用する方法を指導している（資料 1-9)。PROG は、大学生活における対人基礎力に関する主観的評価や成長実感についてのアンケート調査とともに、３年次にも受験することとしており、大学入学後の成長を自ら確認する機会を提供している。アンケート並びに PROG の結果は、内部質保証委員会で１年次と３年次の相違も踏まえて結果と分析を

共有し、ディプロマ・ポリシーの達成状況を汎用的能力から把握しながら、大学全体として対応すべき教育課程の課題を抽出している。また同委員会のメンバーである学部長・全学教養教育連絡会議主事を通して、学部ごと、学科ごとの数値並びに他学部・学科と比較しての傾向を各学科・教育センターにも報告し、教育組織レベルでの状況把握と課題抽出の材料としている（資料 4-54、4-55、4-56)。

在学生の授業出席状況や授業外での学習時間、取り組みにおける主体性、授業内容の主観的理解度等は年に２回実施する「授業改善のための学生アンケート」にて調査しており、結果はＦＤ・ＳＤ推進委員会にて報告・検討され、報告書にまとめられている（資料 4-57)。また外国語科目として英語を履修している学生については、入学時並びに２年次にプレイスメントテストを実施し、実施学科である英語英文学科にて結果を分析し、教務委員会にて共有している（資料 4-46)。これらの結果は内部質保証委員会でも報告・検討されることになる。

在学生に対しては、さらに２年に１度「学生生活満足度調査」も実施している。この調査は事務サービス、施設・設備改善に資することも目的とした包括的内容であるが、学生生活で力を入れていること、図書館の利用状況、教育センター・学科研究室の利用状況、CAMPUSSQUARE の活用状況、クラブやサークル等の課外活動への参加状況等、学習の実態と密接に関わる項目も多く測定しうる調査であり、学習成果を評価するための間接的指標の一つとして、アセスメントに利用している。前回までは学生就職委員会で結果が共有されてきたが、次回調査より内部質保証委員会でも共有し、全学的な学習実態の把握並びに改善につなげていくことにしている（資料 4-58)。

アセスメント・ポリシーの設定を受けて、学科や教育センターごとの学習成果把握方法並びに指標設定について、2023 年度の自己点検・評価委員会にて検討がはじめられている。2023 年度はディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーの目指す学習成果がどの程度得られているか検証するために使用するデータを明確化し、さらに GP (Grade Point) の変化並びに分布を経年的に観察しカリキュラムの有効性を確認するための導入科目並びに主要科目を定めた（資料 4-59)。卒業時にはディプロマ・ポリシーに掲げた各要素を、大学での学習でどの程度身につけられたのか主観的に評価してもらう「卒業時アンケート」を実施しており（資料 4-60)、客観指標と主観指標を組み合わせたアセスメントを行う体制を整えつつある。次回の自己点検・評価から、各学科や教育センターにおいて、データや GP をどのように用いて学習成果の評価を行い、問題点の抽出や改善策の検討につなげるのかを、自己点検・評価シートにまとめることにしているが、今後、たとえば卒業論文審査で教育組織を横断してルーブリックの全部又は一部を共有する等、さらなる検討の必要についても議論されているところである。また 2023 年度より「白百合女子大学 IR 規程」を施行してはいるが、学習成果の測定において、IR 担当がデータの収集や分析にどのように具体的に関わるか、より明確な方針の策定が課題となっている（資料 2-36）。

その他、卒業後３年及び７年を経過した卒業生を対象とした「卒業生・修了生就業状況調査」、卒業生が勤務する企業を対象とした「卒業生・修了生就業先調査」を通して、実社会における大学での学びの有効性や不足と感じられる能力を調査し、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの妥当性を検討する材料としている（資料 4-61、4-62)。

大学院については、あらかじめ設定されたスケジュールのもと、指導教員から履修並び

にリサーチに関して個人指導を受けながら、修了要件単位を修得し、学位論文や特定の課題についての研究の成果を作成するため、学習成果は個人レベルで比較的容易に測定できる。しかしたとえばディプロマ・ポリシーに掲げた知識や能力を獲得する上で、必要な科目が適正に運営されているか等を検討するために、履修者数や成績分布、進路状況等のデータを各専攻で共有・分析し、大学院専門委員会にて報告している（資料 4-63)。さらに2023 年度より、修了時にディプロマ・ポリシーに掲げた各要素を、課程での学習でどの程度身につけられたのか主観的に評価してもらう「修了時アンケート」を実施することも決めており、一連の指標によるアセスメント方針をアセスメント・ポリシーにまとめている（資料 4-64、4-53)。

以上に記したとおり、各科目の単位認定や学位論文等の審査を補うよう、学習成果の測定はさまざまな方法で行っているが、それらを統合的に評価し体系的な改善策につなげていく仕組みの整備は道半ばにあるのが実情である。自己点検・評価の仕組みに組み込まれているもの、すでに内部質保証委員会で検討・評価を行い適切な改善指示を出しているものもあるが（資料 2-30)、内部質保証委員会で教育課程全般を見渡した広い視野からアセスメントを行い、定着させていく努力がさらに求められる。

点検・評価項目⑦
教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法の適切性については、第２章で詳述した本学の内部質保証体制の一環としての自己点検・評価で全学、各学科・教育センター、各専攻という単位で確認している。自己点検・評価そのものは、大学基準協会が提示している認証評価の基準のうち、年度ごとに対象を設定して実施しているが、大学教育の根幹を成す「教育課程・学習成果」については、毎年、点検・評価を行うこととしている。教務委員長が大学全体について、各組織での会議での検討に基づき、学科長・教育センター長・専攻主任が学科・教育センター・専攻について、２つのシートを作成し、学部長、全学教養教育連絡会議主事の確認を経て、自己点検・評価委員会に提出することになっている（資料 2-22)。「シート B」は、カリキュラム・ポリシーを踏まえた体系的な科目編成が行われているか、学習の活性化や効果的な教育のために措置を講じているかを中心に点検・評価するもので、根拠資料に基づいて確認を行うことを求めている。「シート A」は「シート B」の点検・評価内容を踏まえ、また「学長ビジョン（アクションプラン)」や各種方針の計画履行状況等も考慮しながら、次年度の改善並びに活動計画を記すものである（資料 2-26、2-24)。前項目でも記したように､各教育組織が学習成果の測定に用いるデータを明確化するとともに、GP（Grade Point）の変化並びに分布を経年的に観察することでカリキュラムの有効性を確認するための導入科目並びに主要科目を定めており、学習成果をより効果的かつ客観的に測定する方法についても､「学長ビジョン（アクションプラン)」の方針に基づき、自己点検・評価委員会を中心に検討を続けている。

提出された２つのシートは、自己点検・評価委員の担当者が精査し、前年度に指摘された課題点が改善しているかを含め、各組織の点検・評価が適切に行われているかを確認した上で、教育の改善のために伸ばすべき長所、改善すべき課題を指摘する「シート C」を作成する（資料 2-27)。「シート C」は自己点検・評価委員会にて共有・検討してから各教育組織に回付することで､各教育組織に次回の自己点検･評価までの改善を促すとともに、白百合女子大学の「自己点検・評価報告書」の「教育課程・学習成果」の項目に順調に取り組めている点と改善すべき課題をまとめ、記載している（資料 2-28)。全学レベルで改善すべき課題については、自己点検・評価委員会において、別途「自己点検・評価結果に基づく教育改善のための提言」をまとめ内部質保証委員会に提出する（資料 2-29)。内部質保証委員会には他にＦＤ･ＳＤ推進委員会の行う学生懇話会の報告書や教職課程や数理･データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検・評価報告書、卒業時アンケート結果、外部評価等、教育課程・学習成果に関わるさまざまな評価・報告・提言が集められているので、自己点検・評価委員会の提言とこれらの各種評価・報告・提言を併せて検討し､「学長ビジョン（アクションプラン)」とも関連付けながら、内部質保証委員会として対応すべき組織を定め、検討・改善指示を出している（資料 2-30)。

こうした定期的な点検・評価の仕組みは、ここ数年の内部質保証体制強化の過程で急速に整備が進んでいる。たとえば 2021 年度の自己点検･評価報告書では､「学長ビジョン（アクションプラン)」が出されたことを受け､「学部･学科を横断した教育プログラムの検討」が提言されているが（資料 2-28)、この提言は 2022 年度の検討を経て､「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」の全学化並びに文学部３学科の共通プログラムである「舞台芸術実践プログラム」の設置という形で実現した。「教育課程・学習成果」に関わる内部質保証体制が継続的に強化されてきている例としては、第２期認証評価で指摘された「努力課題」並びに「改善勧告」への対応が挙げられるだろう。課程ごとのディプロマ・ポリシーの改善、特定の課題についての研究の成果の評価基準等の課題に対して、自己点検・評価委員会、あるいは 2020 年度の内部質保証委員会設置後は内部質保証委員会が対応組織を定め、対応組織の検討・提案を経て、全学的な意思決定を行って適切な対応がはかられている（資料 2-31)。「改善報告書」に対しては、修士課程と博士課程とでのディプロマ・ポリシーの差別化と、文学研究科の研究指導計画に関して 2022 年３月にさらなる指摘を受けはしたが、前者については、内部質保証委員会の指示により大学院専門委員会で文学研究科全課程・専攻のディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーを再点検し修正案を作成して、2022 年度第 11 回教育研究運営会議（資料 4-65）でこれを承認し、後者についても、専攻ごとに定めていた研究指導プロセスに研究科共通の枠組みを設定し、予備審査の導入等、審査の厳格性や客観性を担保する仕組みを強化する等、抜本的な解決策を 2021 年度に第４回と第７回の２回の文学研究科委員会（資料 4-66、4-67）で承認している。

（２）長所・特色

小規模女子大学として多くの授業を少人数で運営している。また必修科目やゼミの担当として日常的に接点のある専任教員のアドヴァイザーが、個々の学生の時間割や単位の修得状況、学期・年度・通算 GPA、各科目の出欠状況等をきめ細かく把握し、履修上また修学

上の問題について、メール連絡や個人面談等により相談に迅速に対応し、さまざまな助言や指導を行う体制が整えられている。国際就業力を養成する「グローバルビジネスプログラム」、ホスピタリティ・ツーリズム産業への就業を支援する「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」、現代社会で必須となりつつある数理・データサイエンス・AI を適切に理解し活用するための基礎的な能力を育成する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」といった「キャリアデザインプログラム」を学科横断的に設置することで、各自の専門分野の知見と実社会で役立つスキルを、相互に良い影響を及ぼしながらともに伸ばす手段を提供すると同時に、正課外の活動として、小学生を対象としたフランス語教室「プチテコ」や子育て支援ルーム「りすぶらん・あんふぁん」、《学び＋遊び》をコンセプトとする地域交流「エデュテイメント大学」等に、スタッフとして参加する機会を用意する等、専門の学びの内容を直接的に社会や地域への貢献に生かす実感が得られる工夫も行っている。

（３）問題点

少人数教育を徹底しているがゆえに、一律の割合を設けての成績評価を行わない等は合理的だが、それだけに、全学的な指針が必要なところまで個別対応に委ねてしまっている面がないかを恒常的に再点検する仕組みを、さらに整備するほうが良いだろう。、ディプロマ・ポリシーに則って編成したカリキュラムの中で、単位認定や学位論文等の審査を丁寧に実施することで、卒業や修了を適正に管理できている一方、卒業時・修了時にディプロマ・ポリシーに掲げた能力を本当に身につけているかを、多様な視点から評価しカリキュラムの見直しにつなげる体制は整備の途中である。多様なデータに基づいて統合的に評価する指針そのものは作れているので、学習成果の測定を教育課程の改善に確実につながるよう、いっそうの体制整備が必要であると思われる。

（４）全体のまとめ

本学は設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会創立の精神に則った、キリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成を教育の基本理念とし、学則並びに大学院学則にて教育目標を定めて、ディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーを設定して、「履修要覧」とホームページを通じて、学生・教職員や広く学外に公表している。カリキュラム・ポリシーは、全学共通の科目についてはこれを構成する３つの科目区分ごとに、文学部については学部共通ポリシーと学科ポリシーの２本立てで、人間総合学部については学部共通科目を包含しながらも学科ごとに設定されており、それに基づいて、必修・選択必修・選択並びに講義・演習・実験・実習・実技の２つ観点で分類される科目を組み合わせ配置し、それぞれのカリキュラムを構成している。学生に対しては、「履修系統図」を作成し科目ナンバリングを行うことで、自覚的かつ体系的な学びができるよう配慮している。

時間割の策定、個々の授業科目の内容・レベル・授業方法の設定、担当者の選定、問題が生じた際の対処等は、学科・教育センター・専攻といった各教育組織が責任を担うが、教務に関連する全学的な取り組みの検討や連携、連絡調整は、学部では教務委員会、大学院では大学院専門委員会が行っている。教学の基本方針に関わる事項は、教学マネジメン

ト議題として教育研究運営会議での審議が必要であり、教育課程の編成に関して特に重要な事項は、さらに全学教授会あるいは文学研究科委員会にて審議し学長が決定する等、教育課程の編成を管理・運営する体制は確立されている。

学修を活性化し効果的な教育を行うため、履修登録可能な単位数の上限を定めるとともに、シラバスで予習・復習等、授業外の学習について、具体的な内容と必要となる時間を指示している。成績の振るわない学生に対しては、学年はじめに個別履修指導を行い、不合格となった科目を再履修等によって着実に修得するよう導くとともに、どこに学習上の困難があるのかを話し合い、問題点を解消し意欲を刺激するよう配慮している。全学生に対して、日頃から接点を持ちよく様子が分かっている教員をアドヴァイザーとして指定し、履修や修学等に関する相談に個人面談等によって応じてもいる。場合によっては指定アドヴァイザー教員以外もこのような対応を行っていることもある。大学院においては、指導教員の指導のもと、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせて学修を進め、学位論文や特定の課題についての研究の成果を完成させるまでの道筋を課程ごとに定めて、「履修要覧」にて学生に明示している。

学習成果並びに教育課程とその内容、方法の適切性の点検・評価に関しては、学部と大学院それぞれにおいてアセスメント・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を本当に身につけているかを、単位認定や学位論文等の審査を補いうる多様な視点から評価する方針を定めている。定期的な点検・評価がシステムとして確立され一定の成果を挙げている一方で、さまざまなデータを統合的に分析・評価し、全学的な改善につなげるための体制としては課題があることは認めるものである。ただし、以上のような一連の取り組みにより、本学の教育課程及び学修成果の把握はおおむね適切に行われていると思料する。

第５章　学生の受け入れ

（１）現状説明

点検・評価項目①
学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点１：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点２：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
・入学希望者に求める水準等の判定方法

＜１＞大学全体

全学部全学科に共通する「建学の精神」と「教育目標」に基づき、学部各学科及び大学院各専攻でアドミッション・ポリシーを作成し、大学のホームページ サイト及び募集要項等で公開している。（資料5-1、5-2）

入学前の学習歴、学力水準、能力について、本学が求める学生像をアドミッション・ポリシーにおいて明示しているが、ここで示した人材を得るために学部に関しては「入学者選抜の基本方針」を定め、各入試において求める能力と水準等の判定方法を詳細に明らかにしている。これらの情報はすべて募集要項や大学ホームページに掲載され、本学を志望する学生がもれなく情報を入手できるようにしている。（資料5-1、5-2）「入学者選抜の基本方針」は入試・広報委員会にて毎年度点検が行われており、2024年度入試に際しても、新規の入学者選抜方式の導入時に併せてこれを実施し、必要な修正がなされている。（資料5-3）

アドミッション・ポリシーについては、学部は、学科による変更案に対し、入試・広報委員会にて入学者選抜との整合性に関して点検を行い、これを報告している。また、大学院は、専攻による変更案に対し、大学院専門委員会にて入学者選抜との整合性に関して点検を行い、これを報告している。なお、その修正・変更にあたっては「３ポリシー変更手続要領」により、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性についてもチェックを受ける仕組みが設けられており、現在のアドミッション・ポリシーはこのようなプロセスの下で、適切に設定されている。（資料5-4、資料5-5）

＜２＞文学部

各学科のアドミッション・ポリシーは次のように定められている。また、このアドミッション・ポリシーは大学ホームページ及び募集要項等によって公表されている。なお、学部独自の入学者選抜方式を設定していないため、学部単位でのアドミッション・ポリシーの点検は行わず、全学として行っている。

本学の「建学の精神」「教育目標」を理解し、各学科の教育課程を履修するために以下に示した必要な素養・学力を備えた人を求めます。

１）国語国文学科：
・日頃より日本の古典から現代の文学作品に触れ、また、日本語や日本の文化、あるいは外国人に日本語を教えることに興味・関心を持つ人。
・興味ある領域について自分で問題を発見し、これを深く掘り下げられる人。
・高校時代に古典（漢文）を含めた国語の学習に熱心に取り組み、高い語彙力を有していることが望ましい。

２）フランス語フランス文学科：
・母国以外の言語・文化に興味を持ち、フランス語圏を中心としたさまざまな世界の文化・社会問題に強い関心を持つ人。
・異なった文化的背景を持つ人たちとの交流経験がある、又は興味・関心を持つ人。
・高校時代に、特に国語、外国語（英語・フランス語等）の学習に熱心に取り組み、十分な読解力と表現力を有していることが望ましい。

３）英語英文学科：
・英語圏と日本を中心に国際的な文学・文化・社会、及び英語コミュニケーションの理論を学ぶ意欲のある人。
・高度な英語運用能力を駆使してグローバル／ローカルキャリアを歩みたいと強く望む人。
・高校時代に英語の文構造・音声構造に対する深い洞察を得ていることが望ましい。

＜３＞人間総合学部
各学科のアドミッション・ポリシーは次のように定められている。また、このアドミッション・ポリシーは大学ホームページ及び募集要項等によって公表されている。なお、学部独自の入学者選抜方式を設定していないため、学部単位でのアドミッション・ポリシーの点検は行わず、全学として行っている。

１）児童文化学科：
・児童の文学や文化に興味・関心を持ち、想像力と創造力に富んだ人。
・授業や課外活動に主体的に取り組み、自分が求めるものを見極められる人。
・高校時代に、特に熱心に取り組んできた科目や活動がある人が望ましい。

２）発達心理学科：
・人間の心を科学的・実証的に探究することに興味・関心を持つ人。
・発達障害や心の諸問題の支援について、その専門的知識やスキルを学ぶ意欲のある人。
・高校時代に授業や課外活動に主体的に参加し、特に、高いコミュニケーション能力（国語・外国語を含む）を有していることが望ましい。

３）初等教育学科：
・保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を目指す人、又は子どもの支援や子育て支援に興味・関心を持ち、それを通じて社会に貢献したいと考える人。
・総合的な学習の時間や特別活動、部活動やボランティア活動等に主体的に参加してきた人。
・高校時代に教科全般を幅広く学習していることが望ましい。

＜４＞大学院文学研究科
各専攻のアドミッション・ポリシーは次のように定められている。また、このアドミッション・ポリシーは大学ホームページ及び募集要項等によって公表されている。

１）発達心理学専攻：
・博士課程（前期）
発達心理学及び発達臨床心理学に関する研究・教育の場や、発達臨床又は発達支援の現場において、専門的な活動をすることを望む人で、学士課程レベルの心理学及び発達心理学の知識や理論を学習し、心理学研究の基本的な方法を習得した人を求める。
・博士課程（後期）
発達心理学及び発達臨床心理学に関する研究・教育に従事することを望む人や、発達臨床又は発達支援の現場において高度の専門的力量を活かして活動をすることを望む人で、博士課程（前期）レベルの心理学及び発達心理学の知識や理論を修得し、心理学研究の方法によって論文を作成した経験を持つ人を求める。

２）児童文学専攻：
・博士課程（前期）
児童文学・児童文化の研究の前提となる基本的な知識を備え、専門分野における研究に意欲を持つ人。そうした研究を通して自らの想像力・創造力を発展させること及び社会の発展に寄与することを希望する人を求める。
・博士課程（後期）
児童文学・児童文化の研究の前提となる基本的な知識を備え、専門分野における研究に意欲を持つ人。そうした研究を通して自らの想像力・創造力を発展させること及び社会の発展に寄与することを希望する人。博士課程（前期）における学修を基礎に、より高度な研究を目指す人を求める。

３）国語国文学専攻：
・修士課程
国語及び国文学に関する一定の専門的な知識を有し、国語及び国語を用いて表現されるもの全般に関する研究をとおしてさらに体系的な専門知識を身につけ、研究者、教育者をはじめ､わが国の文化の発展に積極的に寄与し､社会に貢献することを希望する人を求める。

４）フランス語フランス文学専攻：

・修士課程
フランス語及びフランス語を用いて表現された文学・文化の研究の前提となる基本的な知識を備え、専門分野における研究に強い意欲を持つ人。そうした研究をとおして社会の発展に積極的に寄与することを希望する人を求める。

５）英語英文学専攻
・修士課程
イギリス文学・文化、アメリカ文学・文化、英語学・英語教育学、国際社会・文化の研究分野のうち、少なくとも一つの分野において、一定の専門的知識と英語力を有し、体系的に学識を深め、柔軟な思考性と客観的判断力を磨き、高い専門性と幅広い教養を学び、修得した専門知識や研究能力を基盤に、社会に貢献したいと希望する人を求める。

６）言語・文学専攻
・博士課程
日本語、フランス語、英語等の言語、及び、それらを用いて表現された文学や文化について専門的な研究を行うために必要な知識と言語能力を有し、深い洞察力と思考力を持って新たな問題提起や発見を成し遂げることで、研究の発展に寄与することを希望する人を求める。

点検・評価項目②
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点１：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点２：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点３：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点４：公正な入学者選抜の実施
評価の視点５：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜１＞大学全体
各学科、専攻が定めたアドミッション・ポリシーに基づき、入学希望者を多角的に評価できるように多様な選抜方法、一般選抜（前期・後期）、共通テスト利用選抜（前期・後期）（資料5-6）、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）、自己推薦入試、卒業生子女入試、帰国子女入試、社会人入試（資料5-7）、学校推薦型選抜（指定校・姉妹校）（資料5-8、5-9）を実施している。また、編入学希望者を対象とする選抜試験（資料5-10）も実施し、幅広い受験生に受験機会を提供している。大学院では、大学院入試（10月期・2月期）（資料5-11）、大学院内部進学選考（資料5-12、5-13）を実施している。
すべての学科・全学教養教育を担う教育センターの教員と入試広報部長、入試広報課職

員によって構成される入試・広報委員会が、入学試験に関する情報収集、選抜方法の評価と改善案の策定等、学生受入の適切性を担保する組織として位置づけられている。また、学長を本部長、入試担当副学長を副本部長とする入試実施本部会議が入学者選抜制度の適切な設定及びその実施を統括しており、全学として責任を明確化して公正性を担保しつつ、適切な対応が図れるよう体制を整えている。（資料5-14、5-15）

一般選抜問題の作成については、学長から直接に委嘱された入試作問担当の教員がこれにあたるだけでなく、作問責任者連絡会を設け、出題ミスを未然に防ぐ組織的な取り組みやミスの可能性が生じた場合の検証を迅速に行うこととしている。出題ミスを未然に防ぐ方法として、「入学試験等実施規程」を踏まえて、第三者機関による事前のチェックを導入したことにより、かつては稀にみられた軽微なミスも全く発生しなくなり、間違いのない入試の実施を期している。また、一般選抜不合格者を対象に成績開示を実施し試験の公正性、透明性を確保している。なお、入試によって行われる面接の評価については、採点基準を細かく定め、公正に試験を実施している。

学校推薦型選抜（指定校・姉妹校制）では、入試・広報委員会で指定校の選定及び推薦人数枠について継続的に見直しを行い、本学を志望する質の高い受験生に広く受験機会を与えるように努めている。

すべての入学試験の合否は、「入学試験等実施規程」に定める手順に従い、学部については全学教授会の、大学院については研究科委員会の合否判定会議による厳正な審議を経て決定している。

本学の情報を志願者により効果的に伝えるためにホームページをはじめ様々なメディアを通して広報活動を行っている。入試広報課と入試・広報委員会が協力し、高校生に広くかつわかりやすく本学の情報を伝えるための広報活動のあり方を常に検討し、改善策を実施している。具体的な学生募集方法としては以下の活動を行っている。

①大学案内、募集要項の作成配付
②大学ホームページにおける大学の広報と入試情報の提供
③受験生向けイベント：オープンキャンパスと白百合祭進学相談会及び冬季・春季キャンパスガイダンス
④キャンパス見学（随時受け付け）
⑤学外進学相談会
⑥高等学校訪問及び教員による出張授業
⑦マスメディアへの広告

学生募集広報において要となる大学ホームページについては、大学広報対応として計画されていた全面リニューアルが見送られており、明らかにスマホユーザーのユーザビリティの点で問題が生じている。速やかな対応が望まれる。また、学生募集活動への全学的な協力体制の構築には至っておらず、マンパワーの確保に課題があり、高大連携等の取り組みを推進するための教学企画の立案や高校ニーズに応じた教員派遣にもハードルが存在する。高大連携を強力に推進するためには、機動力のある教員対応が不可欠であり、これを

実現するための仕組みを整える必要がある。
授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、大学案内だけでなく、大学ホームページや募集要項を通じて受験生が必要な情報を入手できるようにしている。
入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施にあたっては、要項上で相談の手順を明らかにするとともに、障害学生をはじめとした、特別な事情を持った学生の支援・配慮を担当するウェルネスセンターと連携して対応を講じている。
受験に際しての合理的な配慮について、その内容決定に支援を担当するウェルネスセンターが事前に関与しない状態が続いていたが、入学後に期待する支援内容と提供可能な支援内容の相互の擦り合わせによる、適切なマッチングを図るため、次年度よりこの点が改善される予定である。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への本学としてのこれまでの対応・対策は、当該年度の「大学入学者選抜実施要項」の内容を前提に、大学入学者選抜協議会が策定した「大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準拠する形で、試験場の衛生管理体制等の構築、試験当日の実施対応等を行ってきた。また、感染拡大期や変異株の特性に応じた緊急性をともなう文部科学省からの一連の通知にも迅速に対応を行った。
具体的には、①試験場における感染防止対策の徹底、②追試験の設定、③帰国困難者に対するオンライン受験（面接のみ）の検討、④諸対応に関する受験生への周知に大別されるが、いずれも実施を統括する入試実施本部会議において、その内容の適切性の検討を踏まえて確認・決定している。また、追試験の合否判定にあたっては、通常の入試と同じく、「入学試験等実施規程」に定める手順に従い、判定原案を整える科会・専攻会議はすべて対面会議にて厳正な形で行われるなど、入学者選抜における公平性・公正性が確保されている。
本年度は、感染症の予防及び感染症の患者に対応する医療に関する法律上の５類に新型コロナウイルス感染症が移行したことで、大学入学者選抜実施要項において「新型コロナウイルス感染症の影響が一部残るもの等を除き、コロナ前に戻すことを基本」とするとされ、その判断が各大学に委ねられている。このことから、本学では追試験設定は行わず、試験場における感染防止対策につき、引き続き受験生に協力願う形で対応している。

＜２＞文学部
一般選抜（前期・後期）、共通テスト利用選抜（前期・後期）、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）、自己推薦入試、学校推薦型選抜（指定校・姉妹校）を実施している。また、卒業生子女入試、帰国子女入試、社会人入試、編入学希望者を対象とする選抜試験を実施している。
一般選抜（前期）、共通テスト利用選抜（前期・後期）は学力考査に基づく選抜であるが、それぞれの試験によって入試科目と配点の設定を変えることで受験者の学力を異なる角度から測ることを可能にしている。特に一般選抜（前期）では全受験者が受験する国語科目において記述式解答を課すことで学力の３技能を評価しており、2025年度入試からは英語科目においても取り入れることとしている。
一般選抜（後期）は、独自の小論文試験あるいは外国語（英語・フランス語）の外部資

格を活用することによりその能力を測るとともに、面接を併せて行うことで、知識・技能に偏らないバランスのとれた学力を有る人を求めている。

総合型選抜（Ⅰ期）は、本学を第一希望とする人を対象としており、基礎学力に加え、特に入学後の自身の学びに関する明確なイメージと高い学習意欲を持っている人を求めている。「基礎的な学力【知識・技能】」「他者とつながるための素養【思考力・判断力・表現力】」「学習意欲並びに他者とつながろうとする積極的な態度・姿勢【主体性・多様性・協働性】」について、「書類審査（事前課題）」と「面接」をとおして総合的に評価する。

総合型選抜（Ⅱ期）は、Ⅰ期同様、基礎学力に加え、特に入学後の自身の学びに関する明確なイメージと高い学習意欲を持っている人を求めている。「基礎的な学力【知識・技能】」「他者とつながるための素養【思考力・判断力・表現力】」「学習意欲並びに他者とつながろうとする積極的な態度・姿勢【主体性・多様性・協働性】」について、「小論文」と「面接」をとおして総合的に評価している。

自己推薦入試は、基礎学力に加え、特に高校での勉学やスポーツ・文化活動、地域でのボランティア活動や留学・海外経験等（活動評価型）、又は、本学が指定する検定でのスコアや資格取得（資格評価型）、又は、本学が展開する高大接続プログラムへの参加や探究学習等（高大接続・探究評価型）のいずれかに取り組んだ経験や得られた学びを踏まえ、【知識・技能】【思考力・判断力・表現力】【主体性・多様性・協働性】について、「小論文」と「面接」をとおして総合的に評価している。

学校推薦型選抜（指定校・姉妹校）では、学業成績が推薦基準に達した入学希望者に対して書類審査と面接を実施し、アドミッション・ポリシーに基づいて評価をしている。

卒業生子女入試では、本学の卒業生子女としての建学の精神や教育目標へのより深い理解を踏まえ、入学後の自身の学びに関する明確なイメージと高い学習意欲を持っている人を求める入試である。本学を第一希望とする人を対象としており、「基礎的な学力【知識・技能】」「他者とつながるための素養【思考力・判断力・表現力】」「学習意欲並びに他者とつながろうとする積極的な態度・姿勢【主体性・多様性・協働性】」について、「書類審査（調査書・模擬授業参加レポート）」と「面接」をとおして総合的に評価する。

＜３＞人間総合学部

一般選抜（前期・後期）、共通テスト利用選抜（前期・後期）、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）、自己推薦入試、学校推薦型選抜（指定校・姉妹校）を実施している。また、卒業生子女入試、帰国子女入試、社会人入試、編入学希望者を対象とする選抜試験を実施している。

一般選抜（前期）、共通テスト利用選抜（前期・後期）は学力考査に基づく選抜であるが、それぞれの試験によって入試科目と配点の設定を変えることで受験者の学力を異なる角度から測ることを可能にしている。特に一般選抜では全受験者が受験する国語科目において記述式解答を課すことで学力の３技能を評価しており、2025年度入試からは英語科目においても取り入れることとしている。

一般選抜（後期）は、独自の小論文試験あるいは外国語（英語・フランス語）の外部資格を活用することによりその能力を測るとともに、面接を併せて行うことで、知識・技能

に偏らないバランスのとれた学力を有る人を求めている。

総合型選抜（Ⅰ期）は、本学を第一希望とする人を対象としており、基礎学力に加え、特に入学後の自身の学びに関する明確なイメージと高い学習意欲を持っている人を求めている。「基礎的な学力【知識・技能】」「他者とつながるための素養【思考力・判断力・表現力】」「学習意欲並びに他者とつながろうとする積極的な態度・姿勢【主体性・多様性・協働性】」について、「書類審査（事前課題）」と「面接」をとおして総合的に評価する。

総合型選抜（Ⅱ期）は、Ⅰ期同様、基礎学力に加え、特に入学後の自身の学びに関する明確なイメージと高い学習意欲を持っている人を求めている。「基礎的な学力【知識・技能】」「他者とつながるための素養【思考力・判断力・表現力】」「学習意欲並びに他者とつながろうとする積極的な態度・姿勢【主体性・多様性・協働性】」について、「小論文」と「面接」をとおして総合的に評価している。

自己推薦入試は、基礎学力に加え、特に高校での勉学やスポーツ・文化活動、地域でのボランティア活動や留学・海外経験等（活動評価型）、本学が指定する検定でのスコアや資格取得（資格評価型）、または本学が展開する高大接続プログラムへの参加や探究学習等（高大接続・探究評価型）のいずれかに取り組んだ経験や得られた学びを踏まえ、【知識・技能】【思考力・判断力・表現力】【主体性・多様性・協働性】について、「小論文」と「面接」をとおして総合的に評価している。

学校推薦型選抜（指定校・姉妹校）では、学業成績が推薦基準に達した入学希望者に対して書類審査と面接を実施し、アドミッション・ポリシーに基づいて評価をしている。

卒業生子女入試では、本学の卒業生子女としての建学の精神や教育目標へのより深い理解を踏まえ、入学後の自身の学びに関する明確なイメージと高い学習意欲を持っている人を求める入試である。本学を第一希望とする人を対象としており、「基礎的な学力【知識・技能】」「他者とつながるための素養【思考力・判断力・表現力】」「学習意欲並びに他者とつながろうとする積極的な態度・姿勢【主体性・多様性・協働性】」について、「書類審査（調査書・模擬授業参加レポート）」と「面接」をとおして総合的に評価する。

＜４＞ 大学院文学研究科）

１）博士課程（前期）、修士課程：

博士課程（前期）においては、児童文学専攻は10月期入試と2月期入試を実施している。発達心理学専攻（発達心理学コース）、及び、発達心理学専攻（発達臨床心理学コース）は10月期入試のみ実施している。修士課程では、すべての専攻で10月期入試と2月期入試を実施している。外国語科目と専門科目の筆記試験に加えて口述試験も実施し、アドミッション・ポリシーに基づく選抜を行っている。また、学部の専門科目の成績が基準に達する進学希望者を対象とした内部進学制度をすべての専攻で導入している。

発達心理学専攻では、人間総合学部発達心理学科在学生（卒業見込み者）と仙台白百合女子大学人間学部心理福祉学科心理コース在学生（卒業見込み者）を対象とする内部進学選考を７月に実施し、口述試験と筆記試験（専門科目及び英語）によって選考を行っている。

児童文学専攻では、人間総合学部児童文化学科在学生（卒業見込み者）を対象とする内部進学選考を７月に実施し、小論文と口述試験によって選考を行っている。国語国文学専攻、

フランス語フランス文学専攻、英語英文学専攻では、文学部当該学科在学生（卒業見込み者）と卒業生を対象とする内部進学選考を７月に実施し、口述試験によって選考を行っている。
なお、2025年度入試より、児童文学専攻で卒業生を対象に加える出願資格の見直しが行われている。

２）博士課程（後期）
発達心理学専攻、児童文学専攻、言語・文学専攻（日本語学・日本文学分野、フランス語学・フランス文学分野、英語学・英米文学文化・比較文化文学分野）の５専攻（分野）に分かれて２月に入学試験を実施している。
すべての専攻（分野）で口述試験を行う他、専攻によって筆記試験、課題小論文等の方法により高度な専門性と研究者としての適性を判定している。

点検・評価項目③
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点１：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜１＞大学全体
入試カテゴリーごとに募集定員を明示し入試選抜を実施している。
入学者数が入学定員を満たすように合格者数を管理しているが、文学部と人間総合学部合計の2023年度の入学定員に対する入学者数比率は0.77となっている。
そこで、入学者選抜方式については、一般選抜の同一日併願制度の導入、推薦指定校の新規指定・推薦枠の拡大、総合型選抜（Ⅱ期）・自己推薦入試・卒業生子女入試・一般選抜（後期）の新規実施、一般選抜の分離日程実施（前期Ａ日程・前期Ｂ日程）と矢継ぎ早に対策を講じている。また、学生募集活動においても、高校訪問を拡充するとともに、近隣地域の学習塾・予備校等へのスタッフ訪問もトライアル実施した。次年度には共通テスト利用選抜（前期・後期）での英語外部試験活用、高校教員対象大学説明会の開催等も予定している。

コロナ禍以降の急激な学生募集環境の変化、とりわけ人文系女子大学を取り巻く状況は、理系分野での女性活躍推進に向けた政策誘導、女子生徒の共学志向、一部女子大学の募集停止を受けて厳しさを増している。これに対して従来の改善策・対応策の検討プロセス・合意形成のあり方がスピード感のある対応を妨げている側面は否定できない。縦割りによる学科・専攻単位の利害・主張が優先される傾向があり、これを乗り越えた教学改革を前提とする全学的な観点からの中長期の学生募集戦略の構築が入学者比率の劇的な改善には不可欠となる。その意味で、学長をはじめとした執行部が適切なリーダーシップを発揮して、果断に改革に取り組む姿勢が求められる。

＜２＞文学部

学部・学科における過去５年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は以下のとおりである。コロナ禍にともなう海外留学の減少等、内向き志向が強まる中で、フランス語フランス文学科や英語英文学科といった充実した留学プログラムを展開してきた語学系学科の入学者数比率の低下が大きい。とりわけ定員増を行った英語英文学科の数値の改善のためには、入学定員の適正化の議論や受験生の志望動向等を踏まえた教育コンテンツの見直しが避けられない状況にある。なお、文学部の改組検討には着手したものの、現時点では見通しが立っていない。

学部全体：0.87
国語国文学科：1.00
フランス語フランス文学科：0.89
英語英文学科：0.75

学部・学科における収容定員に対する2023年5月1日現在の在籍学生数比率は以下のとおりである。

学部全体：0.82
国語国文学科：0.97
フランス語フランス文学科：0.83
英語英文学科：0.71

＜３＞人間総合学部

学部・学科における過去５年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は以下のとおりである。学部全体としては定員を充足しているものの、教育・保育系統の志望動向が低調であり、このことを受けて初等教育学科では入学者比率・在籍学生比率とも 1.00 を下回っている。この傾向はしばらく続く可能性があり、共学志向の強まりの中で、同系統の近隣共学大学との差別化を意識した募集戦略が必然的に求められる。

学部全体：1.03
児童文化学科：1.08
発達心理学科：1.09
初等教育学科：0.94

学部・学科における収容定員に対する2023年5月1日現在の在籍学生数比率は以下のとおりである。

学部全体：1.02
児童文化学科：1.1
発達心理学科：1.07

初等教育学科：0.91

第二期「白百合女子大学に対する大学評価（認証評価）結果」において、人間総合学部児童文化学科に対して、過去５年間の入学定員に対する入学者比率の平均が 1.34 と高いので改善が望まれると、努力課題として提言されていたが、2019 年から５年間の入学定員に対する入学者比率の平均は 1.08 と低く抑えられており、人間総合学部全体でも 1.03 と適切な数値に維持されている。

＜４＞大学院文学研究科

大学院研究科における収容定員に対する2023年5月1日現在の在籍学生数比率は以下のとおりである。大学院研究科においては、大学院専門委員会で定員充足に向けた施策について検討を行っているが、軽微な対応を対処療法的に行ってはいるものの、「高度人材輩出に係る社会のニーズや修了者のキャリアパスの把握による教育・研究指導の向上」といった取り組みによる抜本的な問題解消の道筋は立っていない。

研究科全体：0.70
修士課程：0.84
博士課程：0.44

点検・評価項目④
学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜１＞大学全体

2019年度から文学部と人間総合学部の2学部の総収容定員1900人という大学の規模に鑑み、入学試験の実施統括は学長を本部長とする入試実施本部会議が、学生募集及び入学者選抜の検討･検証は入試･広報委員会が責任主体となって基本的に全学規模で行っている。また、大学院については、学生募集及び入学者選抜の検討・検証を大学院専門委員会が担っている。

入試・広報委員会は原則月１回開催され、当該年度の入学者選抜試験の準備・実施状況を管理するとともに、終了した試験の結果を検証し、各学部・学科からも意見を集約することで次年度以降の改善案の検討を継続的に行っている。また、入試・広報委員会では、在学生の就学状況等に関する入試別追跡調査を毎年実施しており、このデータを使用して委員会で意見交換を行い、各学部・学科・教育センターへの情報共有を図っている（資料5-16）。
ただし、大学院については、このような入試別追跡調査は実施しておらず、適切な根拠に

基づく定期的な点検・評価を大学院専門委員会として実施するには、どのようなデータを活用すべきかといった大学院教育特有の課題がある。
（資料5-5、5-17）

点検・評価については実施年度を定めて行って実施している。また、点検・評価項目や基準については大学基準協会のスタイルが適用されている。それぞれの項目について根拠資料を付す形で担当者が点検・評価した上で報告書を作成し、報告書に基づいて自己点検・評価委員会による点検・評価が行われる。自己点検・評価委員会の評価結果は内部質保証委員会に報告され、評価結果の報告を受けた内部質保証委員会は、担当者へ改善指示を行う仕組みとなっている。

＜２＞文学部
上述のとおり、学生募集及び入学者選抜についての検証は入試・広報委員会及び入試実施本部会議によって全学レベルで実施されており、学部としての点検は不定期である。

＜３＞人間総合学部
上述のとおり、学生募集及び入学者選抜についての検証は入試・広報委員会及び入試実施本部会議によって全学レベルで実施されており、学部としての点検は不定期である。

＜４＞大学院文学研究科
大学院専門委員及び入試実施本部会議において、大学院入試の方法、公正性の確保、定員管理について検証を実施している。大学院のアドミッション・ポリシーについては大学院専門委員会で検証、見直しを行っている。

（２）長所・特色
特になし

（３）問題点
入学定員及び収容定員の適切な設定については課題となっている。文学部全体において、過去５年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.87であり、年々その比率は低下する傾向となっていて看過できない状況にある。
コロナ禍を契機とした受験生の志望動向の急激な変化が、英語英文学科・フランス語フランス文学科という語学系２学科を擁する文学部の入学者確保に直接のダメージを与えたことは間違いないが、国語国文学科にも影響が波及しており、複合的な要因によって大学を取り巻く環境が大きく変容していることを理解しつつ、適切な対応を迅速に講じていかなければならない。
英語英文学科は定員増により、定員充足へのハードルが他学科よりも高くなっており、収容定員に対する2022年度の在籍学生数比率は0.42、2023年度も0.46と低い数値にとどまっていることを踏まえ、収容定員数を見直すべき状態であるとの判断に至った。このことに関して、2023年度第5回全学教授会において「収容定員に係る学則変更」について議論さ

れ、英語英文学科の収容員を480名から400名に変更するための届け出を出すことが承認されている。適切なダウンサイジングを一早く講じる選択を取ることになるが、入学定員及び収容定員の適切な設定は､提供する教育内容の社会的ニーズを踏まえた見直しとともに、継続した課題である。学部同様大学院の定員の在り方についても大きな課題であると認識している。

（4）全体のまとめ

「一人ひとりの個性を尊重する少人数教育」の実現に向けて、学生に受け入れにおいても、適切な形でアドミッション・ポリシーを公表し、本学に入学を希望する者に対して、その才能（タレント）を評価できる多様な選抜方法を公正かつ適切に実施するための見直しや改革について、本学はこれまで不断に取り組んできた。

一方、18歳人口の減少や女子の共学志向、コロナ禍での行動制限とそれによる生徒の意識の変化は、人文系女子大学を取り巻く学生募集環境に大きな影響を与えている。目まぐるしく変化する情勢に対して、外部機関による分析を定期的に行い、これを的確に把握するとともに、時代の先を見据えた対応と本学が持つ教育上の強みを意識した中長期戦略が不可欠である。そして、問題的として掲げた「入学定員及び収容定員の適切な設定」もまた、その文脈の中に位置づけられ、検討されるべきものである。

入試実施運営については、入学者選抜の社会的信頼性を損なうものであってはならず、その意味で規程等に定められた手順・手続き、公表されているアドミッション・ポリシーや選抜・評価方法に基づき適切に行われなければならない。本学として引き続きこのことを念頭に見直し・改革を進めていくことが肝要である。

第６章　教員・教員組織

（１）現状説明

点検・評価項目①
大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部･研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点１：大学として求める教員像の設定
評価の視点２：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、教育基本法、学校教育法に従い、設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に基づき、「知性と感性との調和のとれた女性の育成」を目指すことを建学の精神とする（資料 1-2)。この精神のもとで、本学が求める教員像は、建学の精神、教育目標を理解し、「卒業認定・学位授与に関わる方針」、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、教育目標の達成に熱意を持つ者、また学生の個性や多様性への理解と敬意を持つ豊かな人間性を有し、対話を通じて知性と感性との調和を涵養する優れた教育力、高度な研究力を備え、また、他の教職員と協力して社会及び本学の発展に貢献できる者である。（資料 1-2、6-1、6-2、6-3）

教員組織の編制については、「教育」「研究」「社会貢献」という大学に期待される３つの社会的役割を全うするため、社会情勢の変化にも対応しつつ、教育目標である「真・善・美」の実現に向けて、必要かつ適切な教員組織を編制することとし、各種規程で示している（資料 1-2、3-6、6-4)。また、2022 年度末に学長から示された中期計画に相当する「学長ビジョン（アクションプラン)」（資料 1-39)では、建学の精神を実質化するために教育の質を向上させることを中核に据え、建学の精神を教育課程に反映させ、その実現のために教育の質を保証するための検証体制を構築することが求められたことから、教学マネジメント体制の整備・確立と教育成果の可視化を促進することが方針として示されている。文学部は３つのポリシーに沿って、また人間総合学部は学科ごとに定められたポリシーに基づいたカリキュラムが組まれ、それに基づいた分野、領域に応じて、それらを専門とする教員が配置されている。

学部には学部教授会、学部連絡会議、学科会議等、全学教養教育部門には全学教養教育連絡会議、センター会議が、研究科には専攻会議、研究科委員会、大学院専門委員会が置かれ、諸規程に則り、役職者によってそれぞれの会議体を通じて連携している（資料 6-5、6-6、6-7)。学部は、取り扱う学問領域の専門性や教育研究活動の実態を考慮し、十分な教育効果が挙げられるように適切に教員が配置されている。学部には学部長を置き、学部長は当該学部を代表し、全学と学部との調整をはかる。学部長の下に各学科長が置かれ、当該学科に関する事項を取り扱う。たとえば文学部には文学部長、上記３学科の学科長が置かれ、文学部教授会、文学部教授会の議事整理を行う文学部連絡会議、各学科会議が置か

れ、３つの学問領域を専門とする教員によって構成されている。全学教養教育部門（カトリックセンター教育センター､基礎教育センター)は全学教養教育連絡会議主事が代表し、全学教養教育部門の校務を司り、全学教養教育連絡会議、各センター会議を運営する。

大学院（博士課程前期、又は修士課程：発達心理学、児童文学、国語国文学、フランス語フランス文学、英語英文学各専攻、博士課程後期：発達心理学、児童文学、言語・文学各専攻）は、文学研究科に研究科長を置き、研究科の校務、全学の方針との調整を担う。各専攻には専攻主任が置かれ、所属する教員を構成員として会議が開かれている。

点検・評価項目②
教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点１：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数
評価の視点２：適切な教員組織編制のための措置
評価の視点３：指導補助者を活用する場合の適切性
評価の視点４：教養教育の運営体制

学部の教員組織については、文学部では国語国文学科に 12 名、フランス語フランス文学科に 10 名、英語英文学科に 15 名、人間総合学部では児童文化学科に９名、発達心理学科に 11 名、初等教育学科に 14 名、カトリック教育センターに４名、基礎教育センターに７名の専任教員を配置している。大学院は学部専任教員が担当しており、修士課程の教員配置については、発達心理学専攻 9 名、児童文学専攻 6 名、国語国文学専攻 10 名、フランス語フランス文学専攻 10 名、英語英文学専攻 11 名である。また博士課程については発達心理学専攻 9 名、児童文学専攻 6 名、言語・文学専攻 26 名が担当している。以上のように大学設置基準上で必要とされている教員数を大幅に上回っている（資料 6-8、6-9)。

専任教員の年齢・性別のバランスについて特に定めてはいないが、教員採用に関しては偏りが生じないようバランスをとることが考慮されてきた。年齢については、50 歳以上が多く、30 歳以下が少ないことから、若手の教員を採用することが留意されている。男女比を見ると、全専任教員 83 名中、男性 34 名、女性が 49 名と女性のほうが多い。教授、准教授いずれも女性が多い。国籍については、全学の専任教員中、５名が外国語を母語とする外国人教員（フランス語フランス文学科に 2 名、英語英文学科に３名）である。(資料 6-8)

文学部は、「学則」第３条の２で示すように「言語・文学・文化の研究を通して、高いコミュニケーション能力を身につけ、自文化と他文化にわたる豊かな教養をもとに、多様な場面で他者と対話し、協働できる人材の育成」を目的とする。

国語国文学科は、「日本の言葉や文学を見つめ直し、調査・研究する力を身につけることを通して、豊かな教養と柔軟な発想をもった人材の育成」のため、文学研究、日本語分析、日本語教育を学びの３つの柱とし、日本文学は古典から近代文学まで、また日本語学については国語学・国語史、日本語教育を専門とする教員を配置し、基礎的な知識の習得から３年次以降のゼミナールにおける各自が研究対象を設定し、深く掘り下げて追究する

ことへと導く形をとっている。フランス語フランス文学科は、「フランス語圏の言語・文化・文学の総合的な学習を通して、高度な言語運用能力と異文化理解に立脚した教養を身につけた人材の育成」のため、４つのコース「フランス語特別強化コース」、「フランス文学社会文化コース」、「フランス歴史芸術文化コース」、「フランス生活文化コース」をおき、個別指導、演習の授業と合わせて興味や関心のあるテーマを深く掘り下げ、論理的に伝える能力を磨くことを目指し、フランスの文学、文化、思想、フランス語教育等を教授できる教員を配置している。英語英文学科は、「英語圏の言語・文化・文学の研究を通して、海外だけでなく自国の文化をも再評価できる広い視野を培い、国際的に活躍できる人材の育成。」を目的とし、英語での思考力、表現力を入門から専門的な内容を扱う授業の中で身につけ、興味あるテーマに即して「国際社会・文化」、「ことばとコミュニケーション」、「アメリカン・スタディーズ」、「ブリティッシュ・スタディーズ」の４コースに分かれて、コミュニケーション能力や英米文学の背景にある歴史、文化への創造力を養うことを目指し、英語のみでの授業等を展開している。日本語、フランス語、英語の各言語と文学、文化についての学びを通じて、自他それぞれの文化への理解を深め、多様な文化的背景をもつ人々によって構成されている現代社会で活躍する人材の育成を目指す。

人間総合学部は、「学則」第３条の３で示すように、「児童自身が享受し参加する文化に対する深い理解を基礎に、その心身の発達を生涯に渡って支える視野と高度な専門性をもって、広く社会に貢献する人材の育成を目的」とする。

児童文化学科は、「児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究と絵本・童話等の創作を通して、想像力と創造力をもった人材」の育成を目指し、児童文学、児童文化、制作創作という３つの方向から子どもの視点に立って文化を捉える力を養う。児童文学、文化の研究者、制作、創作の実作に携わる専門家によって構成された教員によって多面的に児童文化を把握することができる環境となっている。発達心理学科は、「人間の生涯発達とその臨床的な対応について、発達心理学の立場から研究・教育を行い、幅広い分野で専門的な発達支援を行う人材」の育成のため発達心理学、臨床心理学、発達支援の３つの分野を学びの柱として、総合的かつ幅広い視点から心理学を学ぶ。実験や面接、調査等を通しての論理的な思考力を養うとともに、実際に臨床に携わる教員による指導は、専門職（認定心理士､公認心理師等）としてのキャリアイメージを具体化することにつながっている。初等教育学科は、「乳幼児期・児童期の子どもの発達とその環境となる児童文化の理解に基づき､子どもの成長を支える熱意と豊かな学びを導く力量を備えた教師･保育者の育成」をそれぞれ目的とし、幼児教育・児童教育の２コースでの資格取得を目指す。実習を中心としつつ、教場において教育や保育の在り方についての知見を学ぶとともに、それを実習で実践の場で生かす体験は、初等教育における種々の学問領域を専門とし、教育現場の事情に精通した教員の指導を受けることによって卒業後のキャリアの実現につながるものとなっている。

また、大学院の教員組織についても、大学院設置基準に基づき授与する学位の種類及び分野に応じた教員が配置されている。

以上のように､本学では学位の種類や専門分野に応じた十分な指導を行うことができる専任教員を配置するように努めている。

指導補助者（ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタント）の活用に

ついては、以下の点検・評価項目④でも触れるが、任用を希望する授業担当教員の申請により、「白百合女子大学ティーチング・アシスタント規程」、「白百合女子大学スチューデント・アシスタント規程」に則って採用している（資料 6-10、6-11、6-12、6-13）。ティーチング・アシスタントは優れた研究能力を有した大学院生他の資格を条件として設定し、またスチューデント・アシスタントは本学の学部 2 年次から 4 年次に在籍する学部学生で、教育補助業務を行うことが可能な優秀な成績を修めた者であること等を条件としている。実際の活用の適切性については、採用時において学科長、センター長が確認している。他に、第１外国語に設定された言語の学習支援を目的とした「ネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント」が職員として配置されているが、これは「ネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント配置基準」に基づき、学長が学習支援等の必要性を勘案して決定する（資料 6-14、6-15）。

各学科の専門教育における領域は、各学科、センターに設置する学科会議、センター会議が運営主体となっている。

全学共通の教養科目の運営に関しては、全学教養教育部門として「カトリック教育センター」及び「基礎教育センター」が置かれている（資料 3-6）。カトリック教育センターは建学の精神に基づいて宗教学科目を運営し、基礎教育センターは初年次教育科目、教養科目、健康・スポーツ科目、情報・データサイエンス科目の他、司書・司書教諭科目を運営している（資料 4-1）。各教育センターにはセンター会議が置かれ、それぞれが関わる事項全般を議題とする（資料 3-6）。各センター会議の議長となり、かつ各センターに関する事項を司る者として､カトリック教育センター長及び基礎教育センター長が置かれている(資料 3-6)。それらはいずれも、全学教養教育連絡会議主事が各センター会議の意向を聴いて推薦し、学長が任命することになっている。

両教育センターは合同して全学教養教育連絡会議を持つ。学長は同会議によって推薦された者の中から「全学教養教育連絡会議主事」（以下、「主事」）を任命する。主事は、同会議の議長を務めるとともに、全学教養教育部門の教員を代表し、全学の方針と全学教養教育部門との調整を担っている。なお、全学教養教育部門の科目改廃については、各教育センターで検討の上、変更案について主事を通して学長に提出し、学長が変更案の可否を判断することになっている（資料 4-22）。

全学の教養教育を担当するのは、カトリック教育センター、基礎教育センターの２つのセンターである。宗教教育については、建学の精神に基づき、教育目標への理解へと繋げる面を担い、また学部１年生が必修科目として履修する授業を管轄することから、各学部の専門科目履修への円滑な移行に必要な基礎的なリテラシー教育を行うため、教員を配置している。また、初年次教育については、教学担当副学長、基礎教育センター長、各学部長を中心に検討が進められている。

点検・評価項目③
教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点１：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点２：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教員の各職位に関する採用、昇格の基準については「特別教授会規程」、「人事委員会内規」「白百合女子大学教員選考基準」、「学部人事委員会内規」に、また選考手続きについては「教員人事手続要領―専任教員・特別専任教員・助教採用人事」、非常勤講師については、「教員人事手続要領―非常勤講師採用人事」のそれぞれにおいて定められている（資料 6-16、6-17、6-2、6-18、6-19、6-20)。昇任に関しては「教員人事手続要領―専任教員昇格人事」（資料 6-21)に定められている。

専任教員の採用にあたっては、学部については特別の学科会議の決定に基づき、学科長が起案し学部長に提案、可とする場合は学部長が学長に提案し、学長が理事長の承認を得た上で、採用人事の開始を教育研究運営会議に報告する。これを受けて学部長は学部特別教授会で人事委員会の構成を提案する。「白百合女子大学教員選考基準」に基づき、職位に応じた構成員による学部人事委員会が構成され、候補者の募集・審査が行われ、研究業績、教育業績等をもとに、採用後に予定している担当科目と専門領域との整合性について公正な審査が行われる。公募あるいは公募ではない形によって候補者が決定する場合があるが、どちらの場合でも手続きに沿って厳密に審査が行われている。

全学教養教育部門の人事手続については、「教員人事手続要領―専任教員・特別専任教員・助教採用人事)」「教員人事手続要領―非常勤講師採用人事」「教員人事手続要領―専任教員昇格人事」において、基礎教育センターとカトリック教育センターとで一部異なる手続が別個に定められている（資料 6-19、6-20、6-21）

両教育センターの人事については全学教養教育連絡会議主事が関与し、最終的判断は学長が下すことになっている。候補者選考後の手続としては、基礎教育センターの人事の場合は、全学の専任教員で構成される「特別教授会」の審査を経ることになっているのに対して、カトリック教育センターの人事の場合は、「学長及びカトリック教育センターの特別のセンター会議のメンバーで構成する会議」の審査によることになっている。これらの違いは、後者の場合には特殊な位置を占める教育に関する判断を必要とするために設けられているものである。

採用人事は、学長が大学の現状と将来構想、及び大学・法人の経営状況を総合的に考慮して判断し、最終的には理事長の決裁を得ることによって決定する。

非常勤講師の採用については、学部については特別の学科会議の決定に基づき、学科長が起案し学部長に提案、可とする場合は学部長が学長に提案し、学長は学部長に採用人事の開始を指示し、教育研究運営会議に報告する。採用を提案する学科長を含む人事委員会が構成され、「白百合女子大学教員選考基準」に従い、募集、審査を行う。審査結果を学部特別教授会で審査し、その結果、候補者を学長に推薦する。学長は特別教授会での審査、学部長からの推薦を踏まえ、理事長への推薦の可否を判断し、可とする場合は理事長に推薦し、理事長の決済を経て決定となる。大学院科目の場合は、科目を運営する専攻の専攻会議の要請を受けて、所属する教育組織の特別の学科会議の決定に基づき、学科長が行う。候補者が大学院科目を担当することの適切性を大学院専門委員会において確認している（資料6-2）。

大学院の教員採用については、大学院担当教員は学部教員が兼ねていることから、「大

学院担当教員の認定に関する規程」に基づき、学部の専任教員が大学院の授業や研究指導を新たに担当する場合も含め､大学院専門委員会において資格等の確認を行う(資料6-22)。

以上の人事案件については、最終的には学長が判断するとされているが、その過程においては、審査の経過と検討内容、結果が人事委員会から採用を申請する当該学科以外の教員に対して説明され、意見を求める機会が設定されており、公正性、適正性は担保されている。

点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点１：ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施
評価の視点２：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
評価の視点３：指導補助者に対する研修の実施

教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上につなげるために、ＦＤ・ＳＤ推進委員会を設置し、全教員対象、学科、センター内での活動、学内部署との共同開催等、多様な形で展開している。(資料 6-23)

ＦＤ活動としては、半期若しくは１年に１回、ＦＤ講演会を開催し、学生指導、教育方法等についてのテーマについての講演の聴講、質疑応答によって理解を深める機会としている。近年の演題には「よりよい遠隔授業の実践に向けて」(2020 年度)、「発達障害の理解と対応」(2021 年度) 等がある。ＦＤ研修会も年に１回開催されている。「建学の精神に基づく白百合女子大学の教育活動」、「データサイエンスに関する動向と本学における取り組みについて」、(ともに 2022 年度) 等がある (資料 6-24、6-25、6-26、6-27)。

「授業改善のための学生アンケート」は、回答にかかる負担軽減とより適切なアンケートの実施を目的として検討を重ねた結果、実施対象科目を受講者の多少に分け、２年間で全科目を網羅して調査している。集計結果は各授業担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てている。また、アンケート結果の全体的な傾向と担当教員及びＦＤ・ＳＤ推進委員会から学生に向けてのメッセージをホームページ上で公表している。

教育内容や方法に関する優れた取り組みを全学が共有するために、アンケート結果を活用した顕彰制度により、優れた授業を表彰し、受賞者にはインタビューを行い、それを公開することで、学生にとってのより良い学びを実現する上で教員の参考となる機会を設けている。

他に学部生を対象とした「よりよい学びのための学生懇話会」を開催し、希望者の参加による教職員との意見や情報交換の場が設けられている。昨年は初年次必修科目で学びたいことやこれらからの女子大の教育がどうあるべきか、というテーマで実施されている。学生が自らの受講を振り返ることにより、改善点等を見出して今後の学習に活かしていくための意見交換の場となっている (資料 6-28)。

教員と職員の役割分担は、「教職員組織規程」で示されている教育職員の職制､事務組織の編制に基づき、教員は教育プログラムを運営し、教育研究活動に従事する教育研究組織

に属し、職員はそれらを支援する教育研究支援活動を行う。大学における種々の施策の検討には、学長の下に学長室会議、教育研究運営会議、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、９つの全学委員会等がおかれ、それぞれ関係する教員、職員によって構成され、教員、職員の連携のもと施策の立案、調整を行っている。職員については、各部署の責任者にあたる職位別に事務部長会議、事務責任者連絡会にて、事務業務の調整、連携を図っている（資料 3-6、6-29、6-30）。

教員の研究活動、社会貢献活動等は、毎年、前年の実績を研究者データとして登録している。また教育活動に関しての公的機関による研修会等については、適宜担当部署より周知されている。

指導補助者に関しては、「白百合女子大学ティーチング・アシスタント規程」、「白百合女子大学スチューデント・アシスタント規程」、「ネイティブ・スピーカー・ティーチングアシスタント配置基準」に基づき、採用し、配置されている。採用された者に対しては、授業担当教員からの事前のオリンテーションや随時業務に関する指導・助言が行われている（資料 6-10、6-12、6-14）。

点検・評価項目⑤
教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上 に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織他、大学としての自己点検・評価に関しては、組織別の自己点検・評価として実施年度を定めて行っている。基準は、大学基準協会の評価基準である。自己点検・評価委員会による自己・点検評価の実施結果は、同委員会にて確認、検討され、自己点検・評価報告書によって内部質保証委員会に報告される。全学のPDCAサイクルに則り、内部質保証委員会は報告を受け、改善の指示を行う仕組みとなっている。

組織の適切性を担保するために、人事が起案される際に当該学科長・センター長から提出される起案書において採用が必要とされるポストのカリキュラムの位置づけや、そのポストを確保、採用することでの教育研究活動上の効果を明確に示すという取り組みが行われている。

第２期の認証評価においては、教員の資質向上のための研修等が恒常的に実施されておらず､また実施されたものも授業改善に関係するものが中心となっている点が指摘された。これについては2020年度より内部質保証委員会の指示により、ＦＤ活動を拡大し、深化させることとし、ＦＤ・ＳＤ推進委員会が中心となって体制を強化し、全学的な催しに限らず、現在は各学科・センターにおいても独自に行うこととした（資料6-26）。

2021 年度の自己点検・評価報告書では、学部、文学研究科では定期的な点検・評価は行われているものの、点検のための具体的な指針が示されていないため、現状と一般的な改善策の報告に終わることが問題視されている。学生数の変化、学生の学力の変化、卒業後の進路等を、昨年から導入された PROG による分析等をも活用しながら、学生の実態をふま

えた教育活動のあり方が検討される道筋がつけられつつある。

全学教養教育部門の教育に関わる建学の精神、教育目標についての理解は、学生だけではなく教員においても、あらためて必要とされる。社会の動向をも視野に入れた場合、本学の教育の独自性の表明にも繋がるからである。その意味で、上記のＦＤ活動においても行われたことは、教員、教員組織としての体制を盤石のものとするためのものでもある。

（２）長所・特色

教育組織ごとに大学として行う自己点検・評価に基づいての見直しを行っている。また既に導入されていた指導補助者においては規程整備を2022年度に行い、人員配置の手続きが学内で統一された。ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動は、全学規模で行われる講演会。研修会だけでなく、各学科・センター内で個別に行われるものに拡充し、恒常的に行われることにした（資料6-27）。

（３）問題点

全学教養教育は、全学部・全学科の学生が対象となる科目を扱っているにもかかわらず、現状においては、学部長、センター長間で教育内容についての共有がなされるに留まり、その教育内容について検討する全学的な会議体が置かれていない。

（４）全体のまとめ

教員・教育組織は、それぞれの教育組織における教育及び研究を支える適切なものとして機能するように検討、しかるべく配置、編成されている。一方で、大学全体として統一された方向性、指針のもとで整備、調整が完了しているとは言えず、今後学部単位、研究科において、その適切性について継続して検討することが必要である。

第７章　学生支援

（１）現状説明

点検・評価項目①
学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学として方針の適切な明示

本学は、大学ホームページにて「少人数教育を実践するカトリック女子大学の特性を活かし、学生一人ひとりの大学生活を質の高いものとするため、学生との意見交換や現状把握等を踏まえ、適切な支援体制の整備・充実を図る」という学生支援の基本方針を明示している。（資料 7-1）

■点検・評価項目②
学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点１：学生支援体制の適切な整備
評価の視点２：学生の修学に関する適切な支援の実施
評価の視点３：学生の生活に関する適切な支援の実施
評価の視点４：学生の進路に関する適切な支援の実施
評価の視点５：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点６：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生一人ひとりに対して適切な修学支援、生活支援、進路支援を提供するための事務組織として、教務部教務課、学生支援部（学生生活課・キャリア支援課)、学部等事務室（学科研究室)、ウェルネスセンター事務室（健康相談室・学生相談室・学生寮)、プログラム支援センターが設置されている。また、海外からの留学生及び海外留学をする学生への支援は教務部国際交流オフィスが担っている。

教職員による委員会組織としては、教務委員会が修学支援を、学生・就職委員会が生活支援及び進路支援を中心的に担っている。加えて、教職課程委員会、ウェルネスセンター運営委員会、ハラスメント防止・対策委員会、国際交流委員会が組織されており、学生へのサポートにあたっている。また、本学はアドヴァイザー制度を実施しており、学科の専任教員が各学生のアドヴァイザーとなり、学業や学生生活についての質問や相談に応じている。

以上のように、学科と事務部署、委員会が連携し、学生が安心して学修に専念できるよ

うな環境の整備に努めている。(資料 7-2)

＜１＞修学に関する支援

本学における、学生の修学支援の基本は、アドヴァイザーによるきめ細かなサポート体制にある。１・２年次は主に必修科目の担当教員、３・４年次は主にゼミや卒業論文の担当教員と、各学科とも少人数の主要科目を通して、日常的に接点を持ち様子が分かっている教員がアドヴァイザーとなり、学生からの相談に迅速かつ適切に対応している。アドヴァイザーは、学修支援ポータルサイトである CAMPUS SQUARE の機能によって、個々の学生の時間割や単位の修得状況、学期・年度・通算 GPA、各科目の成績・出欠状況等を把握し、アドヴァイザー面談の機会を利用して、あるいは必要に応じた臨時の対面・電話・メールでの相談時に、履修指導をはじめ、修学上のさまざまな問題について助言や指導を行っている（資料 1-4 p.41)。

学生の能力に応じた指導体制として､最も履修者の多い外国語科目である英語において、達成度別にクラスを編成し、さらに再履修クラスを設置することで、力や意欲のある学生と学修に困難を抱える学生双方のニーズに沿った授業運営を行っている。また英語とフランス語については、それぞれ英語英文学科研究室とフランス語フランス文学科研究室にネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント（NSTA）を配置し、全学科の学生に開放することで、授業の準備や復習、検定試験の準備、会話や作文の個人レッスン等、個々のニーズに応じたきめ細かなサポートを提供している。さらに英語英文学科で開講されている、留学準備用の科目や TOEIC 対策授業を全学科の学生に開き、より高いレベルでの英語学習を求める学生の期待に応える体制を整えている。専門課程における語学教育においても、英語英文学科の英語科目では達成度別にクラス編成を行い、フランス語フランス文学科のフランス語科目では達成度別クラス編成に加え､既修者向けクラスも設置しており、上述の NSTA による個別サポートとともに、学生一人ひとりのレベル・意欲に応じた学習環境を整備している。とくにフランス語は、ほとんどの学生が入学前に学ぶ機会を持たないため、基礎知識があやふやなままで進級すると、その後の専門科目の学修に大きな支障をきたすリスクが高い。フランス語フランス文学科では、留年の必要まではないが、基礎力の強化が求められる学生を対象にした補習講座を１年次末の春季休暇に実施して、学修の行き詰まりを未然に防ぐ対策をとっている。英語、フランス語教育において、NSTA はさらに学内外国語スピーチ・コンテストや留学希望者に対しての指導、より高いレベルを目指す学生が参加する自主講座の運営等も担っており、本学の外国語教育の大きな柱として特徴的な機能を果たしている（資料 7-3)。

初年次教育の中核として、１年次の必修科目として開講している「パブリック・リテラシー」において、大学での学び方や資料探索の方法、レポート作成の心得等、学修の基盤となる知識やスキルを育成しているが、さらに図書館では OPAC 検索、雑誌の利用方法、電子資料の使い方等を具体的に解説する動画「資料検索ガイダンス」を提供するとともに体験型の「検索演習」を併せて実施し、学生たちが大学で主体的に学修に取り組むサポートを行っている（資料 7-4)。本学の建学の精神の基盤を成すキリスト教に関しては、１、２年次に全学生に提供される必修科目「キリスト教学」の他、学生の要望に応じて、カトリック教育センターにて「コイノニアクラス」(資料 7-5) と呼ばれる正課外クラスを設置し、

カトリックの考え方をより深く理解する手助けをしている。

情報教育においては、2024 年度より「はじめてのデータサイエンス」を 1 年次後期の必修科目とする予定であるが、パソコンの基本操作等に不安を抱える学生に向けて、「はじめてのデータサイエンス」履修前に「ICT ベーシック」を開講し、入学前の ICT スキルによって理解度に差が生じることのないようにしている。他方、ICT スキルをより本格的に習得したい学生に対しては、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）の資格取得を可能とする授業や長期休暇を利用したキャリア支援課による正課外の講座を準備している。さらに IT パスポートや基本情報技術者試験、Web デザイナー検定等、より高いレベルの資格取得準備に対応する科目を体系的に揃え、スキルアップのための履修パスをホームページにて提示している。ICT スキルの高い学生が、SA（スチューデント・アシスタント）として、学部科目の教育補佐をつとめる仕組みを整え、事前研修と実際に教育する側に参加する経験を通して、さらに能力を強化する機会も提供している（資料 7-6）。

その他、初等教育学科で教員採用試験対策の講座を、大学院発達心理学専攻では公認心理師試験対策の講座を開講する等、各学科・専攻で資格取得をはじめとする、学生の目的・意欲に応えるための効果的な正課外教育に工夫を凝らしている。

留学生に対するサポートは、国際交流オフィスが担当している。来日前後の時期からビザ取得をはじめとする行政手続の代行や補助・住居の確保を行うとともに、履修したい科目の内容やレベルをともに確認しながら適切な時間割を作成する履修支援も担っている。留学生向けの正課科目として日本語科目設置等、日本語力向上の仕組みも整備しているが、これは日本語教育副専攻を履修する学生との交流の機会ともなっている。日々の生活や学修において問題や相談事が生じた際は国際交流オフィスがきめ細かく対応し、また学生のピアサポート団体「コスモポリット」も同じ学生の立場から学生生活が快適に送れるよう、日常的に支援を行い、また、交流イベントを開催している（資料 7-7、7-8）。

本学の建学の精神であるカトリック教育理念に基づき、全学生に生き生きと本学での学修生活を送ってもらうため、支援や配慮が必要な障害のある学生に対し適切な支援体制を整えることを目的としたウェルネスセンターが設置されている（資料 7-9）。

入学試験受験前に受験生から支援の申し出があった場合には、ウェルネスセンターが窓口となり、入試広報課、各教育組織と連携し、その時点で対応できる支援内容を明示し、受験生及びその保護者が納得した上で受験できるよう対応を行っている。入学後は、ウェルネスセンターの所属員が、障害のある学生から、個別の講義及び試験等での支援・配慮の希望を詳細にヒアリングした上で、対象となる授業を担当する教員と連携し、具体的な対応方針の調整を行っている（合理的配慮の一例：体調不良時の一時退出、試験時間の延長、座席位置の配慮、PC、タブレット、デジタル耳栓等、補助器具の使用、レポート、リアクションペーパー等の提出期限延長）（資料 7-10）。こうした配慮・支援の申請は、各学年の前期・後期、それぞれで受け付けている（資料 7-11）。2024 年度からの法改正に伴い万全を期す予定である。

コロナ禍においては、感染拡大防止のために教職員向けのガイドラインの発信や感染予防を呼びかけるポスターの掲示等を行うとともに、学内衛生用品の配備、学生健康診断等の実施における平時とは異なる感染防止対応を行った。（資料 7-12）

ウェルネスセンターは、配慮・支援申請の受付業務を行う事務室に専任職員 3 名を配置

している他に、学生生活全般にかかわる相談を受ける学生相談室が設置されており、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが常時在室している。

留年者に関しては、学年末の成績判定教授会で各学科の定める進級条件に照らして決定されるが、進級できなかった学生には、担当アドヴァイザーが会議直後にその旨を直接本人に電話連絡をし、必要に応じてメールや面談等で相談に乗ることで新年度における状況改善を促し、その後も担当アドヴァイザーが常に目を配る体制を整えている。

休学者については、休学する時点で担当アドヴァイザーが本人や保証人と連絡を取り、休学する理由や復学への見通しについて十分に話し合う。復学時にも同様に本人及び保証人と復学の条件が整ったことを確認している。アドヴァイザーは学内稟議システムを用いて、個人情報に抵触しない範囲で関係各部署に休学・復学の事実と、そう判断するにいたった経緯を伝え、大学全体として必要なサポートが行き届くようにしている。退学者についても、担当アドヴァイザーが本人や保証人と連絡を取り、退学する理由や今後の見通しについて十分に話し合った上で、アドヴァイザーが学内稟議システムを用いて、個人情報に抵触しない範囲で関係各部署に退学の事実と、そう判断するにいたった経緯を伝えている。

日本学生支援機構奨学金（給付奨学金（修学支援新制度）・貸与奨学金）の他、本学では大学独自の奨学金制度を複数設けて支援を行っている。すなわち、経済的に学業の継続が困難な学生に対する「白百合女子大学奨学金」、家計の急変等により学業継続が困難な学生に対する「同窓会奨学金」、学業成績優秀学生に対する「同窓会特別奨学金」、派遣留学生に対する「外国留学奨学金」等である。また、大規模自然災害により被災した学生の支援を行う「被災者支援特別措置」による学納金減免措置も行っている。新型コロナウイルス禍においては新型コロナウイルス感染症の影響により修学が困難となった学生に対する「コロナ対策特別措置」として学納金減免措置を行った（資料 7-13）。この他、地方公共団体や学外の団体等が行う奨学金について情報提供するとともに申請の事務を行っている。やむを得ない事情により学納金を期限内に納入できない場合には、申請により延納・分納手続きを行うことができる制度を設けており、経済的支援について適切な整備を行っている。

これらの情報については、ホームページ、学生生活 GUIDEBOOK、新学期ガイダンスにて情報提供を行うとともに、募集時期にはホームページ、学内ポータル、学内掲示等により情報提供を行っており、適切な情報提供を行っている(資料 7-11、7-14)。

専門必修科目等の指定科目で不合格の評価を受けた学生に対しては、学年はじめにアドヴァイザーによる個別履修指導を必須とし、不合格となった科目を再履修等によって着実に修得するよう導くとともに、学習上の困難とその解決を目指した話し合いの機会を設けている。また上述のように、アドヴァイザーは、学修支援ポータルサイトで個々の学生の学修状況を把握し、学期中も必要に応じて、対面・電話・メールで相談に応じ、助言・指導を行っている。

＜２＞生活に関する支援

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、ウェルネスセンター内に設置された、健康相談室、学生相談室を中心に対応している。

健康相談室では、常勤の看護師 1 名に加え、非常勤の看護師も適宜サポートする体制で、日常的な学生の身体面の支援、定期健康診断や健診後の健康指導を行っており、内科医 2 名（含む女医）による健康相談も行っている。

学生相談室では、臨床心理士、公認心理師の有資格者であるカウンセラー3 名が交替で常時在室し、精神科医 1 名も週に 1 日は在室する体制で、学生生活に係るあらゆる相談を受けている。必要に応じて学内外の適切な相談相手や、外部機関を紹介する等、問題解決に役立つ情報の提供も行っている。また、学生相談室に隣接して「心の休憩室」を設置し、学生がひとりで落ち着いて勉強や読書をしたり、食事をする等、ゆったりとした時間を過ごせる環境も提供している。コロナ禍で学生生活の様式が一変して以降、学生相談室では、学生の困り感の実態を把握するためにアンケートを実施し、具体的な対策の一環として、パンフレットの作成、「心の休め方」と題したメンタルヘルスに関する資料の作成、配布等にも取り組んでいる（資料 7-15、7-16、7-17、7-18）。

学生を含む学内の安全への配慮については、毎月実施される安全衛生委員会において、大学敷地内、建物、通学路、等の危険個所の巡回や、必要に応じた対策について適宜検討を行い、安全な学生生活環境の維持・改善に努めている（資料 7-19、7-20）。

ハラスメントに関連した問題の発生を防止するために、ハラスメント防止・対策委員会では、2022 年度に『ハラスメント防止規程』を見直し、改訂した（資料 7-21）。また、ハラスメント防止のための啓発活動として、ハラスメント防止・対策委員会が、2021 年 11 月にＳＤ講演会として「ハラスメント・防止対策のための教職員向けオンライン講演会」を開催した（資料 6-26）。

学生に向けては、大学ホームページと『学生生活 GUIDEBOOK』に「白百合女子大学ハラスメント防止及び問題解決のためのガイドライン」を示し、新入生や新入教職員へは冊子を配布して防止の啓発と問題発生時における対応について周知している。（資料 7-22）
また、本学ではハラスメント被害を受けたと感じたとき、すぐ相談できるようにハラスメント相談員を置いている。相談員の氏名と連絡先は『学生生活 GUIDEBOOK』や学内各所に掲示されているハラスメント防止ポスターに掲載されている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済的に困窮している学生に対して、学生生活を送るための費用の支援として、2020 年度、2021 年度、2022 年度の 3 回に渡り、「コロナ対策緊急支援」としてプリペイドカードの支給を行った。（資料 7-23）

＜３＞進路に関する支援

本学では、全学部全学科で 2 年次の半期授業として「キャリア研究」を開講している。学科担当教員を中心に、ゲストスピーカーとして招聘したＯＧのプレゼンテーションや質疑を通して、またキャリア支援課職員から就職環境や本学卒業生の進路状況等を解説する等、正課・正課外が連携して、女性としてのキャリア形成や就業観の涵養を図っている（資料 7-24）。

また、学生のキャリア支援を行うための事務組織として、キャリア支援課を設置している。専任職員 5 名、非常勤職員 2 名の他、外部キャリアカウンセラー8 名を配置し、学生一人ひとりとの個別面談を年間でのべ 3,800 回を越える回数実施(2022 年度実績)している（資料 7-25、7-26）。

進路選択に関わる支援やガイダンスとして、3 年生の 4 月に実施する第 1 回就職総合ガイダンスを始めとする 3 回／年間の総合ガイダンスを実施している。第 1 回就職総合ガイダンスの直後に行われる 3 年生全員と行う「個別オリエンテーション」で一人ひとりの進路選択に対する考えを把握し、個別指導の基礎としている。その他にも「インターンシップガイダンス」「父母向けキャリアガイダンス」等を行っている。さらに個別対策では、個人／集団面接から役員面接やグループディスカッション等、実際の企業選考活動に即した各種「面接対策講座」を対面形式で実施し、また「履歴書・エントリーシート対策講座」「筆記試験対策講座」「業界・企業研究講座」等をオンライン形式で実施する等、一人ひとりへの丁寧な指導を行っている（資料 7-27)。

緊急事態宣言下における入構制限の中、個別相談等の支援の継続のため、面談を「対面形式」から「オンライン形式」に変更し、継続して個別相談等を行った。また、入構制限解除後は、「対面形式」及び「オンライン形式」のハイブリッド支援で継続している。（資料 7-28) 就職・総合ガイダンス並びに各種就職関連セミナーの実施は、オンライン（Zoom）配信により、就職支援を停滞させることなく継続して実施した。（資料 7-29）コロナ禍における企業の採用選考も各種大きな変革があり、動画選考や、オンライン企業説明会、オンライン面接等が多く取り入れられるように変化した。本学学生には、PC の貸し出しや面談ルームの提供、照明機材等の貸し出しを実施して、変化する就職戦線に対応しうる支援を行った。（資料 7-30）

さらに、将来の職業として大学教員の道を考えている大学院生向けの、学識を教授するために必要な能力を培うための「プレＦＤ」の機会として、他大学・他機関がホームページ上で公開しているコンテンツをホームページにて紹介している（資料 7-27)。また博士課程の全専攻で、本学附属の研究センターが主催する各種プログラム（研究会、講演会、プロジェクト等）への参加や、センターが刊行する学術誌への論文の投稿（査読あり）を推奨することで、学生に学内外の研究者との交流や研究成果発表の機会を積極的に提供し、研究者として独り立ちできるよう支援している。また博士課程（後期）の発達心理学専攻では、将来教育職に就く可能性を見通し、学部学生を対象として心理学の方法を指導する経験を積める「心理学実験指導法」を必修科目として開講している。

＜４＞正課外活動（部活動等）を充実させるための支援

本学では学生自治組織である学生会のもとに学生会執行部、クラブ連合、白百合祭実行委員会の三団体、及びクラブ連合のもとに 27 のクラブ団体が置かれている。これらの活動状況について学生・就職委員会において報告・検討を行うとともに、合同委員会において助言・支援や意見交換を行っている。三団体には学生支援部学生生活課職員各１名が担当として置かれており、それぞれの団体のミーティングに参加し、また窓口での対応に応じる等して助言・支援を行っている。また、各クラブには専任教員による顧問が置かれており、助言・支援を行っている。課外活動のルール、施設利用、団体紹介を「学生生活 GUIDEBOOK」に掲載して周知を図るとともに、クラブ向けに「クラブ活動の手引き」を発行し支援を行っている。学生のクラブ活動中の事故については、発生後速やかに顧問及び学生生活課に当該クラブの部長より報告され、その情報については学生・就職委員に共有されており、課外活動について適切な支援を行っている（資料 7-31)。正課外活動のイベントとして、

本学の他、京都ノートルダム女子大学、聖心女子大学、清泉女子大学、ノートルダム清心女子大学の５大学が参加する「カトリック女子大学総合スポーツ競技大会」が毎年開催されており、スポーツを通してカトリック女子大学の親交を深める機会となっている。

コロナ禍において安心・安全に課外活動を行うことができるよう、感染防止対策に関する注意事項及び対面活動再開手順等をまとめた「課外活動における感染防止の手引き」を作成し、段階的な対面活動再開支援を行った。手引きは感染症の状況及び社会状況に応じて 6 回に渡り改訂を行い、リスクを軽減しながら社会状況に適応した活動実施のための支援を行った。また、非接触対応として、これまで紙で行っていた課外活動に係る各種申請をオンラインで行えるよう整備した。（資料 7-32）

これらの活動以外にも学内外課外活動等を促進するため、学生活動に関する顕彰制度や学生活動に関する証明書発行制度を設けている（資料 7-33、7-34）

＜５＞その他、学生の要望に対応した学生支援

本学では、学生の学生生活に関する満足度を調査するとともに、事務サービス、施設・設備に関する意見等から今後の改善に向けた指針を得ることを目的として、隔年で「学生生活満足度調査」を行っている。（資料 7-35）

■点検・評価項目③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検結果に基づく改善・向上

学生・就職委員会において、学修支援（奨学金制度）、学生生活支援（学生生活満足度調査・課外活動支援）、進路支援（卒業生アンケート・就業先アンケート）に関する検討・改善に取り組んでいる。

経済的支援については学生・就職委員会において点検・評価を行っている。学内奨学金制度の検証において、本学制度は奨学型（主に経済支援を目的としたもの）に比べて育英型（主に人材育成を目的としたもの）が極端に少ない状況であったことから、育英型奨学金の新設を学生・就職委員会で検討し、学業成績優秀者向けの「同窓会特別奨学金」を新設し、2020 年度より支給を開始している（資料 7-36）。

学生・就職委員会を実施主体として、隔年で「学生生活満足度調査」を実施し、学生生活の満足度、事務窓口サービス、施設設備等に関する意見や要望に対応している。大学への要望等については、関係組織からの回答を取り纏め、当該調査結果とともに大学ホームページ（情報公開）において公表している（資料 7-37）。

学生・就職委員会を実施主体として、毎年「卒業生・修了生就業状況調査」及び「卒業生・修了生就業先調査」を実施し、卒業生及び企業等からの評価については、学生支援部キャリア支援課における進路支援はもとより、教務委員会と連携して学修支援における整

備や改善にも活用している（資料 4-61、4-62)。

点検・評価については実施年度を定めて行っている。また、点検・評価項目や基準については大学基準協会のスタイルが適用されている。それぞれの項目について根拠資料を付す形で担当者が点検・評価した上で報告書を作成し、報告書に基づいて自己点検・評価委員会による点検・評価が行われる。自己点検・評価委員会の評価結果は内部質保証委員会に報告され、評価結果の報告を受けた内部質保証委員会は、改善指示を行う仕組みとなっている。

（2）長所・特色

少人数教育を実践するカトリック女子大学の特性を活かし、学生が所属する各学部学科アドヴァイザーと学生対応にあたる各事務部署との適切な連携や、学内基幹システム等による情報共有、学生・就職委員会が実施する学生生活満足度調査等に基づく意見や要望への諸対応により、学生一人ひとりを大切にした手厚い学生支援体制を整備している。

（3）問題点

大学ホームページ上に公開されている「学生支援に関する方針」について、現状の「基本方針」に加え、それに基づく「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」（「障害学生支援」）を設定することで、全学組織的学生支援体制について、より具体的に公表することが必要である。

また、現行の「学生生活満足度調査」での質問項目は、「学生生活で満足していることは何か」や「事務サポート全体の満足度」を尋ねる内容となっている。これは、事務窓口対応に若干偏ったものであるため、「修学支援」「生活支援」「進路支援（キャリア教育)」についての質問項目を増やすことで、学生生活全般の満足度を調査するものにしていく必要があると考えられる。

学生支援におけるボランティア活動に関しては、現在、社会連携センターをはじめ、学内各部署がそれぞれに学生ボランティアの実施や紹介を行っている。2023 年度に、ルイ・ショーヴェセンターの開設準備がはじまり、学生ボランティアを一元的に管轄する体制を整えているところである。

（4）全体のまとめ

本学は、学生支援に関する方針を定め、大学ホームページに公表している。学生支援体制については、学内規程整備を含めて、教育組織や事務組織が相互に連携し、適切な学生支援を実践する体制を整備している。

第８章　教育研究等環境

（１）現状説明

点検・評価項目①
学生の学習や教員による教育 研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、大学の理念・目的を踏まえ、教育研究等環境の整備に関する方針を次の様に定め、大学公式のホームページで公開している。

教育研究等環境の整備に関する方針

学部及び大学院研究科の教育研究のすべてが一つのキャンパスで展開される環境を踏まえ、学術的活動を支える必要かつ適切な教育研究環境の整備・充実を図り、維持・管理する。

キャンパスの施設・設備はこの方針に沿って整備を行っており、方針は自己点検・評価活動を通じて教職員間で共有を図っている。
整備事業の実施にあたっては、教育環境検討会議（構成メンバー：教学担当副学長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、事務局長、総務部長、総務部管財課長、教務部長、図書館事務部事務課長）で、定期的な検討・調整を行い、教職員間での合意形成を事前に行える体制を構築している。

点検・評価項目②
教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に 必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点１：施設、設備等の整備及び管理
評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、校地面積 51,986 ㎡（基準は 19,000 ㎡）、校舎面積 36,040 ㎡（基準は 9,883 ㎡）を有しており、ともに設置基準を満たす十分な教育研究環境を確保している。講義室と演習室を合わせた教室数は 76 教室であり、そのうち 90％を超える教室に AV 機材が設置されており、更なる授業環境の質向上に向け順次 AV システムのデジタル化を推進している。その他に PC 専用教室が４室設けられており、PC 専用教室は授業で使用している時間

帯を除き、すべての学生に開放されている。また、 学生の自主的な学習を促進するため、教室外のコーナースペースや図書館等にもPC設備が随所に設けられている。

在籍学生数（2023年5月1日現在：1,781人）に対して、全教室の収容人員は約4,300人となっている。教室の他に自習室、多目的ホール、運動場、体育館、講堂、図書館、学生食堂、カフェテリア､購買部、クラブハウス、相談室等、学生の正課・正課外の活動に必要な 施設・設備を整備している。各校舎に学生の活動・休息スペースや施設が整備されており、 学生が快適に学ぶための環境を整えている。

授業環境の整備だけでなく､校地内には､1930年に移築された国の登録文化財である「めぐみ荘（旧菊池家住宅主屋）」が、茶道や華道等の学生の課外活動や教員の研究会等でも日常的､定例的に活用されており､キャンパス内でもひときわ静寂な空間が提供されている。めぐみ荘は定期的な一般公開も行っており、大学として果たすべき、社会貢献、地域連携といった役割にも貢献している。

総務部管財課がこれらの環境整備に関する所管部署であり、そのなかでも特に教育研究に係る環境整備については、教育環境検討会議（構成メンバー：教学担当副学長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、事務局長、総務部長、総務部管財課長、教務部長、図書館事務部事務課長）において事前に十分な検討を行い、対応方針を決めた上で、管財課が実行する体制が構築されている。（資料8-1、8-2）なお、校舎・設備の修繕・改修については、2020年度より法人本部と連携して「長期修繕計画」（資料8-3）を策定しており、それにもとづき毎年度の工事を行っている。

施設設備の安全・衛生の確保のため「白百合女子大学安全衛生管理規程」（資料8-4）にもとづき「安全衛生委員会」が設けられている。委員会の構成メンバーには、事務局である総務課、産業医の他、管財課、ウェルネスセンター、教職員の代表者からも委員を選出し、実効性の高い活動につなげている。（資料8-5）

最寄り駅である仙川駅から校地まで、特に登下校時間帯を中心に警備員が複数のポイントを巡回しながら学生の安全確保を行っている。また、正門、東門、西門等での外部からの侵入者のチェック、及び校地内での安全確保については 24 時間体制での警備を実施している。主に地震、火事を想定した防災対策をマニュアル化し、教職員間での周知徹底を行うとともに、学内 緊急メール体制を整備している。また、毎年5月には教職員及び学生も含めて一斉に避難訓練を実施し、日常的に防災意識を啓発し高めている。

学生・教職員・その他構内滞在者の安全確保のために、危機管理が必要な事態における本学の対応を明確化した「白百合女子大学危機管理規程」（資料8-6）が策定され、施設・設備の管理もその規程に沿った運営が行われている。

これまでの状況を鑑みると、教育研究活動を支援するための施設・設備は十分に整備され、管理運営、安全・衛生確保のための体制も十分に整えられ、機能している。

従来から整備を進めていた学内のICT環境については、コロナ禍を経てその速度が一気に加速した。2020年度には無線LAN（Wi-Fi）接続可能エリアを大幅に拡大し、全教室での受信が可能となった。加えて、専任教員の個人研究室や、本館会議室、2 号館大会議室も無線LAN（Wi-Fi）受信可能エリアとなり、教員の教育研究や、教職員の各種委員会、会議、等がオンラインで実施できる環境が整備された。授業環境改善を目指した教室 AV 機器システムのデジタル化を計画的に進めており、AV機器設置教室の8割以上はシステムのデジ

タル化が完了している。これらに際しては、教育環境検討会議を通じて年度ごとの計画を策定した上で対応する体制となっている。

コロナ禍において、大半の授業がオンライン形式に切り替わる中、オンライン授業の受講環境が整わない学生への学修環境支援の一環として、大学保有のノートパソコン及びレンタル契約による Wi-Fi ルーターの無償貸出し（送料は学生負担）を行った。

学修を続けていく上でのさまざまな障害を持った学生への対応を強化するために、本学では 2017 年度からウェルネスセンターを立ち上げ、他の学生対応部署や施設設備管理担当部署、教育組織と連携して学生支援にあたっている。身体的な支援が必要な学生に対しては、 履修科目に応じて授業教室を配慮する等の教室設定も行ってきている。学内施設設備に関しては、校舎の廊下、階段への手摺りの設置や、障害者向けのトイレの整備を行い、バリアフリーへの万全な対応を図っている。（資料 3-7）さらに、障害を持った学生への対応手順をまとめた「配慮対応フロー」（資料 8-7）や対応のマニュアルである「障害学生修学支援の手引き（教職員用）」（資料 7-10）が定められており、「白百合女子大学　配慮申請検討会議規程」（資料 8-8）については、新たに 2024 年度より施行される。

教職員及び学生の情報倫理の確立のために、「『ソーシャルメディア』利用に関するガイドライン」（資料 8-9）を制定し、法令遵守、自他のプライバシー保護、情報の正確性、等についての理解を深める取り組みを行っている。加えて、全教職員向けに「事例から考えるハラスメント防止」をテーマにした研修会を開催し、「SNS の正しい使い方」について浸透を図った。個人情報の取扱い全般に関して「個人情報保護・管理マニュアル」（資料 8-10）を制定し、個人の権利利益の保護、プライバシー侵害の防止を図り、学内における個人情報の適正な管理に努めている。

点検・評価項目③

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点１：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点２：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館蔵書数は、和書洋書合わせて 309,231 冊（数字はすべて 2023 年 5 月 1 日 現在）、雑誌は学術雑誌を中心に和雑誌洋雑誌合わせて 11,357 種類、そのうち電子ジャーナルは国内 国外合わせて 6,864 種類となっている。「白百合女子大学図書館規程」の定めにもとづき「白百合女子大学図書館運営委員会」が設置されており、図書館の管理運営について各学科及び各教育センター、関係する事務部署とも調整を行った上で適切に行っている。また、学内の教育研究環境整備の検討を行う「教育環境検討会議」にも、図書館事務部事務課課長が参加しており、全学的な教育研究環境整備施策の中に図書館運営も加える体制を確立している。（資料 7-4）

本学では、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに参加しており、NACSIS-CAT（図書・雑誌総合目録データベース）や NACSIS-ILL（相互貸借サービス）によって、利用者へ

のサービスを迅速に行っている。

図書館システムは 1994 年に導入し、現在は「E-CatsLibrary」を使用している。博士論文や大学刊行物目次情報等のメタデータや貴重書アーカイブも含め、OPAC（オンライン 蔵書目録検索システム）上で、図書や雑誌等の紙媒体以外の資料との統合検索や、「CiNii Research」や「国立国会図書館サーチ」等への切り替え検索機能もあるため、利便性のある検索環境を、教職員及び学生に提供している。加えて、白百合女子大学学術機関リポジトリでは、本学において生み出された教育・研究活動の成果物を電子化により恒久的に蓄積・保存するとともに、学内外へ無償で公開することにより、研究・教育活動の発展に寄与し、社会に貢献することを目的としている。そのための「白百合女子大学学術機関リポジトリ規程」（資料 8-11）や「白百合女子大学学術機関リポジトリ運営委員会規程」（資料 8-12）を整備し、「白百合女子大学オープンアクセス方針」（資料 8-13）「白百合女子大学オープンアクセス方針実施要領」（資料 8-14）も教授会で承認されている。なお、本学学術機関リポジトリの JAIRO Cloud の WEKO3 への移行は、2023 年 6 月に終了している。また、図書館システムサーバーのクラウド化についても 2023 年 11 月に終了している。

本学図書館は、国文学研究資料館の「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築事業」と連携しており、「国書データベース(旧 新日本古典籍総合データベース)」に、本学古典籍資料の 466 件が順次登録予定である。他にも、本学の児童文化研究センターの三文庫と国立国会図書館との連携を 2024 年 3 月に予定している。

図書館の座席数は 232 席、利用者に提供される端末台数は据え置きとノートパソコンを合わせて 39 台、この他に OPAC 専用端末 9 台を整えている。図書館の開館時間は授業開講日の平日 8 時 40 分～20 時、土曜日 10 時 20 分～17 時 50 分、長期休暇中は平日の 9 時 30 分～16 時 30 分であり、年間 265 日前後開館しているため、学生に利用しやすいものとなっている。

また、利用者教育に関して、コロナ禍以前は、新入生オリエンテーションを学科毎に図書館に集めて説明と館内見学を行っていたが、コロナ禍以降では、動画や PDF 資料を図書館ホームページや manaba course へ掲載し、定期的に内容の見直しを 行っている。2023 年度前期は、教員と連携し、新入生に対し図書館オリエンテーションを実施した。後期は、資料検索の動画と演習のガイダンスを、全利用者向けに実施している。在学生に対しても選書ツアー等の学生参加型のイベントや展示を多数企画立案する等、図書館の利用促進を図っている。他にも、図書館ピアサポーターLiLiA による学内外での活動や広報誌の発行、他大学学生との交流等も活発に行っている。

本学では、定期的に在学生を対象に「学生満足度調査」を実施し、学内各部署の、施設・設備、サービス、等について満足度を調査しているが、図書館への満足度は高い水準を維持している。2018 年度に実施した調査では、「満足している」（「満足している」「やや満足している」の合計値）と回答した割合が 88.9%であったのに対し、コロナ禍の 2021 年度実施分（資料 4-58）では「満足している」の回答割合が 95.0%と改善していた。これは、コロナ禍において、学外からの利用者のために新規データベースや電子ブック、電子ジャーナルをさらに追加したことや、一定の条件の下での貸出資料の往復送料、ILL 料金及び本学所蔵資料の複写料金・送料を大学が負担したこと、オンラインレファレンスの開始等の対応も満足度向上につながったとみられる。（資料 8-15）。

図書館環境に関しては、質・量ともに、大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために必要な図書、学術雑誌、電子媒体等を備えている。また、専門的知識・経験 を有するスタッフも不足なく配置されている。図書館における学術情報へのアクセスは充実しており、くつろげるロビースペースを設ける等、全体の利用環境も学生の学修に配慮 がなされている。なお、2022 年度に外壁、屋上防水、内装等、全館におよぶ大規模修繕・改修工事を実施し、利用者の快適性、利便性向上につなげている。

図書館の専門的な知識を有する職員配置については、専任職 3 名、非常勤職員 2 名の計 5 名となっており、うち司書資格を有する者は 4 名である。これに、図書館業務 を専門とする業務委託スタッフ 10 名（フルタイム 6 名）（2023.4. 1 現在）が加わり、質の高い図書館・学術情報サービスを提供している。また、文化庁、国立国会図書館等の外部機関の各種研修会への職員の派遣及び図書館内での研修会の実施等を通じて、図書館スタッフのスキルアップと図書館サービスのレベルアップを図っている。

点検・評価項目④
教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点１：研究活動を促進させるための条件の整備
評価の視点２：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学の研究に対する基本的な考え方として、学校教育法施行規則第 172 条の 2 項にもとづき「教育研究上の目的」（資料 2-14、2-15、2-16）を公表している。また、「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止及び対策に関する規程」の中に、「研究者の責務」「研究者の意識向上」等を定め、本学における学術研究の信頼性及び公平性の確保や研究活動の円滑な遂行を図っている。

学内の附属施設である発達臨床センター（資料 3-2）、児童文化研究センター（資料 3-3）、言語・文学研究センター（資料 3-4）、キリスト教文化研究所（資料 3-1）、生涯発達研究教育センター（資料 3-5）では、教員、大学院生等の研究と教育実践の場として、独自の活動を展開し一定の成果を毎年紀要として公表している。また、それぞれに講演会等の開催や活動報告となる冊子も定期的に発行している。そのための研究施設、予算、人件費 が用意されている。各研究センター及び研究所の特性に即した共同研究、研究成果、教育実績は成果をあげており、図書館も加えた 附属施設長会議では、各附属施設の 共通の横断的課題の検討や提案、日常的な情報共有が、定例的に行われている。

研究室については、専任教員数（83 人、助教除く）に対し、個人研究室 83 室（1 室あたりの平均面積 20.00 ㎡）、共同研究室 21 室（１室あたりの平均面積 60.00 ㎡）の計 104 室が整備されている。専任教員（除く助教）のための研究室は、個室率 100％を確保している。

専任教員に対して職位に関わらず、一律に支給される「個人研究費」（資料 8-16）だけでなく、「研究奨励規程」（資料 8-17）や「共同研究規程」（資料 8-18）を設け、これに申請し認められた個人又はグループに研究費を支給している。研究時間の確保については、授

業担当コマの平準化がなされるよう配慮されており、また 7 年間以上の勤務を原則に各学科より 1 名程度､年間 5 名枠の専任教員の特別研修（サバティカル）が 1 年間確保されている。この間、国内外を問わず、これら研究費については、規程の範囲内で教員の裁量で使用することができる（資料 8-19)。

国内学会及び国際学会への発表に際しては、旅費規程に基づき、出張費が支給される。国内学会参加に関しては発表のない参加のみの場合でも、2 回までは、出張費が支給される（資料 8-20、8-21)。 科学研究費等の研究費や、文部科学省、日本学術振興会、日本私立学校振興・共済事業団、民間等の委託研究、受託研究等の受け入れについても情報収集・提供等の支援体制を整えている。研究支援を担当する経理部経理課員が、資金配分機関からの情報を迅速に取得し随時、教員全員にメール配信して周知している。

博士課程学生に対しても､「白百合女子大学大学院博士課程（後期）研究奨励」が設けられ､大学院専門委員会の選考に基づき学長が決定している。これにより博士課程学生の研究を推進し支援している（資料 8-22)。

教育研究活動をサポートする体制として、ティーチング・アシスタント（以下 TA)、スチューデント・アシスタント（以下 SA）が設けられている。TA は「白百合女子大学ティーチング･アシスタント規程」(資料 6-10)、SA は「白百合女子大学スチューデント･アシスタント規程」(資料 6-12) に基づき運用されており、それぞれに業務上の留意点等をまとめたガイドラインが設定され、その内容の遵守を義務付けられている。TA、SA ともに業務を開始する前に授業担当教員によるオリエンテーションに参加し、業務開始後も都度担当教員の指導・助言を仰ぎながら適切な業務遂行を徹底している。TA、SA の募集、採用に関連する業務支援は、学部等事務室及び総務課が行っており、業務開始後の勤務管理等のチェックを通じ TA、SA 制度の適切な運用管理の一翼を担っている。TA の業務内容のうち、特に実験・調査・観察等の分析手法や技術における個別の相談に対応していくという教育補助の取り組みは、TA 担当者にとって研究者や教員等の進路への重要なキャリアとして位置づけられる。TA については、教員及び履修学生からも「円滑な授業運営」「授業の理解が深まる」「学びに対する意欲の向上」等の成果が示されている。

点検・評価項目⑤

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点１：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学における、研究倫理、研究活動における不正防止に関する取り組みとして、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等におけるガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に基づき、「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止及び対策に関する規程」(資料 8-23)「白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程」(資料 8-24) を整備している。また、「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止及び対策に関する規程」第 4 条に基づき、「白百合女子大学研究倫理教育実施要領」(資料 8-25) を策定し、本学で研究活動にかかわる教職員・学生に対し研究倫理教育（日本学術振興会の e-learning 教材「eL CoRE」の受講）及びコンプライアンス教育（「白百合女子大学 コンプライアンス教育資料」を通読）

を義務付けている。

「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止及び対策に関する規程」第３条３項に基づき、白百合女子大学において研究を行うすべての者が研究活動に伴い作成・取得した研究データ等の保存について必要な事項を定めた「白百合女子大学研究データ等の保存に関するガイドライン」（資料 8-26）も整備している。本学の特性上、取り組みの多い人を対象とする研究について留意すべき事項を示し、本学における研究の円滑かつ適正な推進に資することを目的とした、「白百合女子大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」（資料 8-27）の整備も行っている。

「研究機関における公的研究費の管理･監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、定期的に「公的研究費内部監査」を実施しており、内部監査報告書は最高管理責任者である学長に提出された後、法人の監事、監査法人とも結果を共有し、研究費の不正使用防止に努めている。

本学では、毎年度初に「公的研究費不正防止計画書」（資料 8-28）を策定し、最高管理責任者である学長が、全学教授会にて前年度の取り組み結果報告と合わせ、当該年度の取り組み意志の表明を行っている。これを含め、年４回の不正防止啓発活動を実施し、研究活動における不正防止に努めている。

点検・評価項目⑥

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、自己点検・評価委員会での点検・評価の取り組みを通じ適切性についての点検・評価を行っている。

点検対象となる各教育研究組織（学部・学科、全学教養教育部門、附属施設、教育・研究支援センター）及び事務組織にて、「学長ビジョン（アクションプラン）」や各種方針に基づく各組織での教育研究環境改善に向けた年次計画策定及び計画履行状況を点検・評価し、自己点検・評価委員会を通じ報告書として内部質保証委員会へ報告されている。内部質保証委員会では、対応すべき課題等が認識された場合は、必要に応じその改善についての指示、依頼を各委員会、教育組織、関連部署に行っている。

また、よりタイムリーかつ具体的に教育研究環境改善につながる施策を個別の案件ベースでも検討することができる場として、「教育環境検討会議」が設けられ、教学担当副学長、事務局長を中心に、関係する教育組織、事務部署の関係者が定期的に集まり、年度ベースの改善計画の策定、進捗管理を行っている。

（２）長所・特色

本学は、調布市緑ヶ丘のキャンパスにすべての教育研究施設・設備が集約され、かつ建学の精神及び教育研究理念を実現するために十分な校地・校舎を有しており、学生の学修

と教員の研究活動が必要かつ十分に行える環境を整備している。

教育研究環境の適切性の点検・評価を行うにあたっては、自己点検・評価委員会と内部質保証委員会が連携し、実効性の高い取り組みが行える体制を整備している。加えて個別の案件を教職協働で実施するために、教育環境検討会議を設置し計画的かつ円滑に教育研究環境整備を遂行している。また、法人本部事務局との連携も行っており、特に大学経営への影響が大きい、施設・設備の修繕・改修工事については中長期的な計画を策定し、きめ細かく対応している。

（３）問題点

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みについては、今後さらなる改善の余地があると考える。本学では、令和５年度に文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル)」の認定を受けた、「白百合　数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を全学部学生対象として展開しており、従来初年次教育の一環として行っていた必修科目「情報リテラシー」からの移行を図っている。こうした取り組みを通じ、学生の情報倫理確立に努め、またそれをサポートする教職員についてもＦＤ・ＳＤの枠組みを活用しながら情報倫理水準のさらなる向上につなげていきたい。

（４）全体のまとめ

本学における教育研究環境については、十分な広さを有する調布市緑ヶ丘キャンパスにすべての施設・設備が集約されているという利点を最大限に活用し、学生、教職員すべてに対し高い水準での環境が提供されている。

それを維持・改善するための取り組みについても、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会を中心に、教育環境検討会議における検討も重ね、実効性の高い体制を構築している。

附属図書館についても、蔵書数、座席数やＰＣ利用環境、他図書館との相互利用サービスの他、学内外からの蔵書検索や学術データベースへのアクセス等のオンラインサービス等､学修環境も充実している｡図書館の管理運営を行う運営委員会も適切に機能しており、専門的知識を有するスタッフも十分に配置されている｡2022 年度には内外装含めた大規模な修繕・改修工事も実施し、利用者の快適性、利便性向上にもつなげている。

本学にて研究活動を行う教員に対しては、個人研究室の貸与、個人研究費の支給、研究特別研修（サバティカル）制度の整備、TA、SA 制度による教育研究活動のサポート等、必要な施設・設備や制度の整備が十分に行われている。

研究倫理、研究活動の不正防止に向けては、諸規程、ガイドライン等や、研究者及び関係者への教育研修制度の導入を順次進めており、必要な体制は整備されてきている。加えて、特に厳格な対応が求められる公的研究費の使用状況について、定期的な内部監査を実施し、法人の監事や監査法人ともその結果を共有し、効果的な改善に向けた取り組みを徹底している。

こうした教育研究環境整備に向けた取り組み、対応の全体的な適切性を点検・評価、改善につなげる枠組みも整備されており、本学における教育研究環境整備については概ね適切である。

第９章　社会連携・社会貢献

（１）現状説明

点検・評価項目①
大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献については、「社会との連携・協力に関する方針」を以下のとおり定め、ホームページの「情報公開」のページにて公表している（資料 9-1）。

> 自ら進んで他者に奉仕し、社会に貢献しようとする心の育成をめざす観点から、近隣地域をはじめ、広く教職員及び学生による社会への教育活動や社会貢献活動を展開し支援する。

本学の社会連携・社会貢献は、特に教職員による研究成果や、学生が専門として学んでいる事柄を、社会や地域にどのように役立てることができるかを追求し、また実現することで、教職員や学生たちが、大学での研究や学びの成果の地域や社会への還元を、実感とともに体験することも同時に目指している。2019 年度に設置した社会連携センターを中心に、センターが主導する活動と、学内各組織が主体的に実施している活動を組み合わせて、本学の社会連携・社会貢献活動が成り立っている（資料 3-8、9-2）。現体制による活動は歴史が浅く、また新型コロナウイルス感染症の流行期には、抑制的な活動を余儀なくされていたため、体系的な活動の把握・計画・管理という点でまだ課題も多いが、2021 年度に策定した「学長ビジョン（アクションプラン）」並びにその推進計画書では、調布市や三鷹市といった自治体との連携強化や全世代型教育の促進等、本学の社会連携・社会貢献の実効性をより高めるための行程を明示している。以下の項目では、今後のさらなる推進の前提をなす現状を中心に説明する（資料 1-39、1-10）。

点検・評価項目②
社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点１：学外組織との適切な連携体制
評価の視点２：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点３：地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との連携としてまず挙げられるのは、2006 年に締結した調布市との相互友好協力協定である（資料 9-3)。締結以来、実施している連携活動は多岐にわたるが、調布市の主催するイベント・講座・研修等への講師派遣、本学教員の市の委員等（2022 年度は子ども発達センター運営会議会長）就任や毎月１回心の相談員（公認心理師）の受嘱といった人材面での連携の他、調布市立の学校から職場体験・職場見学の児童・生徒を定期的に受け入れている。また、市がアイシティとともに行っている使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収や、アフラック生命保険株式会社とともに実施している子宮頸がん予防・啓発活動に参加する等、調布市のさまざまな事業にも積極的に協力したりしている。学生たちも、学生会役員が調布警察署の行う啓発活動でボランティアをしたり、調布市 20 歳のつどいにおいて放送研究会の学生が実行委員及び当日の司会を務めたり等、協定に基づく活動に幅広く参加し、なかでも、公益財団法人である調布市文化・コミュニティ振興財団を指定管理者とする「せんがわ劇場」では、児童文化学科の学生たちによる手作りアニメ上演やオリジナル絵本の朗読等、地域連携事業公演を長く定期的に開催してきた。2022 年度には、せんがわ劇場のクリスマス公演「へんゼルとグレーてる」の関連企画として、舞台のビジュアルデザインを担当した絵本作家・アートディレクターの tupera tupera 氏と地域の子どもたちが作品内の森に棲んでいる鳥のかぶりものを創作し、完成した作品をかぶって町中をパレードする「『おかしの家とおかしな鳥』― tupera tupera といっしょに工作・パレード―」に、人間総合学部３学科（児童文化学科・発達心理学科・初等教育学科）の学生が、準備段階から継続的に参加した。子どもに関係する専門を持つ学生たちに、自らの学びが地域の活性化に実際につながる体験を提供する上で、調布市との連携が大きな役割を果たしている一例である。他に調布市からは、保育実習や保育体験の受け入れ、司書課程履修者による市立図書館見学の実施等、本学の実際の教育にも多大な協力を得ており、さらに 2022 年度からは生活文化スポーツ部文化生涯学習課に、本学の自己点検・評価報告書に外部の視点から提言をいただく等、連携強化に取り組んでいる（資料 9-4、9-5、9-6)。

また協定に基づくものではないが、三鷹市とも緊密な連携関係を築いている。三鷹市教育委員会からの依頼で、発達臨床センターが知能検査を受け入れ、必要に応じて後述するセンターへの相談申し込みに繋げており（資料 9-7)、また 2022 年度には本学教員が三鷹市民大学の「子どもの発達心理学」をテーマとしたオンライン講座を担当した（資料 9-8)。三鷹市立の学校から職場体験・職場見学の生徒の受け入れを行い、地域ケアネットワーク主催による高齢者のための散策に協力する等（資料 9-9)、きめ細かな地域貢献に努めている。

2022 年度からは、NPO 法人の運営する「子ども大学たま」への会場提供を開始した。「子ども大学たま」の活動は、子どもたちに対して、大学の教員や専門家、地域の市民等による授業を行い、さまざまな学びや体験を通して、子どもたちの夢や未来、知的好奇心を広げ、世界市民を育むことを目的としている。2022 年度は年間５回の授業のうち４回を本学で行い、2023 年度はすべての授業が本学にて開催予定である。2022 年度第１回の授業を本学教員が担当し、その後も発達心理学を学ぶ本学の学生たちも実施に協力している（資料 9-10)。

国外の大学とは、学術交流や派遣留学生の派遣・受け入れといった通常の事業だけでなく、相互の学修を活性化させる連携を実施している。協定校である静宜大学（台湾）との研修・実習生の相互受け入れは、新型コロナウイルス感染症の流行以後、実施の見合わせが続いてきたが、2023 年度に再開することとなり、まずは本学が「日本語研修」の参加学生 20 名を約 10 日間受け入れた。この受け入れは、本学の日本語教育副専攻履修者の国内実習も兼ねたものである。また 2023 年３月には、シンガポール社会科学大学から、心理学や幼児教育を主専攻とし、日本の子育て環境や子どもの心の発達に関わる要因について、高い関心を持つ学生 19 名を受け入れ、本学学生との交流学修を実施するとともに、後述する子育て支援企画「りすぶらん・あんふぁん」も体験してもらった。いずれの連携も、双方の学生にとって通常の国際交流を超えて、国際的なコミュニケーションが自らの専門の学びを深め、その社会的意義を知る実践的な機会となっており、価値あるものと評価される（資料 9-11）。なお現在、本学は世界の 11 大学と協定を締結している。

研究教育活動の社会・地域への還元については、社会連携・社会貢献を中心的に担う社会連携センターの事業として実施しているものもあるし、専門性が高い場合には、各教育組織や研究施設が主体となって行っているものもあるが、適切かつ多角的に行われている。前者としては、2000 年より小学生を対象としたフランス語教室「プチテコ」を開催している。主に近隣の小学生に集まってもらい、ふだん学ぶ機会の少ない英語以外の外国語に触れる機会を提供し、外国語を学び使う楽しさを知ってもらうことを目的とした催しであり、同時に本学でフランス語、特にフランス語教育を学ぶ大学院生と学部生にとっては、日頃の成果を生かす機会となっている。2021 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によりやむなく実施を見送ったが、2022 年度から対面実施を再開している（資料 9-12）。またフランス語については、近年、第２外国語として取り入れる高校が増える一方で、ネイティブ・スピーカーとコミュニケーションをとる機会を作れないという現状を踏まえ、要望があれば、本学からフランス人の NSTA（ネイティブ・スピーカー・ティーチング・アシスタント）を派遣し出張授業も行っている（資料 9-13、9-14）。さらに本学教員が NHK ラジオ講座「まいにちフランス語」の講師を務めていることも、研究教育活動の社会還元ということができるだろう（資料 9-15）。

社会連携センターと発達心理学や幼児教育、児童文化を学ぶ教員・学生が協力して、２つの子育て支援活動を実施している。子育て支援ルーム「りすぶらん・あんふぁん」では、おうち時間を過ごす子どもたちとその家族に向けた動画の作成、紙芝居の上演、ふれあい遊びプログラムやクリスマスイベントの実施等、地域の子どもたちに楽しんでもらう多彩な活動を定期的に行い、《学び＋遊び》をコンセプトとする「エデュテイメント大学」では、もう少し年齢層の高い子どもたちを対象に、iPad を用いた粘土のコマ撮りアニメの作成やキャンパス内の自然散策、たまごをテーマに科学とアートを融合させた体験型プログラム等、本学の自然環境や教員の専門性に立脚した教育研究内容と関連する多様な催しを教員と学生が一体となって展開している（資料 9-16、9-17）。

一般向けの公開講座も対面再開し、2023 年度は「知性と感性」をテーマに、本学で長く教鞭をとられた名誉教授による、年６回の講座を開催している（資料 9-18）。また 2022 年度には NHK ラジオ教養番組「こころを読む」で、本学教員が講師を務め、「自分にとってわ

れわれにとって社会にとって世界にとって、人形文化とは何であるか」という研究テーマをめぐって、その意義と射程を分かりやすく広く社会に解説した（資料 9-15)。

研究施設による社会連携・社会貢献としては、発達臨床センターで、乳幼児期から大人の諸問題に関する相談に対応し、多面的理解に基づいて支援を検討することで、地域はもちろんのこと、より広く社会に貢献できるよう活動を行っている。2021 年度の新規相談件数は 103 件であったが、その居住地域は調布市が 27.3%、世田谷区が 16.2%、三鷹市が 13.1%と近隣地域が多く、地域における貢献がやはり顕著であると同時に、近年は医療機関や教育機関からの紹介による相談件数も増えている。センターによる相談業務は大学院生の心理臨床の研修の場でもあり、さらに大学院生には特別支援学校の依頼を受け、教員の指導のもとで知能検査の実施と報告を行う機会が与えられる等、心理臨床の専門家としての人材育成という面でも社会貢献に繋がっている（資料 9-7)。また発達臨床の分野については、日頃から緊密に連携している調布市や三鷹市だけでなく、兵庫県や横浜市、鎌倉市等、さまざまな自治体の教育委員会で、本学教員が研修の講師を務めている（資料 9-8)。

学科による社会連携・社会貢献活動として、英語英文学科内に置かれた児童英語指導者養成プログラムでは、小学生の英語学習を支援する企画を実施している。2023 年度は、本学の図書館で名作絵本のパネルシアターを作成し、小学生たちに英語での読み聞かせに挑戦してもらう「英語イベント」を開催し、プログラムを履修する学生たちがサポート役を務めた（資料 9-19)。フランス語フランス文学科では、2017 年度から毎年夏に、40 名ほどの高校生を科目等履修生として２日間受け入れ、最終試験に合格した者に本学の単位を認定する、高大連携企画「高校生のためのフランス語サマースクール」を開催している。英語以外の外国語学習に関心を持つ初心者、高校の選択授業等で触れていながら実践的に試すチャンスのない準初心者、高校等で集中的に学んでいるもののそれを学外で生かす機会が持てない経験者の３つのクラスを設け、どのレベルであってもネイティヴのスタッフとのコミュニケーションやフランス語による発表を重視して、外国語で意思疎通を行うことの喜びを多くの高校生に体験してもらうことを目指した企画である。運営には大学院生 TA 並びに学部生 SA も参加し、日頃の学びを社会や地域への貢献につなげる貴重な機会となっている。(資料 9-20、9-21)。ホスピタリティ・マネジメントプログラムでは、在学生を対象とした産学連携イベント「ホスピタリティ・フォーラム」は 2023 年度より高校生や保護者も参加が可能となった。在学生や保護者が日本航空産学連携部人財開発グループマネジャーによる講演や、客室乗務員とグランドスタッフとして活躍している卒業生の「キャリア形成」に関する体験談を聞いて、プログラムの学びとキャリアとの関わりについて考える企画だが、高校生に対しては企画の前に「ホスピタリティ」の概念についての模擬授業が提供され、ホスピタリティの精神を社会やキャリア形成にどう生かすことができるのか、在学生と同じように考えられるよう工夫している（資料 9-22)。

社会連携や社会貢献の理念を、授業や学科等の日常の活動の中で具現化していく試みもある。たとえば児童文化学科で開講されている「キャラクター論」では、調布市内のごみ減量・リサイクル推進のため、前述した相互友好協力協定に基づく共同事業として、調布市のごみ減量・リサイクルキャラクター「リサッチョ」を制作した。このキャラクターは、調布市のごみ対策広報誌「ザ・リサイクル」やごみアプリ、ごみ収集車やごみ減量グッズ

等、さまざまなところで利用されている（資料 9-23）。同じく児童文化学科の「創作文化研究」では、府中市にある榊原記念病院のために小児患者向け動画の制作を行った。子どもが入院する際、写真を使って院内の病棟や手術室の案内をしていたが、「楽しい入院生活を送ってもらいたい」という医師の考えで、「可愛くてワクワクする案内動画を作ってもらいたい」と依頼があり、授業を通じてそれに応じようとしたものである（資料 9-24）。

発達心理学科では、「心理実習」や「心理実践実習」等における実習受け入れ先である、障害のある子どもたちの放課後等デイサービス施設「ちょうふの風」から、子どもたちを大学に招いて学生たちとの交流活動を行っている（資料 9-8）。また調布市の子育て支援施設内のカフェ aona には、発達心理学会から白百合祭での売り上げの一部を寄付する等（資料 9-25）、正課内外の専門の学びに関わる活動を地域貢献に積極的に結びつけることで、学習の社会的意味を実感しモチベーションを高められるよう、多様なチャンネルを使って工夫を行っている。

少し異なる観点から、社会への貢献とキャリア形成を関連づけるスキルを身につける試みとしては、グローバルビジネスプログラムとホスピタリティ・マネジメントプログラムの２つのキャリアデザインプログラムのものがある。2022 年度には、グローバルビジネスプログラムで、全日空商事（株）事業部長からの課題として、「キャンパスに一番近い某スーパーの惣菜売り場に、新メニューを提案せよ」というテーマでグループワークと発表を行い（資料 9-26）、ホスピタリティ・マネジメントプログラムでは一般社団法人横浜みなとみらい 21 と総合旅行代理店の旅工房の協力を得て、フィールドワークや視察も行いながら、横浜みなとみらい 21 の街づくりについて、環境対策、文化・プロモーション活動等をつうじた総合的地域マネジメントの観点からグループ発表を行う等（資料 9-27）、プログラムでの学びを地域や社会の改善に役立てるために、どのような発想・調査・検討・調整が必要なのかを、連携する企業や自治体の助けを借りながら体験的に学ぶ機会が設定された。一方で、ホスピタリティ・マネジメントプログラムでは、群馬県の上野村役場・上野振興公社との産学官連携の企画として、日航ジャンボ機墜落事故の現場である御巣鷹山の清掃登山ボランティアに学生たちが参加し、人の移動や交流に関わるホスピタリティ産業の大前提には、「安心と安全に基づく信頼」があることを心に刻む取り組みも行っている（資料 9-28）。

カトリック大学としての社会貢献・地域連携活動は、カトリック教育センターが中核となって、一般向けに年に６回「宗教講座」を実施している他（資料 9-29）、チャペルコンサート、毎週火曜の定例ミサ、創立記念ミサ、死者記念ミサ、クリスマス・ミサ等を一般に公開している（資料 9-30）。また同センター内にある「セントポール・コイノニアルーム」や学生会、白百合祭実行委員会等の学生団体が、さまざまなチャリティー募金活動を展開している。本学では、「他者を思いやるこころとその実践」を目的に、教職員と学生が協働して活動する複数のピアサポート団体を運営しているが、その一つである「マスールハローキティボランティア」では、子どもたちの福祉に役立てることを目的に、マスールハローキティグッズ等を企画・販売し（白百合祭、オープンキャンパス、地域イベント等）、その売り上げを児童福祉施設に寄付している（資料 9-31）。

国際交流イベントに関しては、国際交流オフィスやピアサポート団体「コスモポリット」

を中心に、国境を越えて起こる課題（グローバルイシュー）をテーマにした国際会議やワークショップ、ボランティア活動等に積極的に参加している（資料 9-32)。代表的なものには、ASEACCU（The Association of Southeast and East Asian Catholic Colleges and Universities／東南アジア・東アジアカトリック大学連盟）主催の国際学生会議があり、学内選抜を経て毎年夏に派遣される学生たちは、加盟国（インドネシア、オーストラリア、韓国、タイ、台湾、日本、フィリピン、カンボジア）の学生とディスカッションやプレゼンテーションを行って、国際的課題について視野を広げながら考えを深め、各国の文化紹介や開催地の観光等を通して互いの交流を深める機会となっている。新型コロナウイルス感染症の流行により、国際交流活動は制限されてきたが、2022 年度以降は、日韓和解と平和プラットフォーム主催「日韓青年平和フォーラム」への参加、「コスモポリット」の企画による難民の故郷の味を学食で伝えるプロジェクト（Meal for Refugees(M$R)）の開催、NPO 法人アルペなんみんセンター訪問、女性の自立を目指すカンボジア NGO ラチャナ・ハンディクラフト・バッタンバンとのコラボレーションによるフェアトレード商品の企画・開発等、さまざまな試みを展開している（資料 9-33、9-34、9-35、9-36)。

SDGs への対応の一つとして環境問題にも取り組んでいる。たとえば本学では学食から排出される生ごみを処理機により分解し、堆肥として学内の森に散布する等、ごみの排出量削減をはかることで、ごみ減量部門・リサイクル部門・意識啓発部門において、調布市より積極的にゴミの減量・リサイクル活動に取り組む「調布エコオフィス（ランク：ゴールド)」の認定を受けており、また 2012 年より再生可能エネルギー（太陽光発電システム）の活用によるエコキャンパスの実現をはかっている。ピアサポート団体である「学生エコサポーター」は、本館ロビーのステンドグラス脇にゴーヤや糸瓜等、蔓植物を植え育てることで、グリーンカーテンによる空調負荷の低減を実現したり、省エネパトロールの活動を通してエアコンの不適切使用等を減らしたりといった省エネ活動に加え、もともと薬草園で多様な植物が繁殖しているキャンパスの自然調査を行ったり、学内や近隣商店から出る廃油からエコキャンドルを手作りし「アドヴェントの集い」で点灯したり、近隣の清掃活動をしたりと、環境改善のためのさまざまな活動を行っている(資料 9-37、9-38、9-39)。

点検・評価項目③
社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

現在、本学の社会連携・社会貢献活動は、社会連携センターが中核的な役割を担っているが、センターが主導して実施しているものだけでなく、学内各組織が独自に行う多様な実践を併せて、大学全体としての活動が成り立っている。こうした体制で進めている社会連携・社会貢献の適切性については、自己点検・評価委員会が行う点検・評価の枠組みで点検と評価を行っており、社会連携・社会貢献を中核的に担う組織としての社会連携センターと、大学の活動としての社会連携・社会貢献の２つを対象としている。後者について

は、毎年度の点検・評価を行う項目に入っていなかったが、2022 年度に新型コロナウイルス感染症による社会連携・社会貢献活動の抑制を解く方針となったこと、全学的に社会との連携をさらに強化する体制づくりが必要であることから、毎年度の対象とすることになった。点検・評価を踏まえた「自己点検・評価報告シート」の作成は、いずれも社会連携センター運営会議での検討を経てセンター長が行うこととしている。

社会連携センターの点検・評価は、他の組織と同様に、毎年度、２つの「自己点検・評価シート」を用いて行っている。「シート B」は大学基準協会が示す基準に沿って現状を点検・評価するもので、根拠資料に基づいて確認を行い、有意な成果が見られる事項と今後の向上・改善策を併せて記すものである。「シート A」は「シート B」の点検・評価内容を踏まえて、「学長ビジョン（アクションプラン）」や各種方針の各組織における計画履行状況等に基づきながら、組織として次年度の改善並びに活動計画を記すものである。大学としての社会連携・社会貢献活動については、「シート B」のみを用いて、根拠資料を用いて現状の点検、並びに長所と問題点の把握を行っている。「シート A」並びに「シート B」は、自己点検・評価委員の担当者が精査し、点検・評価が適切に行われているかを確認した上で、伸ばすべき長所、改善すべき課題を指摘する「シート C」を作成する。「シート C」は自己点検・評価委員会にて共有・検討されてから、社会連携センターにフィードバックされると同時に、特に成果が顕著である、あるいは対応が必要な事項は、自己点検・評価委員会の作成する「自己点検・評価報告書」に記載され、最終的には内部質保証委員会の判断で、検討・改善指示が提示されることとなる。

このような仕組みで点検・評価する場合、課題となるのは、社会連携センターが直接関与していない、さまざまな社会連携・社会貢献活動の情報集約である。この課題をめぐっては、2022 年度に社会連携センターが学内各組織に調査票を配布・回収することで、大学として実施している活動を一元的に把握する試みをはじめ、一定の水準を満たす点検と評価の体制ができている。ただしこれは各部署の実態に関する情報集約にとどまる措置ともいえる。「アクションプラン推進計画書」には「各教育組織等で実施している、社会連携・地域貢献の取り組みについて、事務的な対応（学内稟議、広報等）を社会連携センターに集約する」として、情報集約にとどまらない体制整備を目指す方針が示されており、2022 年度の自己点検・評価報告書にも「長期的には社会連携のマネジメント等、中核的な役割を担うセンターとして､社会連携センターを整備していく必要がある」と指摘されている。これは点検・評価そのものも含んだセンターの機能についての大学としての方針と、その方針を前提とした自己点検・評価委員会による検証の結果と理解すべきだが、社会連携センター自身の意向とも合致しており、センター設置から日が浅いため、目立った改善実績としてはあらわれていないものの、大学、点検・評価組織、当該組織が目的を共有して PDCA サイクルをとおして、目標を実現していく前提条件が整いつつあるものと考えられる。

（２）長所・特色

本学の社会連携・社会貢献の特色の一つとして、教職員並びに学生たちの日々の研究や学びを生かし、その社会的意義を実感できる形での推進を行っていることが挙げられる。子どもの文化や発達、あるいは幼児教育・児童教育を中心に研究し学習する人間総合学部を中心とした「りすぶらん・あんふぁん」や「エデュテイメント大学」といった催しはも

ちろん、文学部であっても、児童英語指導者養成プログラムの英語イベントや小学生のためのフランス語教室等、「自ら進んで他者に奉仕し、社会に貢献しようとする心の育成」という本学の社会連携・社会貢献の方針を、自らの研究・学習と関連付けて具現化する試みを多く実践している。またこれらのイベントは、一般向けの公開講座や宗教講座とともに、「本学の強みを活かした全世代型教育」(「学長ビジョン（アクションプラン)」）の一部ともなっている。

（３）問題点

社会連携センターは設置から日が浅く、また設置後すぐに新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われたため、全面的に稼働したときに、規程等で当初定められた体制に無理等がないかの検証が、十分に行われてこなかった憾みはある。2023 年度からはほぼ完全な活動ができているので、センターの運営方法や関連規程を照らし合わせる作業は、早期に行う必要があるだろう。社会連携センターがすべての社会連携・社会貢献に関与できないのは当然だが、他方、大学として実施している活動を一括して把握し、効率化や活性化をはかる仕組みは必要であり、社会連携センターがはじめている情報集約の機能を、今後どの程度発展・強化していくか、検討が必要である。

（４）全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献は、「自ら進んで他者に奉仕し、社会に貢献しようとする心の育成」という「社会との連携・協力に関する方針」に記された目的に沿い、2019 年度に設置した社会連携センターを中心に、センターが主導する活動と学内各組織が主体的に実施している活動を組み合わせて、教職員による研究成果や学生が専門として学んでいる事柄を社会や地域に役立て、教職員や学生たちが大学での研究や学びの成果の価値を実感とともに体験することに主眼を置いて展開している。「学長ビジョン（アクションプラン)」並びに「アクションプラン推進計画書」には、調布市や三鷹市といった自治体との連携強化や全世代型教育の促進等、今後目指すべき方向とその行程が明記され、より実効性の高い社会連携・社会貢献の体制を整える途上にある。

調布市とは相互友好協力協定に基づくさまざまな連携活動を実施しており、三鷹市とも協定こそ締結していないものの、きめ細かな地域連携活動を展開している。その他、小学生あるいは高校生を対象としたフランス語教室、「りすぶらん・あんふぁん」や「エデュテイメント大学」等の子育て支援活動等は、本学での学びを活かした社会連携活動として特徴的なものだが、これは一般向けの公開講座や宗教講座とともに、小規模大学ながらも教育・研究の成果を全世代的に社会や地域へ還元しようとするものである。また研究施設である発達臨床センターでは、子どもの発達に関する相談や知能検査といった、専門性が高くまた人材育成という大学の本分ともいえる機能を併せもつ社会･地域貢献も行っている。カトリック大学としての貢献では、チャペルコンサート、毎週火曜の定例ミサ、創立記念ミサ、死者記念ミサ、クリスマス・ミサ等を一般に公開して行い、国際交流、環境問題等に関わる学内のピアサポート団体も「他者を思いやるこころとその実践」という、本学の建学の精神並びに社会連携･社会貢献の方針に沿って、さまざまな活動に力を入れている。

社会連携センターを中心としつつ、社会連携・社会貢献を大学全体として、どう推進・

支援していくかという点で、大学の中期計画である「学長ビジョン（アクションプラン）」に基づいたさらなる体制整備を進めていく必要があるだろう。

第１０章　大学運営・財務

第１節　大学運営

（１）現状説明

点検・評価項目①
大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長 期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点２：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

「学長ビジョン（アクションプラン）」は、学長により示された中期計画にあたり、推進の具体的な施策、行程を記した「アクションプラン推進計画書」とともに策定され、教職員に周知されている（「学長ビジョン（アクションプラン）」、「アクションプラン推進計画書」）（資料 1-39、1-10）。本ビジョンは設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の「知性と感性との調和のとれた自立した女性の育成をめざす」という創立の精神に則った本学の建学の精神、「キリスト教、特にカトリシズムの人間観による人格形成」（白百合女子大学学則）を実質化するための指針としての役割をもつものである（資料 1-2）。そこでは教育体制の実質化と評価検証体制の確立、教育研究支援体制の確立、大学の社会的責任、学生の安定的確保、大学運営のための人的・財政的基盤整備といった観点から、中間目標、中間指標、主たる推進責任者を定め、計画の内容とその行程が明示されている。

学長ビジョンについてのマネジメントは、学長及び主たる推進責任者によって構成される「アクションプラン検討会議」によって検討、確認された後、学内各教育組織及び事務部署の代表者からなる学長室会議で共有され、全学レベルでの内部質保証体制のための PDCA サイクル、大学の中期財政計画と関連し、学内各部局、事務部門は事業及び予算計画をたてている。推進計画はプラン全体を見通した上で年度ごとに見直しがなされ、「アクションプラン推進計画書」において具体的な計画の内容と行程が示される。推進計画の実施は 2023 年度から始まっている（資料 1-10）。

学内構成員に対する大学運営に関する方針は、「アクションプラン推進計画書」に具体的に示されているので、当該年度の推進計画が教育研究運営会議にて周知されている。

また、本学では大学改革を推進する上で指針となるべく策定された「日本私立大学連盟私立大学ガバナンス・コード」に準拠しており、毎年その遵守状況を点検するとともに、ホームページで公表している。

点検・評価項目②

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点１：適切な大学運営のための組織の整備
評価の視点２：適切な危機管理対策の実施

本学は、「白百合女子大学学則」及び「白百合女子大学教職員組織規程」に基づき、学長は「校務を総理し、所属教員を総督する」と定められており、本法人を代表する理事長が任命する （資料 1-2、3-6)。副学長は「学長を補佐し、その命を受け、所掌業務を処理する」と定められ、教員の中から理事長が任命する。学長特別補佐は、教職員の中から「学長の定めるところにより、学長の職務遂行を助ける」ため、学長が任命する。各学部長、全学教養教育連絡会議主事、大学院研究科長の選出については、それぞれ「教授会による学部長候補選考手続き」、「全学教養教育連絡会議による全学教養教育連絡会議主事候補者選考手続き」、「研究科委員会による研究科長候補者選考手続き」の規程により候補者の選考が行われ、その中から学長が任命している （資料 10(1)-1、10(1)-2、10(1)-3)。

学長による教学に関しての意思決定においては､学長を補佐する組織として学長室会議、教育研究運営会議、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、全学委員会が置かれている。

学長室会議は教育、研究、大学運営に係る重要事項を総括し、企画、統合調整、推進に関する事柄について、学長の求めに応じて意見を述べる(資料 10(1)-4)。教育研究運営会議は、学部及び全学教養教育連絡会議、研究科委員会の議事、教学マネジメント、入試判定案調整を取り扱う。会議の意思、個々の構成員の意思を表示する。内部質保証、自己点検・評価の各委員会は学長ビジョンの遂行についての点検、確認、改善、指示を出す役割を担う。全学委員会は学教育組織や事務部署からの発議、あるいは学長室会議からの指示により、学内における教学、学生支援等に関わる事項の協議を行う。

教授会の役割については、「白百合女子大学学則」「教授会規程」において定められており、学長が定められた審議事項についての決定を行うにあたり、「意見を述べる」機関とされている。「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて」では、学長が決定に際して、意見を求める事項が定められている （資料 4-49、4-21)。

研究科委員会の役割については「白百合女子大学大学院学則」において定められており、学長が定められた定められた審議事項について決定を行うにあたり、「意見を述べる」機関とされている。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との関係については、「学校法人白百合学園寄附行為」、「寄附行為施行細則」により、法人の業務に関しての重要事項に該当する学園が設置する学校の管理・運営に関する事項を管掌することが規定されている(資料 1-1、10(1)-5)。

学生からの意見への対応については、教学に関してＦＤ活動の一環として行われている「授業評価アンケート」で前期、後期に定められた授業ごとに実施し、また全学年を対象とした「学生生活満足度調査」を隔年で実施することで、それぞれ教学、学生支援につい

ての意見、要望を把握している。

適切な危機管理対策の実施については、「白百合女子大学危機管理規程」に基づき、学生、教職員、その他構内滞在者の人命に関わるような事態が発生した場合に備えて、その対応にあたる体制を整備している(資料 8-6)。

人権及びハラスメントに関連した問題の発生を防止するために、2022 年度に「ハラスメント防止規程」を改訂し、2023 年度にはハラスメント相談員への研修を行う等、万全な対応を取るよう努力している。

法人は、「学校法人白百合学園寄附行為」、「寄附行為施行細則」に定めるとおり、役員によって構成される理事会（監事も含む）が学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督するが、法人としての業務の決定は評議委員会における理事長からの諮問に対しての回答をふまえて行われる。評議員会は法人の業務、財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べること、理事長からの諮問事項について答えること、また役員から報告を徴することを任務とする。両会議は理事長が招集する(資料 10(1)-5)。

点検・評価項目③
予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点１：予算執行プロセスの明確性及び透明性

本学における予算編成及び予算執行の手続きは、「学校法人　白百合学園　経理規程」(資料 10(1)-6)「学校法人　白百合学園　経理規程」第 42 条 予算の編成、第 44 条 予算の執行）に則り適正に行われている。

毎年度の予算編成は、各部門・部署が当該年度の事業計画に基づき申請する予算案を、学長、事務局長、経理部長が、前年度実績、大学の経営方針、等に照らし、優先順位、財務バランスを考慮して協議した上で最終的な大学全体の予算案を策定する。

策定された予算案は、予算編成の根拠となる主要な新規案件を記載した「予算編成資料」とともに法人本部事務局に提出され、評議員会での意見聴取を経て理事会で承認を得た後に確定する。

予算執行にあたっては、「白百合女子大学稟議取扱要領」(資料 10(1)-7) により決裁権限が規定されており、案件ごとに財務稟議が電子稟議システムにより起案され、金額に応じた決裁者により執行内容の妥当性がチェックされた上で、承認される体制が確立されている。電子稟議システムの審議ルートには、案件の内容に応じ必要と思われる部署の教職員を加えることができるため、予算執行が公平性をもって円滑に行われている。

なお、学長決裁権限（500 万円）を越える金額の案件については、理事長（500 万円以上 3000 万円未満）若しくは理事会（3000 万円以上）の承認を得た上で執行している。

大学における予算執行状況については、会計システムを通じ法人本部とリアルタイムで共有が可能であり、適宜適切な管理が行われている。期中に当初予算策定時から大きな変更が生じた場合には、経理部が各部署の変更内容を取りまとめ、学長、事務局長の確認を経て補正予算として法人本部事務局へ報告を行っている。

また、予算執行の内容については、年度期中に 2 回、期末に 1 回、合計 3 回の外部監査

法人による会計監査において確認が実施されている。会計監査においては、会計基準や規程の準拠状況の確認に止まらず、各権限者へのヒアリングを通じた適正な運営状況のチェックも励行されており、予算執行プロセスの透明性が維持されている。予算執行状況等の財務状況については大学ホームページにて公表を行っている。

点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他 大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点１：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

本学においては「白百合女子大学教職員組織規程」に基づき、大学運営に必要な事務組織が設置されている。

事務組織の構成は、事務局長室、学部等事務室（学科専攻研究室）の他、部制の下に教務部（教務課、国際交流オフィス)、学生支援部（学生生活課、キャリア支援課)、入試広報部（入試広報課)、図書館事務部（事務課)、総務部（総務課、管財課)、経理部（経理課）が設けられ、教育・研究支援センターとして、ウェルネスセンター（健康相談室、学生相談室)、プログラム支援センター、社会連携センターが設置されている。

さらに附属施設として、発達臨床センター事務室、児童文化研究センター事務室、言語・文学研究センター事務室、キリスト教文化研究所事務室、生涯発達研究教育センター事務室が設置されており、大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援が適切に支援できる体制が整えられている。

構成員としては、各部署をローテーションし、幅広く大学事務知識、経験を身に着け事務組織の根幹を担う専任事務職員、個別の業務に特化し、期間限定で勤務する非常勤事務職員及び非常勤嘱託職員、個別のニーズに応じた派遣職員、に分かれており、各部署の状況に応じバランスよく配置を行っている。

各事務部署の部課長等の役職者と事務局長による「事務部長会議」と「事務責任者連絡会議」を設けており、いずれも原則月 2 回事務局長により会議が招集される。それぞれの会議では、各部署における報告・連絡・調整が行われる他、各部署の事務に関する執行、運用方法等や業務運営に関する特定事項につき協議を行い、大学運営に関する業務の効率化、円滑化、標準化を図っている。

学長が統括的な観点から円滑な大学運営を遂行できるよう補佐することを目的に招集する「学長室会議」「教育研究運営会議」「全学教授会」等においても、事務局長が常時構成員となっており、必要に応じ事務部長が参加することにより、教職協働による大学運営を行っている。

事務組織における意思決定プロセスの根幹である稟議制度は、財務稟議（物品調達・支払いに関する事項)、文書稟議（官公庁へ提出物、協定書・契約書、規程制定及び改廃、教職員採用、等)、休暇・時間外労働申請、出張申請、物品登録、と広範な業務をカバーしており、年間の申請件数は約 1 万 4 千件～1 万 6 千件におよんでいる。本学では稟議制度を 2015 年度より導入した電子稟議システムで運用することにより、事務効率化、省力化、起

案から決裁までの時間短縮、等が進んだ。更に、過去の案件記録が電子データとして蓄積される体制が整備されたことにより、会計監査や各種調査、報告、といった業務においても大幅な効率化が図れ、事務組織全体の機能強化につながっている。

教職員の新規採用については、年度ごとに各事務部署、教育組織が中期的な事業計画達成のために必要な人材を事務局長、総務部長経由で学長に申請し、定年退職者による人件費削減状況を見ながら採用計画を策定している。その採用計画を法人本部事務局に提出し、事前に理事長の意見も聴取した上で採用活動を実施している。事務職員採用にあたっては、公募方式を原則とし、事務部長、事務局長のチェックを経て学長が学内決裁を行い、最終的には理事長の決裁を得る手続きを徹底している。

点検・評価項目⑤

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点１：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント （ＳＤ）の組織的な実施

本学では、教職員のＳＤ活動が持続的に実行されるよう、「白百合女子大学ＦＤ・ＳＤ推進委員会規程」（資料 6-23）を設定し、同委員会が中心となってＳＤ活動に向けた諸施策の企画・立案、実施の推進、活動状況の評価、情報収集と提供、等を行っている。

ＦＤ・ＳＤ推進委員会が主担当となり、年１回学内の専任教職員向けＦＤ・ＳＤ研修会を、全員参加を基本として実施している（2021 年度ハラスメント防止研修会、2022 年度データサイエンス研修会、2023 年度大学設置基準改正に関する研修会）。年 1 回の全専任教職員向けＳＤ研修会は、内容の録画による事後的な受講が可能なオンデマンド形式も併用しており、100％の受講率を維持している。また、各教育組織、事務部署ごとの個別テーマの勉強会、研修会等も適宜開催している。

それ以外にも、私立大学連盟や外部の業者が主催する各種研修への職員の参加を促進している。年度初に総務部総務課より参加可能な研修の詳細が示達され、受講希望者の勤務年数、業務経験、担当業務、等を勘案して年間の外部研修受講計画を策定している。研修受講後は、受講報告書を作成し所属長経由で事務局長まで回付するルールが徹底されており、受講した職員の状況が事務組織の中で共有できる体制が整備されている。

また、本学が所属する「日本カトリック大学・短期大学連盟」が定期的に開催する職員研修会への若手職員派遣も継続して行っており、本学の建学の精神をどのように日常業務に反映させていくか、についての問題意識の向上を図っている。

なお、学校法人白百合学園においては、2023 年度より「白百合教育センター」（資料 10(1)-8）を設立し、各設置校との間で建学の精神を教育研究活動へ反映させる具体的方策、等の検討を開始している。同センターのセンター長に本学副学長、事務局長に本学専任教員が任命されており、学園全体の教職員の質向上にも貢献している。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点２：監査プロセスの適切性
評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性についての点検・評価に関しては、2019 年度から、PDCA サイクルを運用した質保証に資する自己点検・評価を行っている。

点検時には、大学基準協会の第 3 期認証評価用「点検・評価の視点」を基準として使用している。点検対象となる教育プログラムを主に運営する各教育研究組織（学部・学科、全学教養教育部門、附属施設、教育・研究支援センター）及び事務組織にて、学長ビジョンや各種方針に基づく各組織での年次計画策定及び計画履行状況を点検するための「組織別活動方針・目標シート」（資料 2-26）を作成し、「組織別点検・評価報告シート」（資料 2-24）の作成を通して各基準について点検作業を行う。作成された報告シートを自己点検・評価委員が確認・評価し、「点検担当（分科会）報告書」（資料 2-27）を作成する。「組織別点検・評価報告シート」及び「点検担当（分科会）報告書」を通して、 大学全体の評価点・課題等を検討し、自己点検・評価報告書（資料 2-28）を自己点検・評価委員会で作成する。

自己点検・評価報告書を作成する上記の過程で得られた大学の課題や改善に関する提案は、内部質保証委員会へ報告され、内部質保証委員会の質保証に関する検討に役立てている。内部質保証委員会では、内部質保証に関する問題点を把握し、その改善についての指示、依頼を各委員会、関連部署に行う等、の対応を通じ、全学の内部質保証の体制強化に努めている。

監査については、監査法人による会計監査、監事による法人全体の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況、等の監査、大学が独自で行う研究費等に関する内部監査を定期的に行っている。

外部監査法人による会計監査は、年度期中に 2 回、期末に 1 回の計 3 回実施されており、予算の執行状況や会計の適正運用の精査に加え、経営全般に関する課題やそれに対する取り組み状況の確認、内部管理体制のチェック等、総合的な点検・評価が行われている。

私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うために非常勤の監事が 2 名在籍しており、学校法人 白百合学園の寄附行為第 14 条の規定に従い、学校法人全体の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について定期的な監査を行っている。監事は、監査の実効性を高めるために理事会、評議員会への参加に加えて、必要に応じ本学を含む各設置校に対して、個別のヒアリングや実地検証、等も実施している。

本学では、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、本学が扱う公的研究費の使用状況について定期的な内部監査を行っている。内部監査は、規程の準拠状況を確認する通常監査以外にも、今後不正発生のリスクが高いと思われる分野、項目に対するリスクアプローチ監査も実施し健全な研究体制維持に努めている。内部監査にて発見された不備事項や、内部監査委員からの改善提案並びに意見については、内部監査委員長によって内部監査報告書（資料 10(1)-9）にまと

められ、学長に報告し学内関係者と共有し迅速な改善につなげている。なお、内部監査報告書は、監査法人及び監事とも共有しており、適切な大学運営の維持に努めている。

自己点検・評価制度と内部質保証委員会によるチェック体制が整備、浸透されていたことにより、学部・研究科、その他の組織においても、点検・評価を毎年実施するシステムが確立できている点は、大学運営方法の改善につながった実例である。

（２）長所・特色

本学では「管理運営に関する方針」（資料 10(1)-10）にもとづき、大学の理念・目的を達成すべく各種規程を整備し、これを支える教育組織、事務組織は学長を頂点とする管理運営が適正に行われている。

中期的な大学経営計画である「学長ビジョン（アクションプラン）」が制定され、その実現に向けた詳細なアクションプラン推進計画が確立されており、年度ごとの推進計画による進捗管理を行う体制も構築されている。その計画実現に向け、教職員個々の資質向上を図るべく、ＦＤ・ＳＤ推進委員会を中心とした取り組みも効果を発揮し始めている。

（３）問題点

本学では、研究費等に関する監査規程は存在するものの、業務全般についての内部監査基準又は内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程が未整備となっている。内部監査室設置は人員上の制限から設置は難しいが、事実上、法人本部事務局が各種点検を実施している。法人として制定した内部監査規程、内部監査ガイドライン、といった統一の基準がないことが課題と認識している。文部科学省が定める公的研究費の管理監査ガイドラインや、私立大学連盟が定めるガバナンス・コード、といったさまざまな基準も年々厳格化している傾向があり、今後更なる内部監査体制強化が必須である中、早急な対応が必要である。

教職員の人事考課制度が未整備であり評価制度が確立していない点も課題であると認識している。適切な大学運営のための人的基盤整備に向け、人材育成、透明性、計画性のある人事管理は、学長ビジョンのなかでも重要な項目の一つである。その具現化のために、本学の実態に即した人事考課制度の導入を検討していきたい。

（４）全体のまとめ

本学では、従来から大学運営について「管理運営に関する方針」を定め、学長を中心とした、教育組織、事務組織を「建学の精神」にもとづき、かつ効率的な管理運営を行うことにより、教育研究活動を支援・促進している。

2019 年度より、自己点検・評価の取り組みに、大学基準協会第 3 期認証評価用「点検・評価の視点」を使用し、PDCA サイクルを運用した質保証に資する方法への変更を行い、大学運営の適切性に対し、より効果的な点検、評価が行える体制を整備してきた。

また、2020 年度からは内部保証委員会が設立され、自己点検・評価を通じて得られた大学運営上の課題や改善に関する提案を内部質保証委員会が確認し、それらの解決に向けた全学的な方針の策定や改善指示、等を担う活動が開始された。これにより学内の内部質保証体制が確立し、現在はその定着を見ながら、実効性の向上に努めている。

更に、2021 年度には「学長ビジョン（2021～2025 年度）」が策定され、2022 年度末に「学長ビジョン（アクションプラン）」と改名され、そのビジョン遂行のための整備や、年度単位の推進計画をさだめた「アクションプラン推進計画書」立案も順次行われ全学に共有された。これにより、大学として目指すべき中期的達成目標が明確化され、適切な大学運営を行う上で大きな進歩が見られている。

大学運営に関する業務、教育研究活動の支援に必要な事務組織は事務局長を中心とした管理運営体制が確立されており、適切な運営が行われている。

大学運営を適切かつ効果的に行うための、事務職員及び教員の意欲及び資質向上を目的とした組織的な取り組みも「ＦＤ・ＳＤ推進委員会」を中心に積極的に行われており、着実な成果が見られている。

以上のことから、大学運営については、本学の教育目標の実現に向けた中長期的な計画達成のための組織基盤、人材育成体制が整備されており、概ね適切である。

第２節　財務

（１）現状説明

点検・評価項目①
教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点１：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点２：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、中期的な経営方針として「白百合女子大学　学長ビジョン」を策定しており、その推進のための重点項目に「大学運営のための人的・財政的基盤整備」を定めている。各事業年度においては「サスティナブルな財務体制構築、財源の安定的確保」を目標に掲げ、年度ごとの推進計画を設定し、それに沿った活動を行っている（資料 10(2)-1、10(2)-2、10(2)-3）。

具体的には、「補助金、寄付金等の外部資金獲得強化」と「大学の方針に合致し、メリハリの利いた経費支出の徹底」を中間目標とした施策を推進している。

新規の設備投資は現時点では予定していないものの、竣工以来 30 年～50 年が経過している施設・設備が多く、修繕・改修関連の支払い費用負担が大学の財政に与える影響が大きいことから、法人本部が契約する建築コンサルタント業者と連携し、長期（10 年）、超長期（30 年）の施設説・設備の修繕計画（資料 10(2)-1、10(2)-2）を策定し、年度毎の事業計画や予算の策定時に工事予定も反映させている。当該修繕計画は、年に 1 回見直しを行い実態に即した内容に修正を加えながら運用している。

人件費については、定年退職する専任教員の補充を原則として凍結し、教学マネジメントの観点から真に必要と思われる場合に限り採用を認める方針を徹底している。補充人事を行う場合でも、極力若手教員の採用を優先し、担当する授業科目によっては任期の定めのある教員を充当する等、人件費総枠抑制に向けた取り組みを行っている。毎年度の教職員採用計画を策定し、翌年度の採用計画については前年度前期中に法人本部と協議の上、おおよその内容を固め、採用活動を行う体制が確立している。

なお、上述の「アクションプラン推進計画書」（資料 1-10）において、達成すべき財務関係比率を設定している。具体的には、2025 年度までに人件費比率 60%以下、管理経費比率 10%以下の目標（教育研究経費は 30%以上維持が目途）を設定し、加えて経常収支差額比率を健全な水準(学校法人▲0.3%～+1.6%)に近づけることを目指し各年度の状況を注視しつつ財政運営を行っている。

点検・評価項目②
教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点２：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点３：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の財務状況に関して、2022 年度決算における事業活動収支計算書関係比率の主要項目は、学生生徒等納付金比率 76.3%、人件費比率 67.0%、教育研究費比率 39.1%、管理経費比率 11.1%、事業活動収支差額比率▲16.8%となっている。コロナ禍前の 2019 年度には、人件費比率 59.2%、教育研究費比率 30.4%、事業活動収支差額比率 1.14%であったが、学生生徒等納付金の減少が続いていることに加え、老朽化した校舎・設備の大規模修繕・改修工事費用負担が増加していることが主な要因となっている。点検・評価項目①に記載した長期修繕計画によれば、大規模な校舎・設備の修繕・改修工事が 2023 年度で一旦ピークを迎えることから、事業活動収支比率の改善要因として見込まれる。

貸借対照表関係比率については、従来、借り入れがない健全な大学運営を継続しているため、総じて良好な水準を維持している。特に過去より適切に積み立てられてきた減価償却引当金特定資産は、2022 年度末で 100 億円を超える水準となっており財務基盤は安定している。（資料 10(2)-3、10(2)-4、10(2)-5、10(2)-6）

本学では、教育研究経費比率が 2022 年度 39.1%と目安となる 30%を大きく上回る水準となっている。過去 5 年間の平均で見ても教育研究費比率は 34%を上回っており、教育研究活動の遂行をサポートする財務体制が定着している。更に、より実効性のある教育研究活動支援を行うために、教育環境検討会議（構成メンバー：教学担当副学長、事務局長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、図書館事務課事務職員、総務部事務職員、教務部事務職員）を設定し、教学サイド、事務サイド双方の意見を集約した上で、必要な教育研究環境整備を行っている（資料 10(2)-7）。

外部資金獲得について、最も基本的なものである私立大学等経常費補助金のうち、特に教職員が協働して取り組むべき項目である「教育の質に係る客観的指標調査票」（資料 10(2)-8）の水準向上を目指した取り組みを強化している。2020 年度に設立された内部質保証委員会を通じ、同調査票のうち重点強化項目及び担当責任者を定め、効率的な改善につなげている。

寄付金については、教育研究環境整備拡充及び奨学金に充当する特別寄付金を、在学生保証人、卒業生、一般、企業等、教職員等、幅広い対象から募っている。加えて、同窓会との連携も強化を図っており、奨学金や施設設備等の教育研究環境整備のための支援を都度受けている（資料 10(2)-9）。

資産運用については、2019 年度より法人本部が学園全体の運用資産を一括して運用する仕組みに変更しており、毎年度 2 回に分けて、各設置校の運用資産の比率に応じた運用益の配分が行われている。資産運用方針については学校法人白百合学園「資産運用規程」（資料 10(2)-10）に従い適切に対応されている。過去から積み立てられてきた特定資産（減価償却引当特定資産）による資産運用収入は、2022 年度で 93 百万円程度あり安定的な収入源となっている（資料 10(2)-7）。

（２）長所・特色

本学では、外部借入金のない大学運営を続けており、過去から積み立ててきた特定資産を背景とした純資産の厚みにより教育研究活動を支える財務基盤は強固なものとなっている。また、その特定資産の運用を法人本部主導で安全かつ効率的に行う体制が確立されていることも本学の強みの一つに挙げられる。

コロナ禍以降、急速にニーズの高まっている教育研究分野における ICT 環境の整備や、足元で広がりを見せているデータサイエンス関連の学びの質向上に向け、学長ビジョンに基づき教職員が一体となった教育環境検討会議を立ち上げ計画的な対応を行っている点は今後もより発展させていくべきと考える。

（３）問題点

コロナ禍以降の、急激な学生数減少による学生納付金収入減少の影響が大きく、単年度ベースでの事業活動収支の悪化が顕著となっている。ストックベースでの財務基盤は強固であるものの、年度毎の収支改善が急務である。

収支状況改善のために外部資金獲得強化は必須である。現状、寄付金の積極的な募集は行っているものの、寄付金比率が 1.3%程度と低い水準にあり改善が必要である。

加えて、かなりの高水準となっている人件費支出の削減にも取り組んでいかなければならない。また、予算執行後の適切性・効果を検証する仕組みを確立する事が必要であると考えている。

（４）全体のまとめ

本学では「学長ビジョン（アクションプラン)」に基づき、「サスティナブルな財務体制構築、財源の安定的確保」に向けた対応を進めている。2020 年度以降のコロナ禍による大学経営への影響は、想定の範囲を超えるマイナス要因をもたらしており、単年度の収支状況はここ数年悪化の傾向を強めている。

こうした状況を打開すべく、さまざまな改革を行う必要性が高まっている中、それを支える財務基盤は現時点では強固なものであり、教育研究活動の継続に短期間で問題が生じることはないと考えられる。今後とも借り入れを行わない健全な大学経営持続を目指したい。

しかしながら、今後の 18 歳人口の減少により中長期的に見た大学進学者数は相応の減少を見込まざるを得ない状況である。財務基盤が安定的である、この先数年の間にスピード感を持った改善策を実行していくために学長のリーダーシップのもと教職員一体となった不断の努力を行う必要がある。

終章

いま第３期認証評価のための自己点検・評価作業をひととおり終え、白百合女子大学が諸法令を遵守しながら、教育研究機関として求められる教育・研究の水準を満たし、大学基準に適合していることを示しえたと同時に、第２期認証評価の受審のあと、新型コロナウイルス感染症の流行によって滞りを余儀なくされた一時期はあったものの、さまざまな改革を一歩一歩進めてきたことが確認できたと考えている。とくに力を入れたのは、内部質保証体制の確立であり、その実質化であった。振り返れば、自己点検・評価委員会を中心とした以前の内部質保証体制下では、学長を中心とした中期計画の策定、中期計画に沿った内部質保証指針の提示、内部質保証体制そのものも含んだ点検・評価の実施、点検・評価の結果を踏まえた改善指示というプロセスが未整理で、PDCA サイクルを有効に機能させる組織的前提が不十分だった。自己点検・評価委員会とは別に内部質保証委員会を設置し、試行錯誤の時期を経て、2022 年度から現行の内部質保証委員会規程、内部質保証方針、内部質保証体制図・運用プロセス図に基づく内部質保証がはじまったが、これは仕組みを外形的に整備したにとどまるものでは当然なく、中期計画（「学長ビジョン（アクションプラン）」）並びにその実施年次計画（「アクションプラン推進計画書」）に根拠づけられた改革を着実に実行し続けるためのものである。

この新たな体制のもとで、本学の内部質保証は大きく改善したが、改革半ばの点もまだ残っている。たとえば年次計画に沿って目標を設定し、それがクリアできたかどうかを点検・評価する場合、達成度を可能な限り客観的に把握するための指標が必要となる。とくに教育・学習の成果については、学生一人ひとりが「何をどのように学び、その結果、何ができるようになったか」を正確に測定し、どのような教育内容が、あるいは教育や学習の方法が、学生のどのような能力を伸ばしたのかを定量的に評価・点検して、大学の強みと足らざるところを見定めながら改良を進めなければならない。アセスメント・ポリシーを設定し、内部質保証委員会や自己点検・評価委員会を中心に、アセスメントの具体的方法とその有効性を継続的に検討・改善して、一定の成果が得られているものの、「学修者本位の教育」を確立するためには、この点におけるいっそうの努力と工夫が不可欠と考えられる。

教育内容に関しては、時代の要請に迅速に応えると同時に、専門の学びに加えて、あるいは専門の学びを生かす形で、さまざまな学内プログラムの設置・整備を進めている。2023 年度には、新学習指導要領を前提とした情報科目「はじめてのデータサイエンス」の必修化を決定し、ICT を活用した海外の大学との COIL 授業の導入、PROG を用いての社会的汎用能力の測定と初年次教育（「パブリック・リテラシー」）との連動等を行った。本学の建学の精神に立脚したキャリア形成を支援する「ホスピタリティ・マネジメントプログラム」、2024 年度にリニューアルし現代に求められる社会的に広い視野を備えたリーダーシップ育成を新たな目標に掲げた「グローバルビジネスプログラム」といったキャリアデザインプログラムの強化にも取り組んでおり、さらに専門の学びと社会や地域への貢献とを繋ぐ試みを正課内外で積極的に追求していることも、本学の特徴の一つといえるだろう。「りすぶらん・あんふぁん」や「エデュテイメント大学」、小学生を対象とした英語教室・フ

ランス語教室といった幼児・児童向け企画を実施している他、学びの特性を生かし児童文化学科の授業内でごみ減量・リサイクル推進用キャラクターや小児入院患者向け動画を制作する等、本学ならではの多様な試みを展開している。それぞれの学科の学びにおいて十分な専門性を保証しながら、一人ひとりのキャリア形成に生かすための汎用的な知識や能力を大学全体で育成し、学びの社会や地域における意義を実感するさまざまな機会を提供する。教育方法の開発、カリキュラム改革、学生支援体制や学習環境の整備といった各領域で、この方向性を共有してさらなる改良を一体的に続けていかなければならない。

他方、定員充足と志願者確保に課題が生じ始めていることは、率直に認めるところである。18 歳人口の大幅な減少が確実となっているこの状況では、教育・研究をより魅力的なものに発展させ、大学を安定的に運営していくために、組織やカリキュラムのあり方も含めた抜本的な検討が求められてくる。ただいかなる改革であれ、大学が目指す理念や目標を基盤とし、その特徴と強みを最大限に生かした実践でないのなら、教育研究機関としての存在理由そのものが失われてしまうだろう。何を教えるのかではなく、学生が何を学び、何を身に着けたかという視点を大切に、正課における内容の見直しや拡充に加え、さまざまなレベルで学生支援体制を整備・強化するためにも、今回の作業を通じて再認識することになった本学の特性と強み、そして問題点をしっかりと見据える必要がある。そして今後とも内部質保証の効果的な実施によって常に現在地を確認しながら、止まることなく改革を進め、本学が学生の、そして社会の期待に十分に応えうる教育研究機関であり続けられるよう、弛まぬ努力を重ねていきたい。

令和６年３月
自己点検・評価委員会委員長
副学長（教学・国際交流・ 研究振興・質保証）
海老根 龍介